

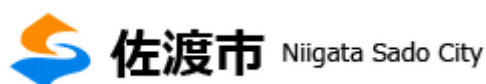
---

# **（仮称）第4次佐渡市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画**

令和6（2024）年度～令和10（2028）年度

（素案）

令和6年3月



社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 地域共生社会の実現について
- 3 地域福祉とは
- 4 地域福祉を推進するにあたってのそれぞれの役割
- 5 計画の位置づけ
- 6 関連諸計画との関係
- 7 計画期間
- 8 計画の策定体制

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

- 1 データからみた佐渡市
- 2 前期計画の取組状況・評価・課題・次期計画への引継ぎ
- 3 主要な市の課題

## 第3章 計画の基本理念と基本方針、施策の体系

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 施策の体系

## 第4章 計画のめざすところ

- 基本方針1 つながり、支え合うまちづくり  
基本方針2 健やかな暮らしを支えるまちづくり  
基本方針3 安全安心で住みやすいまちづくり

## 第5章 計画の推進に向けて

- 1 施策の達成に向けて
- 2 それぞれの役割
- 3 計画の進行管理と評価

## 第6章 佐渡市成年後見制度利用促進基本計画

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画期間
- 3 現状と課題
- 4 成年後見制度とは
- 5 成年後見制度推進の施策

## 第7章 佐渡市再犯防止推進計画

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画期間
- 3 再犯防止施策の対象者
- 4 犯罪情勢等について
- 5 現状と課題
- 6 基本方針
- 7 再犯防止推進の取り組み

資料編

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

平成 23（2011）年 3 月には東日本大震災が発生し、日本全国各地で「地域の絆」の大切さが再認識されました。また、近年は全国のあらゆるところで毎年のように大規模な自然災害が発生し、災害時のみならず平常時からの対応が求められているところです。このような情勢の中、国では平成 25（2013）年に災害対策基本法を改正し、迅速な避難支援を行うための取り組みが進められています。

また、令和 2（2020）年 1 月の国内初感染者の確認以降、新型コロナウイルスの感染拡大は、地域においても福祉活動やイベントが休止、中止を余儀なくされるとともに、その影響は長期間にわたり、人と人とのつながる力やボランティア活動へのモチベーションの低下、活動の担い手やノウハウの喪失により、今まで長年かけて築き上げられてきた「地域の力」や「住民同士の支え合いの力」が大きく損なわれ、再生が困難になることが危惧されます。

近年、当市においても少子高齢化が急速に進行し、高齢化率は 40%を超える超高齢社会となっており、未来の日本の縮図と言えます。高齢者世帯の増加や価値観の多様化、生活不安の増大、犯罪や事件の深刻化などを背景に、地域社会のつながりや、地域に対する関心の希薄化が問題になっています。また、これらに関連して、孤独死、虐待、認知症高齢者の行方不明、障がい者の地域移行、見守りが必要な人の増加など、地域の福祉課題が徐々に拡大しており、住民同士の支え合いや地域コミュニティの重要性が再認識されています。

このような状況下の中で、「第 4 次佐渡市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以降、「本計画」とします。）の策定にあたっては、住民同士の支え合いが継続、発展するよう、より柔軟な方向に変革していく視点を持ちつつ、重層的かつ包括的な事業への移行の検討を開始し、地域とのつながりの強化を目指します。

また、近年 SDGs（持続可能な開発目標：SDGs: Sustainable Development Goals）について言及されることが多くなってきています。

SDGs は、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された 2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」という理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の実現につながります。

本市においても、SDGs の目標を踏まえ、施策を推進していくことが求められています。

以上のことから、この計画推進の視点のひとつとして計画の施策において SDGs を念頭に取り組んでいきます。これまでの取り組みの成果や社会情勢、市民ニーズの変化等を鑑み、新たに「地域共生社会」の実現を目指し、本市における地域福祉推進にあたっての基本的な考え方と具体的な取り組みを明らかにしていくものとして、本計画を策定します。

## 2 地域共生社会の実現について

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種の団体など地域の多様な主体が、地域で生じるさまざまな課題の解決に向けた取り組みに参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。

国は、この地域共生社会の実現を目指す取り組みを進めています。

本市においても、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域の住民、団体等が公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。本計画は、本市における地域共生社会を目指すうえでの、ひとつの指針となるものです。

### 参考資料：「地域共生社会」の実現に向けた国の主な動向

#### \*平成28（2016）年7月…「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていく・地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める。

#### \*平成29（2017）年6月…社会福祉法の一部改正

##### 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成30年4月施行）

市町村地域福祉計画策定が努力義務化。福祉の各分野における「上位計画」として位置付け。

#### \*平成29（2017）年12月…「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出

「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」が示される。

#### \*令和2（2020）年6月…「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布（令和3年4月施行）

地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることを明記。

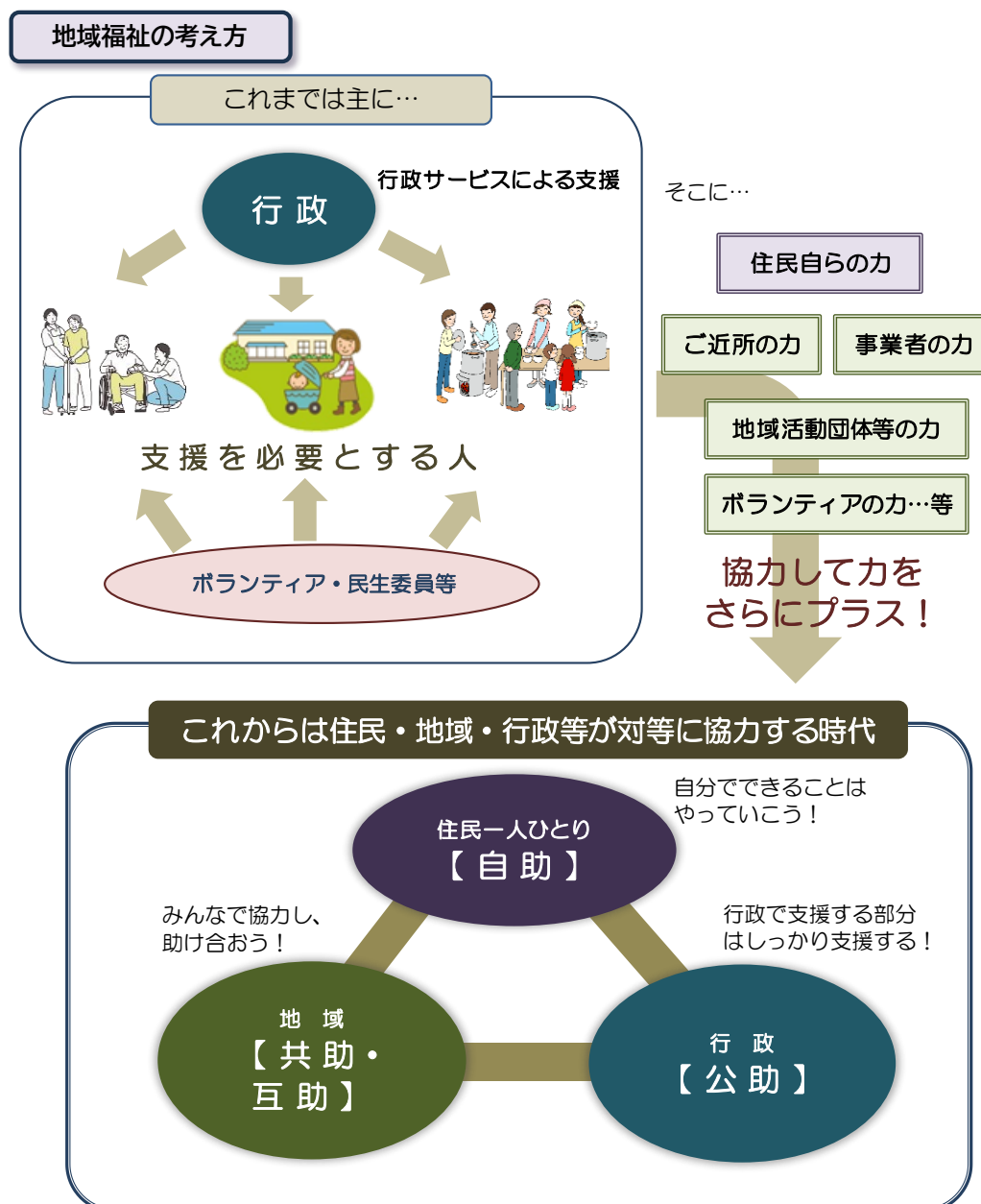
福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の創設等。

#### \*令和3（2021）年3月…「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正

「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の改正。

### 3 地域福祉とは

地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけでなく、地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、そして行政が一体となって、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送ることができるように、公的サービスのみならず、地域住民のふれあい交流活動や見守り活動、助け合い活動、健康づくりといった支援・支え合いを、地域でお互いに行っていくことを言います。その「地域での支え合い」を含め、住民と行政とが協働しながら、どのように地域福祉を進めていくかを定めたものが地域福祉計画です。



自助とは……………個人や家族による支え合い・助け合い（自分でできることは自分でする）

共助・互助とは…地域社会における相互扶助（隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う）地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え（「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う）

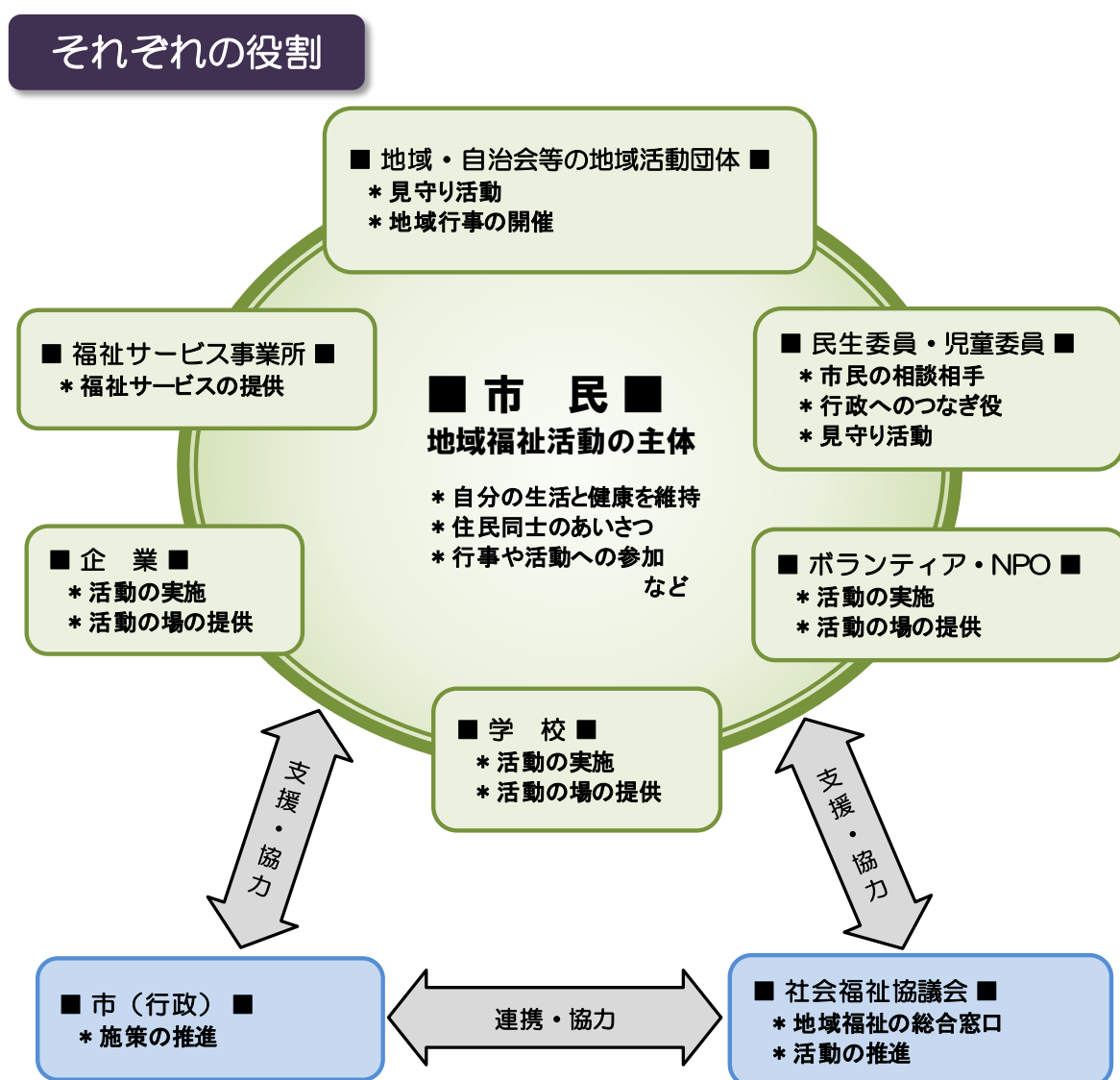
公助とは……………公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供（行政でなければならないことは、行政が行う）

#### 4 地域福祉を推進するにあたってのそれぞれの役割

すべての市民が、安全で、安心して快適に暮らし続けることのできる地域社会を実現させるためには、市民による主体的な取り組みと、市民と地域が協働して地域福祉活動を推進していくことが重要です。

そのためには、市民をはじめ、地域で活動する民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、学校、企業、福祉サービス事業所などの関係者（機関）が、地域福祉活動の重要な担い手となることが求められます。

計画を推進していくためには、市民を中心に関係者（機関）が協力してそれぞれの役割や責務を果たしながら、互助の精神、絆を持ち、協働して取り組んでいく必要があります。また、市（行政）と佐渡市社会福祉協議会は連携して、支援・協力して取り組むことが必要です。



## 5 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな生活課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを示す計画です。

#### ◆ 改正社会福祉法 抜粋（令和 3 年 4 月 1 日施行）

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

（1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

（2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

（3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（5）地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※下線部が追加となった部分。この他に、第 106 条の 4 に重層的支援体制整備事業についての内容が追加。

## （２）地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする民間の活動・行動計画です。

地域における課題や地域福祉の理念などを共有し、活動の密接な連携を確保します。

## （３）地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的な策定と

### 成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画について

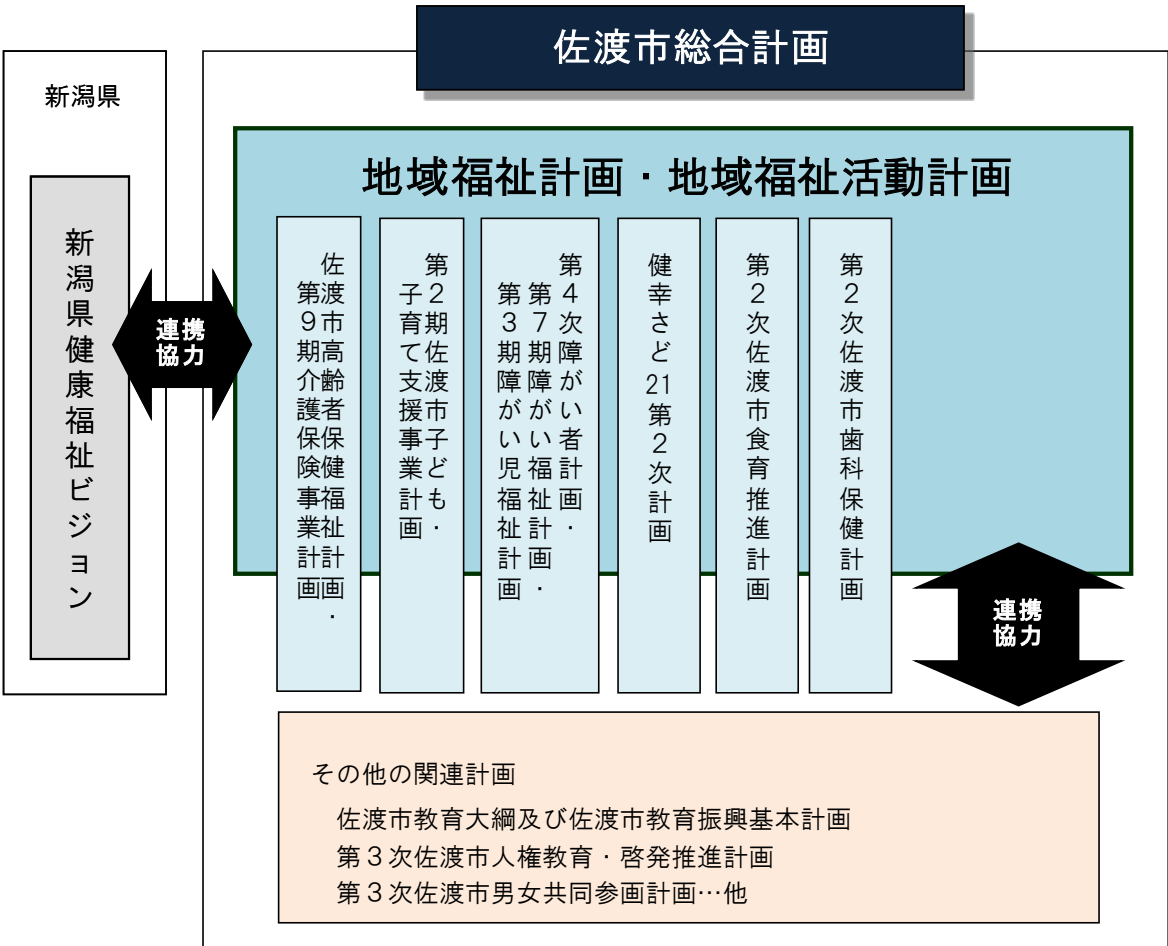
「地域福祉計画」は、市が地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画であり、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって地域住民の立場から地域福祉を推進する民間の行動計画です。両計画は、車の両輪のように、住民をはじめとする地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら、取り組みを展開するという共通の目的をもつものです。

これらが一体となって策定されることにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となります。

また、佐渡市ではこれまで、社会福祉協議会 成年後見センターと連携しながら、成年後見制度の周知啓発や利用支援に、市民後見人、関係機関・関係団体などと連携し取り組んできたところです。これらの経緯を踏まえつつ、制度の更なる利用促進に向けた取り組みを進めていくための成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項）及び、地域における犯罪被害を防止し、罪を犯した人等の社会復帰の支援に努め、市民が安全で安心に暮らせるように再犯防止を推進するための再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項）を包含するものとします。

6 関連諸計画との関係

施策の展開は、「佐渡市総合計画」をはじめ、「佐渡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「佐渡市障がい者等計画」「佐渡市子ども・子育て支援事業計画」他の保健福祉分野における各計画と整合性を図りながら推進していきます。



7 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間です。  
ただし、社会経済情勢の変化や社会福祉法など関連法の改正に柔軟に対応できるよう、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うこととします。

| 計画の名称                  | ～令和5年度<br>（～2023年度）     | 令和6年度<br>（2024年度）   | 令和7年度<br>（2025年度） | 令和8年度<br>（2026年度） | 令和9年度<br>（2027年度）  | 令和10年度<br>（2028年度） | 令和11年度<br>（2029年度） |
|------------------------|-------------------------|---------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 佐渡市総合計画                | 令和4年度～令和8年度（前期計画）       |                     |                   |                   | 令和9年度～令和13年度（後期計画） |                    |                    |
| 佐渡市地域福祉計画・<br>地域福祉活動計画 | 第3次<br>平成30年度<br>～令和5年度 | 第4次<br>令和6年度～令和10年度 |                   |                   |                    |                    | 次期計画               |

## 8 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民アンケート調査及びパブリックコメントを実施し、市民の意見を広く反映できるように努めるとともに、佐渡市地域福祉計画推進懇談会において、検討・調整を図りました。

### (1) 市民アンケート調査

市民の地域福祉に関する意識や生活課題、社会参加などの意向を計画に反映させるため、住民基本台帳から18歳以上の市民を対象として2,000人を無作為抽出し、郵送法およびWeb調査法により調査を実施し、1,000件の有効回答を得ました(有効回答率50.0%)。

### (2) 佐渡市地域福祉計画推進懇談会

本計画を策定・推進するため、学識経験者、関係団体代表者等の委員で構成する「佐渡市地域福祉計画推進懇談会」において、前期計画の中間評価及び各年度の評価を行った後、本計画について審議をお願いしました。

### (3) 佐渡市社会福祉協議会

社会福祉法に明確に位置づけられ、地域福祉を推進する団体である社会福祉協議会は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行うさまざまな解決活動と必要な資源の造成・活動などを目的としています。

社会福祉協議会が、地域福祉計画の基本理念や基本方針に基づき、それを実行するための、住民の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画と相互に連携した計画となるよう、協力しながら策定しました。

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1 データからみた佐渡市

#### (1) 人口

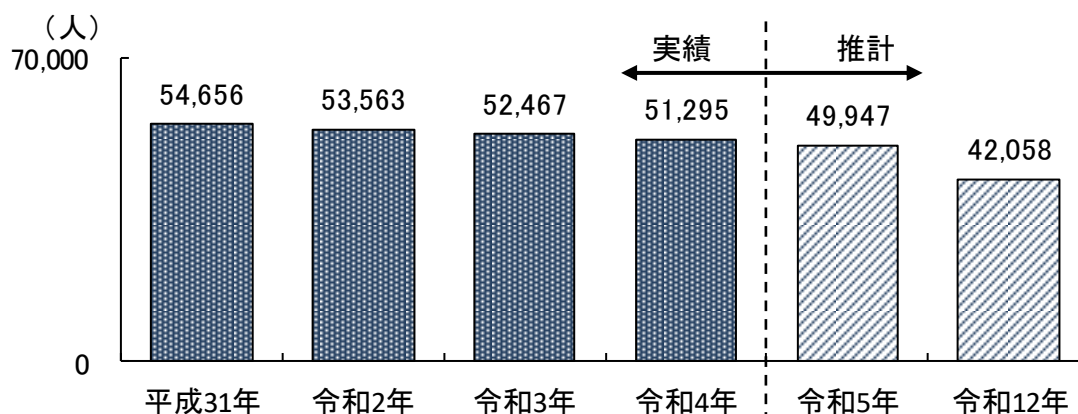
##### ①人口の推移

本市の人口は、近年5万人台で推移していましたが、令和5年3月末には初めて5万人を下回りました。

また、推計人口を見ると、令和12年には42,058人に減少すると予測されています。

年齢階層別では、65歳以上の高齢者人口の割合は減少する傾向にあり、令和12年は推計で46.2%となっています。

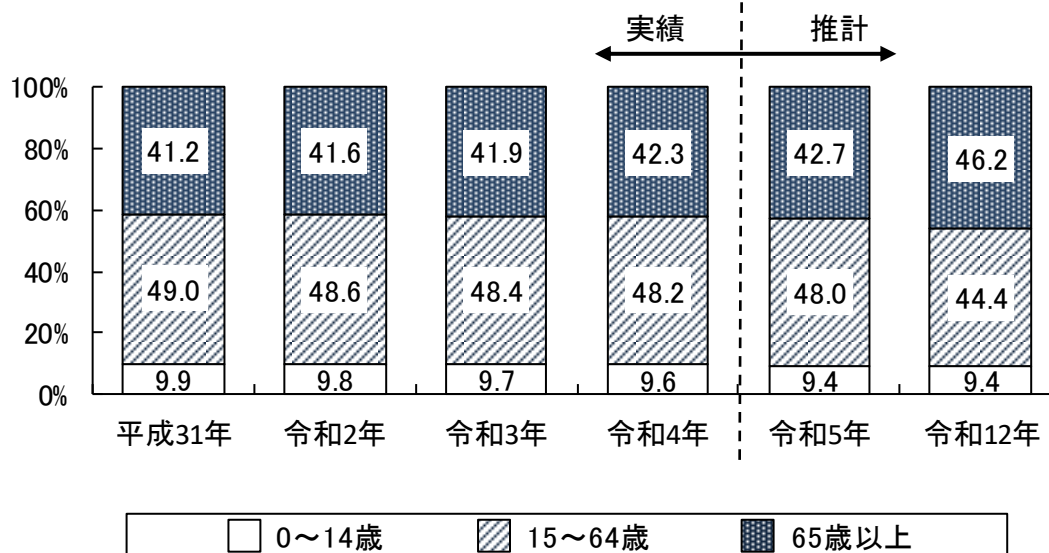
#### ◆人口の推移◆



【資料】実績：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

推計：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

#### ◆人口の年齢階層別割合の推移◆



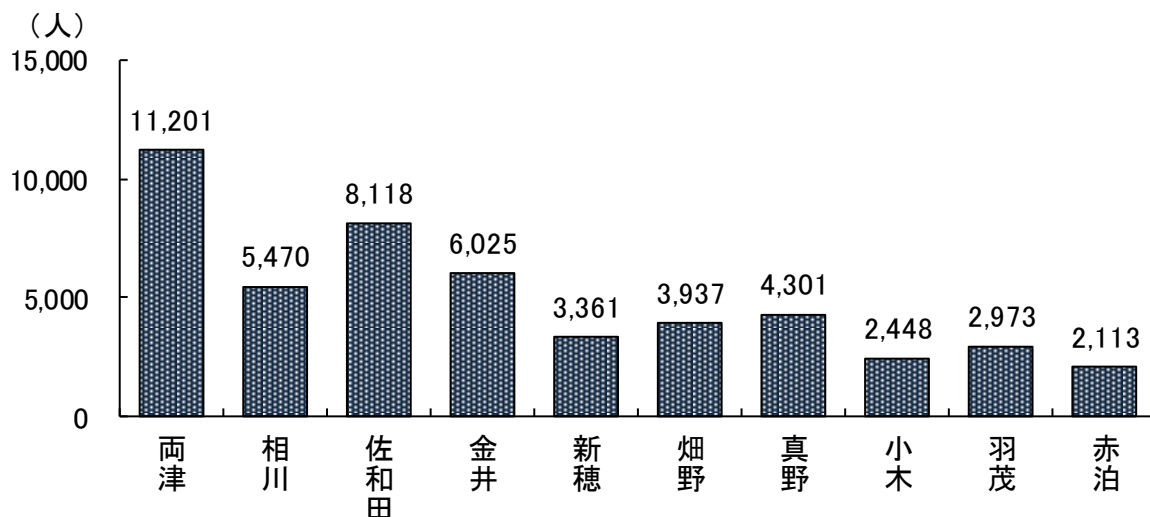
【資料】実績：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

推計：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

## ②地区別の人口

令和5年3月末の本市の人口は、両津地区が11,201人と最も多く、次いで佐和田地区が8,118人、金井地区の6,025人と続いています。

### ◆地区別の人口◆



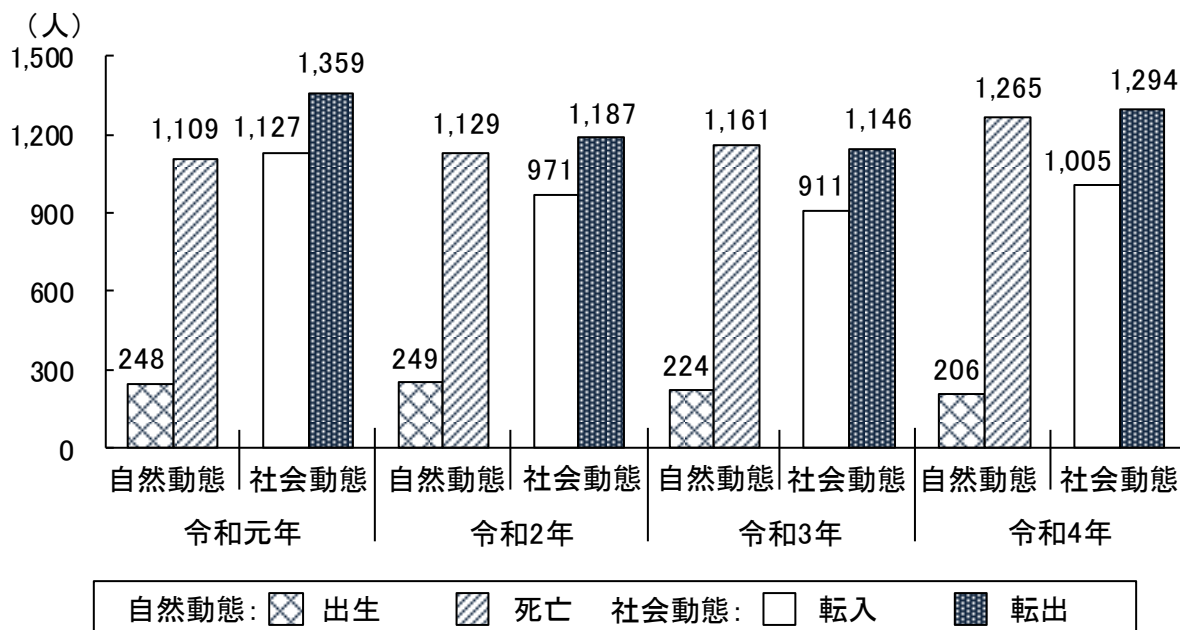
【資料】住民基本台帳人口(令和5年3月31日)

## (2) 人口動態

自然動態を見ると、死亡が出生を大きく上回って推移しており、令和4年度中は1,059人の減少となっています。

社会動態は、転出が転入を上回って推移しており、令和4年度中は289人の減少となっています。

### ◆人口動態◆

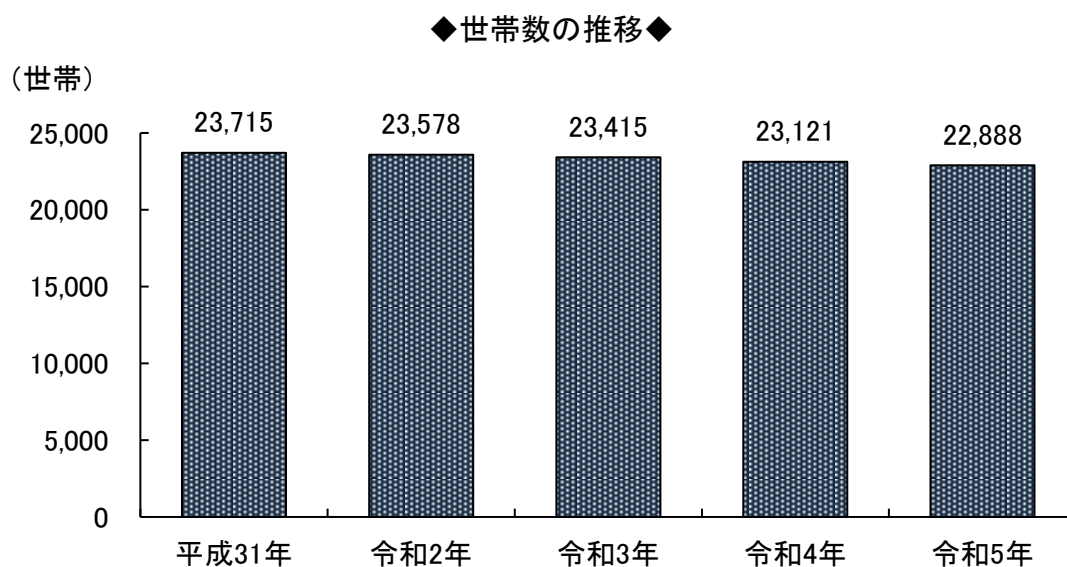


【資料】住民基本台帳人口(各年3月31日現在)

### (3) 世帯などの状況

#### ①世帯数の推移

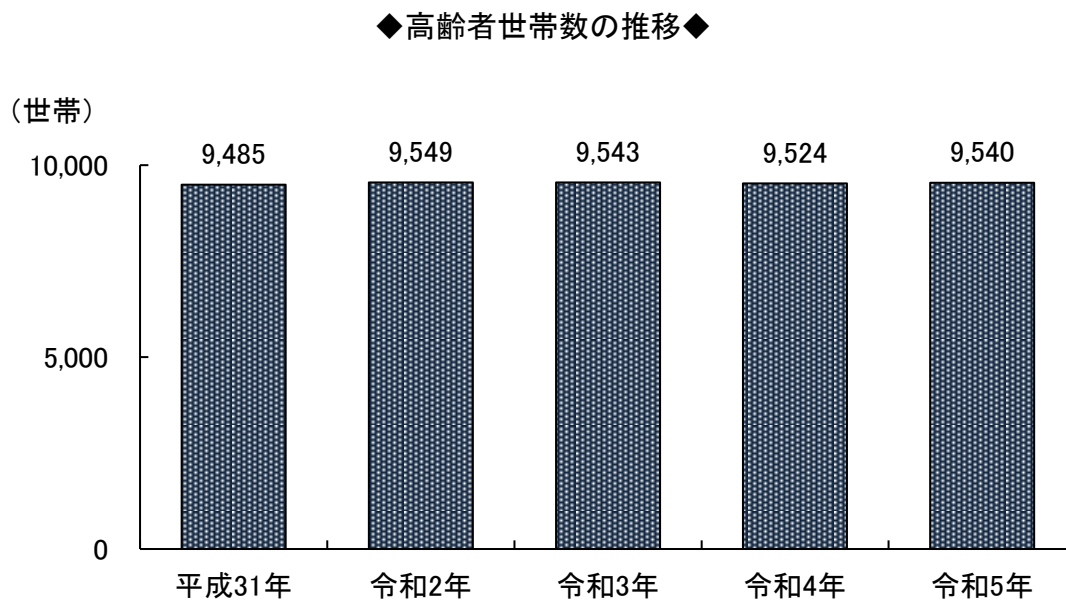
本市の世帯数は、令和5年3月末で22,888世帯となっています。



【資料】住民基本台帳(各年3月31日現在)

#### ②高齢者のみ世帯数の推移

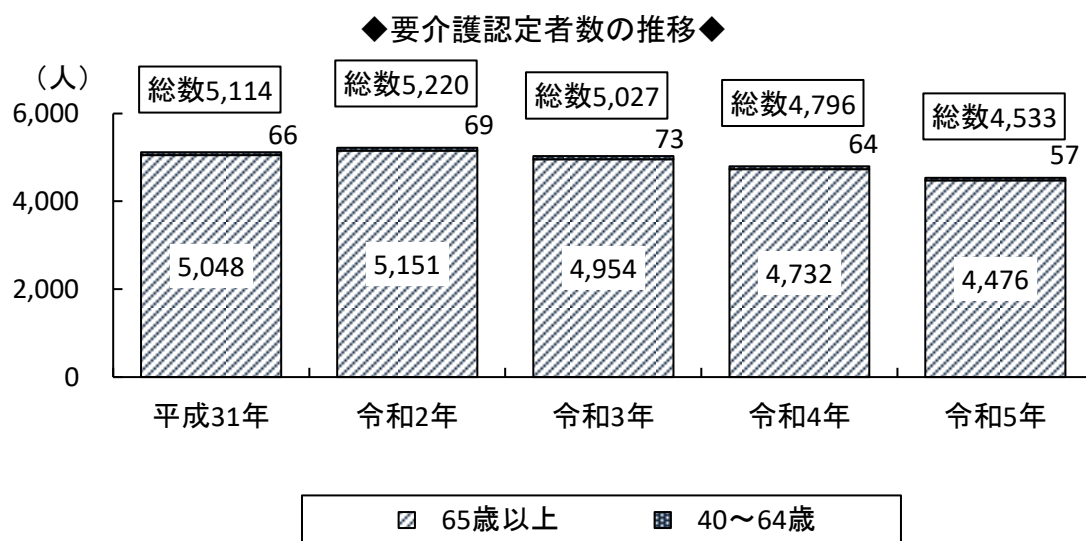
本市の高齢者のみの世帯数は9,500世帯前後で推移しています。



【資料】地域包括支援センター運営協議会資料より(各年3月31日現在)

### ③要介護認定者数の推移

本市の要介護認定者数は令和2年までは増加傾向にありましたが、令和3年以降は減少に転じており、令和5年は4,533人となっています。



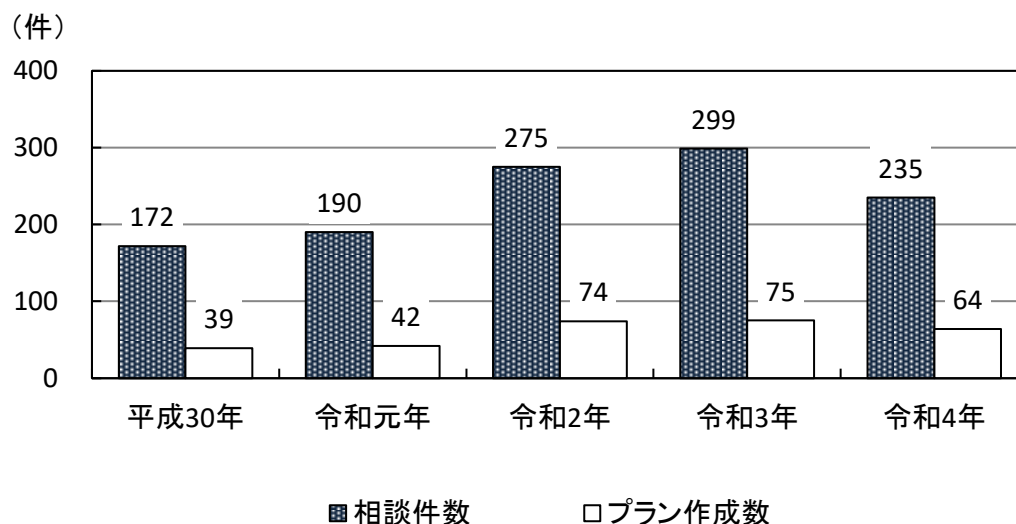
【資料】佐渡市の福祉・保健・医療・環境(各年3月31日)

#### (4) 生活困窮者及び生活保護の状況

##### ①生活困窮者

本市の生活困窮者新規相談件数と自立支援プラン作成件数は、平成30年度から令和3年度にかけて増加傾向にありましたが、その後減少して令和4年度は235件の相談、64件のプラン作成となっています。

##### ◆生活困窮者新規相談件数と自立支援プラン作成件数の推移◆

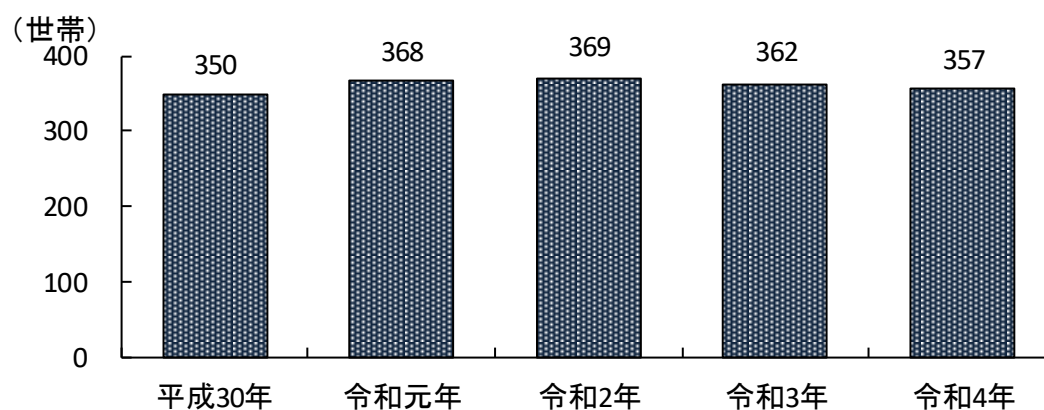


実績：佐渡市の福祉・保健・医療・環境（各年度実績）

##### ②生活保護世帯数の推移

本市の生活保護世帯数は、平成30年度から令和2年度にかけて微増しましたが、令和4年度は微減の357世帯となっています。

##### ◆生活保護世帯数の推移◆



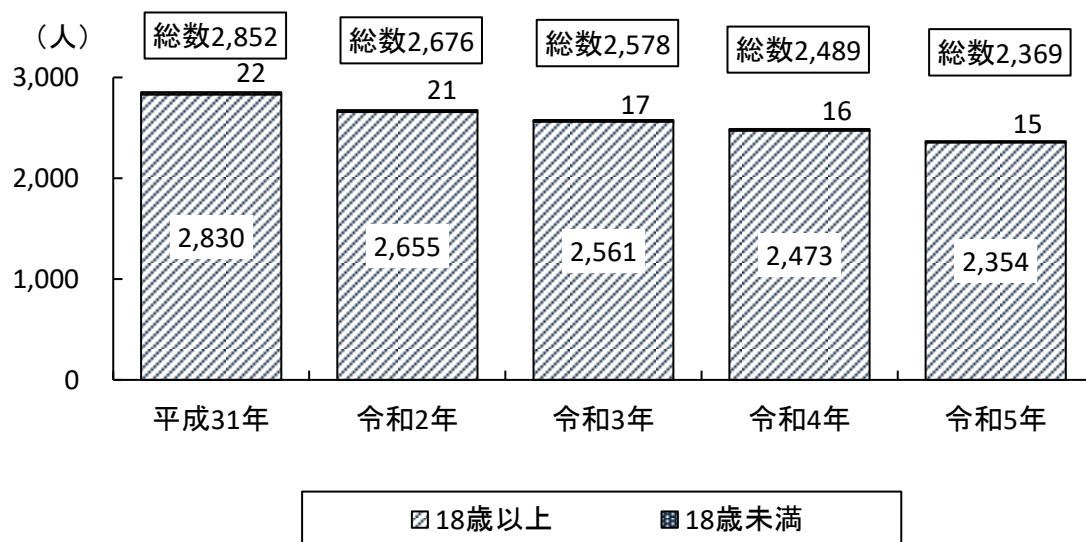
【資料】佐渡市の福祉・保健・医療・環境（各年度月平均被保護世帯数）

## (5) 障がい者の状況

### ①身体障がい者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は微減傾向にあり、令和5年3月末では2,369人となっています。

◆身体障害者手帳所持者数の推移◆

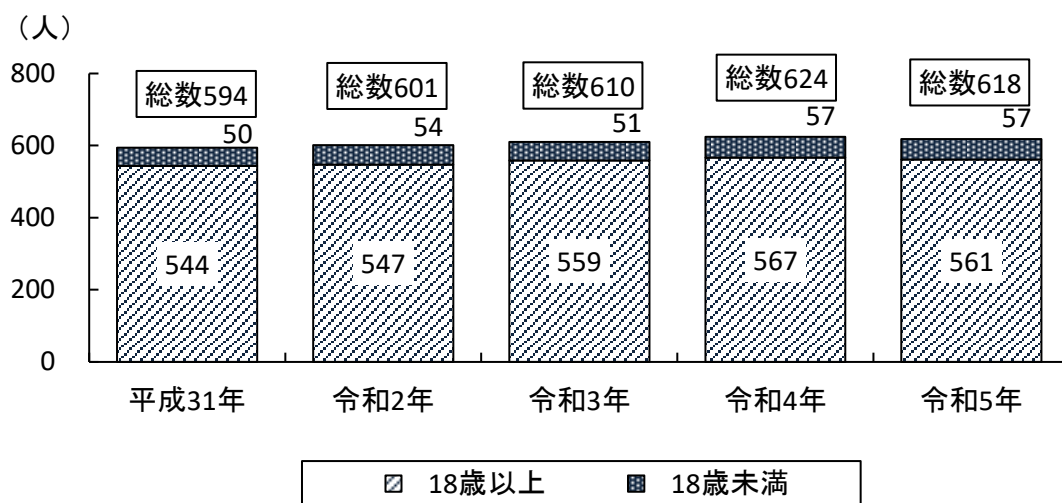


【資料】佐渡市の福祉・保健・医療・環境(各年3月31日現在)

### ②知的障がい者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、増減を繰り返し、600人前後で推移しています。令和5年3月末は618人となっています。

◆療育手帳所持者数の推移◆

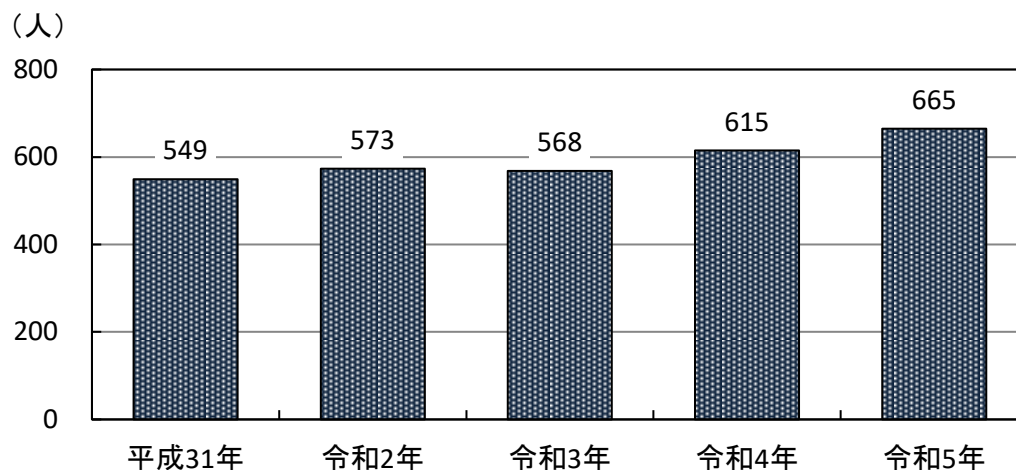


【資料】佐渡市の福祉・保健・医療・環境(各年3月31日現在)

### ③精神障がい者数の推移

本市の精神保健福祉手帳所持者数は、緩やかな増加傾向にあり、令和5年3月末で665人となっています。

#### ◆精神保健福祉手帳所持者数の推移◆

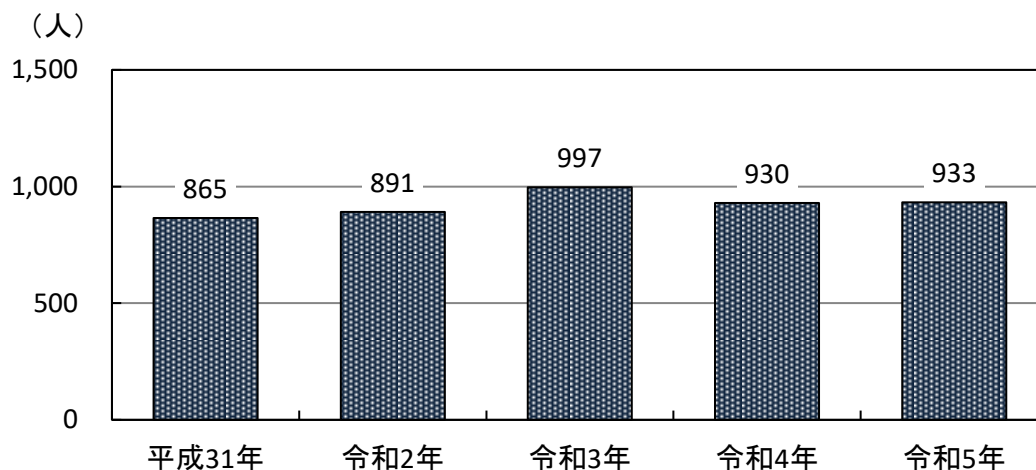


【資料】佐渡市の福祉・保健・医療・環境(各年3月31日現在)

### ④自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

本市の自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、令和元年度から令和3年度にかけて増加傾向にありましたが、その後減少して令和5年度は933人となっています。

#### ◆自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移◆



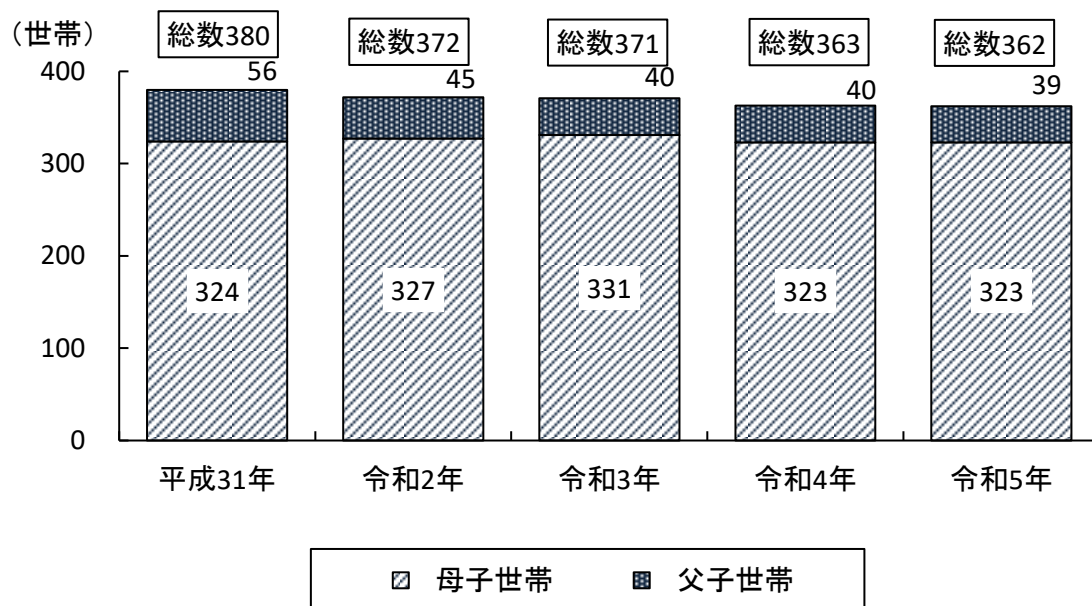
【資料】佐渡市の福祉・保健・医療・環境(各年3月31日現在)

## (6) 子どもの状況

### ①ひとり親世帯数の推移

本市のひとり親世帯は微減傾向にあり、令和5年3月末で362世帯となっています。

#### ◆ひとり親世帯数の推移◆

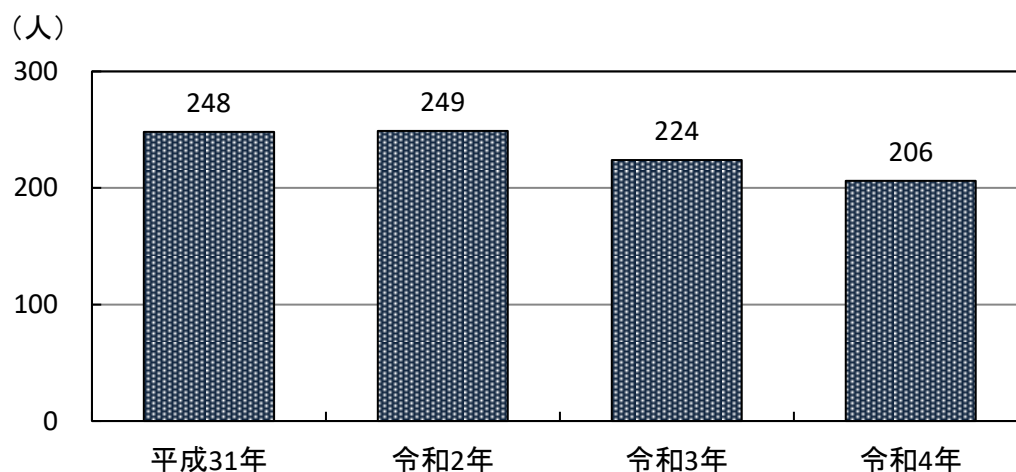


【資料】佐渡市の福祉・保健・医療・環境(各年3月31日現在)

### ②出生数の推移

本市の出生数は減少傾向にあり、令和4年3月末で206人となっています。

#### ◆出生数の推移◆



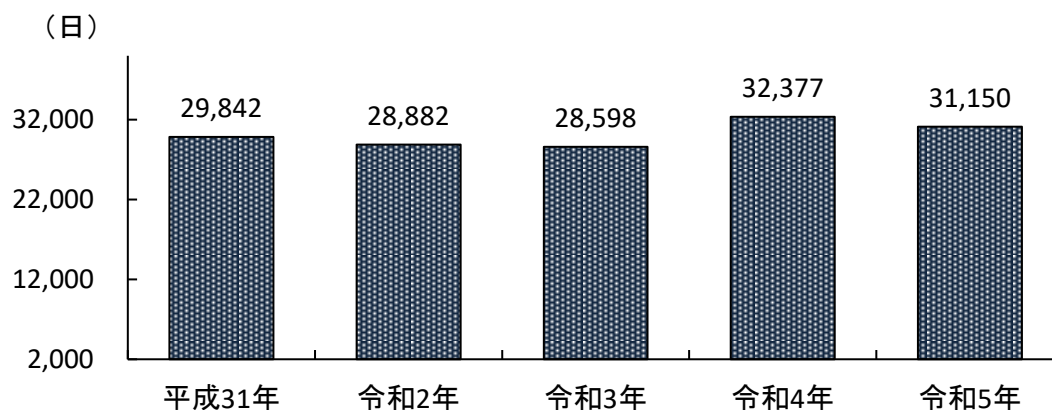
【資料】住民基本台帳人口(各年3月31日現在)

## (7) 地域活動などの状況

### ① 民生委員・児童委員の状況

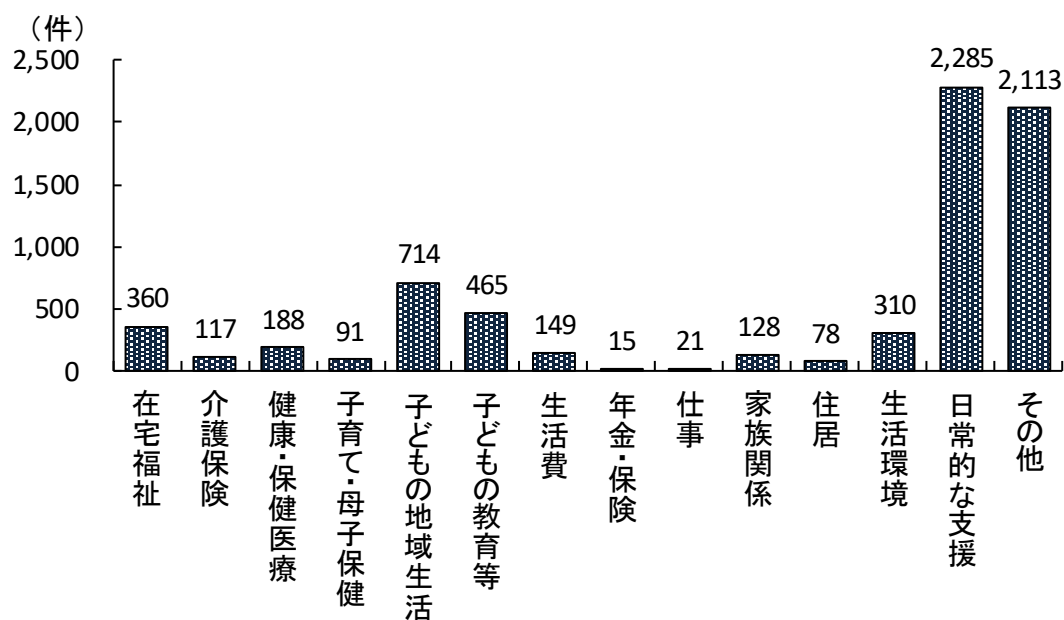
本市の民生委員・児童委員は令和4年度末現在211名が活動しています。  
令和4年度実績では年間延べ活動日数は31,150日となっています。  
その主な相談内容は日常的な支援が抜き出て多くなっています。

#### ◆ 民生委員・児童委員の延べ活動日数 ◆



【資料】佐渡市の福祉・保健・医療・環境(各年度実績)

#### ◆ 内容別相談件数 ◆



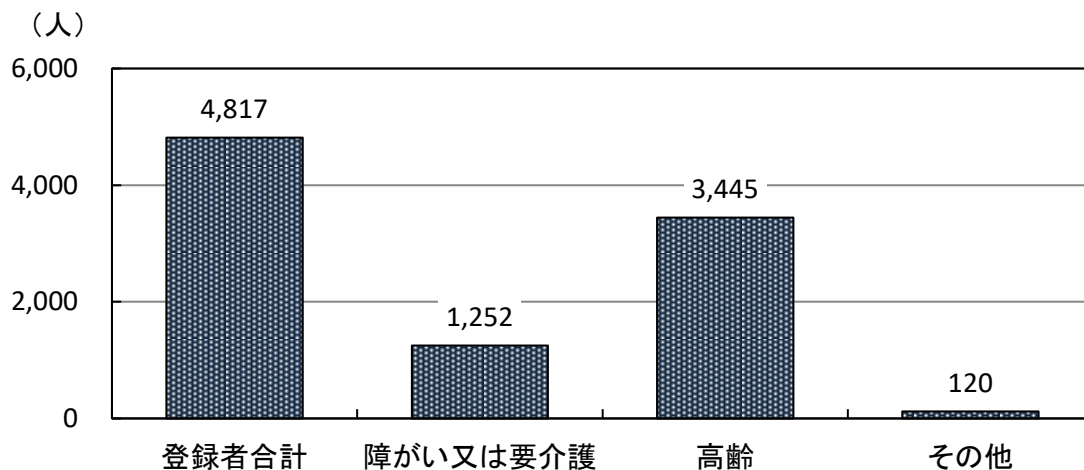
【資料】佐渡市の福祉・保健・医療・環境 (令和4年度実績)

## (9) 避難行動要支援者の状況

### ①避難行動要支援者名簿登録者数

本市の避難行動要支援者名簿登録者数は、令和5年5月末で 4,817 人となっています。

#### ◆避難行動要支援者名簿登録者数◆

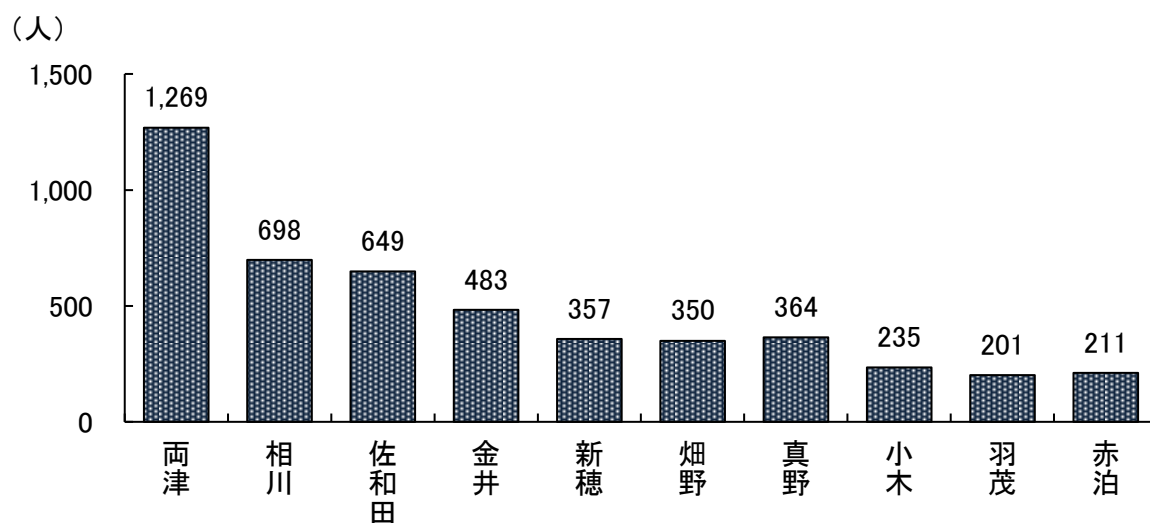


【資料】実績：佐渡市の福祉・保健・医療・環境（令和5年5末日現在）

### ②地区別避難行動要支援者名簿登録者数

令和5年5月末の避難行動要支援者名簿登録者数は、両津地区が 1,269 人と最も多く、次いで相川地区が 698 人、佐和田地区の 649 人と続いています。

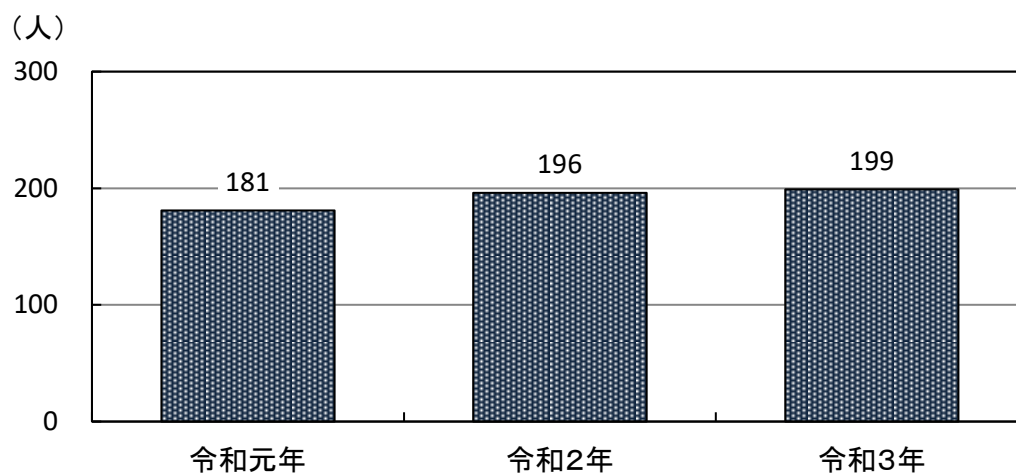
#### ◆地区別の避難行動要支援者名簿登録者数◆



## (10) 成年後見制度の利用状況

本市の成年後見制度の利用者数は、令和3年6月末で199人となっています。

◆成年後見制度の利用者数の推移◆



実績：成年後見制度に関する実態把握調査結果(R1:5/31、R2:5/14、R3:6/30)

## 2 前期計画の取組状況・評価・課題・次期計画への引継ぎ

前期計画の進行状況を確認するため、佐渡市地域福祉計画推進懇談会を設置し、年度ごとに事業実施担当課の自己評価や意見をもとに、進捗状況評価を行い主な課題や次期計画への引継ぎ事項を整理しました。

### 「基本目標1 思いやりの心を育むまちづくり」について

|           |                                                                                                                                  |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目 標       | 高齢者や障がい者、子育て中の家族などが地域で安心して生活を送ることができるよう、全ての市民がお互いを尊重し思いやり、暮らしやすい地域づくりを通して共生社会の実現を目指します。                                          |
| 施策の方向性    | (1) 福祉教育の充実<br>(2) ボランティア等市民活動団体への支援                                                                                             |
| 主な取り組み    | ・小中学校において福祉教育事業等を実施しました。<br>・地域でのボランティア活動及びボランティアポイント制度の普及促進を実施しました。                                                             |
| 主 な 課 題   | ・地域で暮らす様々な年代が福祉問題を理解し、地域で支える担い手として福祉教育の充実を図る必要があります。<br>・誰もが暮らしやすい地域を築くためのボランティアの養成が必要となります。                                     |
| 次期計画への引継ぎ | ・若い世代から自分のことだけでなく、周りの人や地域の人々を大切に思い、それぞれの考えや生き方を尊重し、ともに生きる力を養うための福祉教育に取り組みます。<br>・福祉の心を学び、ともに支え合える地域の福祉力を高めるために、ボランティアの養成に取り組みます。 |

## 「基本目標2 支え合い助け合うまちづくり」について

|           |                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目 標       | 地域ぐるみの活動を活発に行うことで、お互いを知り、思いやりの心を持って支え合い・助け合う地域づくりを目指します。                                                                                                                                                                                           |
| 施策の方向性    | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 支え合い意識の高揚と参加の促進</li> <li>(2) 子育てにやさしい地域づくり</li> <li>(3) 地域の人材・リーダー育成</li> <li>(4) 地域での見守り・声かけ体制づくり</li> </ul>                                                                                           |
| 主な取り組み    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における福祉課題を「我がごと」と捉え、解決に向けた住民参画による懇談会等を実施しました。</li> <li>・世代間のふれあい交流など、助け合いの心を育む事業を実施しました。</li> <li>・地域福祉を支える人材を育成するために研修会等を実施しました。</li> <li>・高齢者やこころに悩みを抱えた人を地域で見守ることができるよう研修会やボランティア活動を実施しました。</li> </ul> |
| 主 な 課 題   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療・介護のサービス提供だけでなく、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を一体的に図っていく必要があります。</li> <li>・親子で参加できるボランティア活動や交流会の実施や、読み聞かせなどのボランティアを確保する必要があります。</li> <li>・地域における福祉活動を支え、活動を推進する人材を育成する必要があります。</li> </ul>       |
| 次期計画への引継ぎ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが役割を持ち、お互いを尊重し、支え合うことで孤立せずに、その人らしい生活を送ることができるような体制づくりに取り組みます。</li> <li>・子育てを地域で支える交流事業やボランティアの養成に取り組みます。</li> <li>・地域福祉活動を担う人材の育成に取り組みます。</li> </ul>                                                     |

### 「基本目標3 健やかに安心して暮らせるまちづくり」について

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目 標       | 健康づくりに取り組み、ふれあいや交流を深める中で自分の知識や技術を発揮し、生きがいを持ち、誰もが健やかにいきいきとした生活を送ることができるまちを目指します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 施策の方向性    | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 誰もが集える場所・機会づくり</li> <li>(2) 健康・生きがいづくりの推進</li> <li>(3) 利用しやすい福祉サービスの提供</li> <li>(4) 権利擁護の推進</li> <li>(5) 相談・支援体制の充実</li> <li>(6) 生活困窮者自立支援事業の推進</li> </ul>                                                                                                                                                                                                               |
| 主な取り組み    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが役割を持ち、気軽に参加できる地域の居場所づくりを実施しました。</li> <li>・住み慣れた地域で生活を維持できるよう、地域での支え合いの体制づくりの協議を実施しました。</li> <li>・成年後見センター機能の充実を図り、市民後見人の養成及び支援について実施しました。</li> <li>・悩みを抱える人が安心して相談機関とつながるよう、行政と関係機関の連携強化に努めました。</li> <li>・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援を実施しました。</li> </ul>                                                                                                       |
| 主 な 課 題   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず誰もが気軽に集える居場所を確保し、自分たちが住む地域をよりよいものにするための話し合いの場を提供する必要があります。</li> <li>・一人ひとりが住み慣れた地域で、自分らしい生活を実現するために、様々な悩みごとに対して切れ目のない支援を行う必要があることから、相談支援体制の充実を図る必要があります。</li> <li>・市民後見人の受任数が増加傾向にあることから、市民後見人の養成とスキルアップが必要となり、安全・安心に活動できる環境・支援体制の充実を図る必要があります。</li> <li>・経済的な困窮だけでなく複合的な問題を抱え、制度の狭間で困難な状況にいる人も多いことから、適切な支援や制度につながるよう各関係機関と連携し対応する必要があります。</li> </ul> |
| 次期計画への引継ぎ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民同士のつながりを深め、生きがいや健康づくり、社会参加のための心地よい居場所づくりに取り組みます。</li> <li>・複合的な問題を抱える相談等を受け止め、適切な機関や制度、サービスにつなぐための相談支援体制の機能強化に取り組みます。</li> <li>・認知症や障がい等により判断能力が低下した人が、地域で自分らしく安心して生活できるよう市民後見人の養成や成年後見センターの機能の充実に取り組みます。</li> <li>・生活困窮者の自己選択、自己決定を基本として、経済的自立のみでなく、日常生活や社会生活の自立など、本人の状況に応じた支援に取り組みます。</li> </ul>                                                                        |

#### 「基本目標 4 安全で住みやすいまちづくり」について

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目 標       | 住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができるような地域づくりを目指します。                                                                                                                                                                                                                                |
| 施策の方向性    | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 誰もが暮らしやすい基盤整備の充実</li> <li>(2) 生活交通の確保と買い物支援</li> <li>(3) 自治会活動などへの支援</li> <li>(4) 地域の防災・防犯体制づくり</li> </ul>                                                                                                                  |
| 主な取り組み    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活の困りごとが解決され、お互いに助け合えるボランティア活動の支援を実施しました。</li> <li>・地域課題の解決や交流を深めるため、自治会等が行う地域活動に対し支援を実施しました。</li> <li>・要配慮者の把握のための避難行動要支援者名簿の更新を実施しました。</li> <li>・自主防災組織で活躍する地域防災リーダーの育成研修会を開催しました。</li> </ul>                                |
| 主 な 課 題   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用車の普及や少子高齢化の影響により、路線バス等の生活交通の維持が困難となっていることから交通体系の見直しが必要となります。</li> <li>・高齢者や障がい等で不自由を抱えながら生活している方が安心して暮らせるよう、生活支援を行うボランティアの確保が必要となります。</li> <li>・防災、防犯に対する意識の醸成や自助、共助の体制強化に向け、日頃から要支援者の見守りや避難訓練や防災訓練に取り組む必要があります。</li> </ul> |
| 次期計画への引継ぎ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活に不可欠である利便性の高い交通サービスの提供を目指し、新たな交通体系の構築に取り組みます。</li> <li>・交通手段を持たない高齢者等の買い物を支援するため、生活支援ボランティアの確保に取り組みます。</li> <li>・地域の防災力や防犯力の向上を図るための情報提供や自主防災組織の組織力向上に取り組みます。</li> </ul>                                                     |

### 3 主要な市の課題

本市は、昭和30年頃から人口減少に転じており、近年では、若者の流出とともに、高齢者の割合が急速に上昇し、国よりも先行した超高齢社会となっています。さらに子育て環境や経済的負担への不安、未婚・晩婚化の進行、核家族化などにより、出生率が低下しています。

また、人口減少の影響もある中、医師・看護師等の医療分野、介護・福祉分野の人材確保に努めているものの非常に厳しい状況が続き、医療・介護・福祉の社会保障体制の維持、確保が喫緊の課題となっています。

一方、地域においては、集落活動の縮小など地域コミュニティの衰退が見られ、特に過疎化が進む地域では生活基盤の維持が困難になると予想されます。

高齢化が進行することで、医療や福祉分野のサービス需要は増加し、さらなる社会保障費の増大が懸念されています。また、少子化の影響による同年代との交流機会の減少なども問題となっています。

人口分布が中心部に集中する傾向にあり、中心部と周辺部それぞれに課題が生じています。

新興住宅地や大きな集落では、地域内の交流が希薄になり、地域コミュニティの形成が難しくなっています。この課題に対して一部の方は深刻に考えていますが、共通の課題として認識されにくく、解決に向けた対策が進んでいません。

周辺部の地域では、伝統的なつながりや協力体制が維持されていますが、地域の将来には不安があります。地域役員や担い手不足や人口減少などにより、集落の維持や活性化が課題となっています。

今後、人材不足や経済的負担、地域コミュニティの衰退、生活基盤の維持などの様々な課題を改善し、持続可能なまちづくりを築くためには、地域・行政・関係団体が一体となり、見守り、支え合える地域共生社会の実現を進める必要があります。

## 第3章 計画の基本理念と基本方針、施策の体系

### 1 基本理念

#### 健やかで思いやりのあふれる持続可能なまちづくり

前期計画で掲げた基本理念や目標を踏襲し、「佐渡市総合計画」の基本理念である『歴史と文化が薫り 人と自然が共生できる持続可能な島 ～子どもからお年寄りまで 誰もがいきいきと輝ける島～』を基調とし、市民の誰もが住み慣れた地域でいきいきと輝き暮らせるまちづくりを目指します。

### 2 基本方針

基本理念の実現に向け、3つの基本方針を掲げます。

#### 基本方針 1

#### つながり、支え合うまちづくり

地域の中で誰もが安心して暮らすためには、日常生活における住民の自然な助け合い・支え合いが大きな役割を果たします。近隣の住民同士が日常で顔を合わせコミュニケーションが豊かになることによって「つながり」が生まれ、そのつながりが地域での助け合い、支え合いの基礎となります。

地域福祉の推進には、市民が主体となった地域福祉活動が不可欠です。地域福祉に対する理解と意識の高揚を図り、地域福祉活動の担い手となる人材の育成やボランティア活動を支援するとともに、地域全体で福祉を支えるまちづくりに取り組みます。

#### 基本方針 2

#### 健やかな暮らしを支えるまちづくり

すべての市民が、地域でいつまでも自立した生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉分野の関係団体が連携する仕組づくりを進める必要があります。複合的な問題を抱える相談等を適切な機関やサービス等につなぐための相談窓口の機能強化を図り、安心な市民の暮らしを支えるまちづくりに取り組みます。

併せて、健康で活力のある暮らしを維持することができるよう、健康や生きがいを推進し、生活の質的豊かさを実感できるようなまちづくりに取り組みます。

#### 基本方針 3

#### 安全安心で住みやすいまちづくり

子どもから高齢者、そして障がい者など、誰もがいつまでも安全で安心して暮らせる地域づくりが重要です。市民意識の醸成や自助・共助による防災・防犯体制の強化を図るほか、権利を守るための成年後見制度の利用促進を図り、安心して暮らすことのできる住みやすいまちづくりに取り組みます。

また、誰もが安心して外出できるよう、まちづくりと連携した交通ネットワークの構築に取り組みます。

### 3 施策の体系

基本方針ごとに市全体として重点的に取り組んでいく必要があると考える「活動方針」を示し、地域福祉の推進に取り組みます。

基本方針である「つながり、支え合うまちづくり」「健やかな暮らしを支えるまちづくり」「安全安心で住みやすいまちづくり」を三つの柱として、本計画の体系図とします。

#### 施策体系図



## 第4章 計画のめざすところ

### 基本方針1 つながり、支え合うまちづくり



#### 【活動方針】

##### 1-(1) 支え合い意識の高揚と活動への支援

#### 【現状と課題】

- 少子高齢化に伴う人口減少による過疎化・世帯の単身化が急速に進む中、個人の価値観が多様化していることから、地域住民同士の社会的つながりが希薄化しています。
- 地域活動の担い手が不足するなど社会資源の減少が課題となっています。
- 認知症等に対する市民の理解を深めるとともに、認知症予防や地域で共に支え合う支援体制を充実させる必要があります。
- 多くの人に地域福祉に関心をもってもらうために、様々な機会を通じて地域福祉に関する意識の高揚を図ることが重要です。
- 認知症高齢者が増加していることから、地域で見守り、本人や家族を支える意識を持つことが求められています。
- 地域が抱える問題が複雑化しており、対応が困難なケースが増えています。
- アンケート調査では、今後の福祉施策において重点におくべき事項として、自治会等を基盤とした地域での支え合いの仕組みづくりと学校教育や社会教育での体験的な福祉教育の充実が重要だと感じている方が多数います。

#### 【市民の声】

- ・住み慣れた地域で、隣人、友人、身内がいる中で過ごせることは、生きていくうえで心強いと思います。(70才以上・女性)
- ・子どもたちが、支援を要する人や高齢者の方々と関わる機会を持つことは、郷土愛や奉仕の心を育めると思います。(40代・女性)
- ・支え合い活動に参加していますが、具体的な活動につながっていないように思います。市民のニーズを踏まえてやってみて、そこからまた考えるような、機動力のある活動を展開していけるとよいと思います。(50代・男性)
- ・高齢化が進行する中で、住民が支え合っていかなければ成り立たない世の中になっています。一人ひとりがその状態を自覚し、意識をしなければ福祉サービスだけでは追いつきません。現状だけで満足しないで、将来を見据えた姿を学習し、今から何をすべきかを考え、どのようにして意識づけるかが課題と思います。(60才・女性)

### 【取り組み方針】

#### ①福祉教育の充実

- ・学校、地域、社会福祉施設、社会福祉協議会などと連携した福祉教育の推進
- ・子どもが福祉、ボランティア分野に取り組める環境づくりの推進

#### ②支え合い意識の高揚と参加の促進

- ・市民一人ひとりの「地域での助け合いが重要である」という相互扶助の精神の醸成
- ・支え合い活動の普及啓発及び促進

### ◆行政・社会福祉協議会が取り組むこと

#### 取り組み内容（公助・共助）

##### 【行政】

- 日常生活の支援を必要とする高齢者等を対象とした地域での助け合い活動を支援します。
- 学校における福祉教育を推進し、子どもの頃から福祉に対する意識の向上を図ります。
- 広報誌やホームページ、SNS等を活用し各種行事等に関する情報提供を行います。

##### 【社会福祉協議会】

- 住民自ら住みやすい地域づくりを行う組織活動を支援します。また、新たな活動を共に考案し、活動につなげます。
- 学校や地域の団体、企業等へ出向き福祉講座を開催します。子どもの頃から地域との関わりや認知症や障がい等の理解を通して、支え合いの意識の向上に努めます。
- 子供たちの学びが、実践へとつながるように連続した講座等の新たなプログラムの充実を図ります。
- 自治会や団体、企業等へ地域課題の共有や社会貢献活動のきっかけになるよう講座を開催します。

◆市民・地域に期待される役割やできること

取り組み内容（自助・共助）

【市民】

- 日ごろからあいさつや声かけを行い、隣近所と顔の見える関係をつくりましょう。
- 地域行事や防災訓練などに積極的に参加しましょう。
- ボランティア活動など積極的に参加し、様々な世代の方と交流しましょう。
- 家庭において、福祉に関する話題を積極的に取り入れましょう。

【地域など】

- 地域の運動として、声かけや見守り活動を広げていきましょう。
- 地域で障がいや認知症等に理解を深める取り組みを行いましょう。
- 誰もが地域に溶け込みやすい環境をつくりましょう。
- 身近な地域福祉活動に積極的に取り組みましょう。

○主な事業や取り組み

- ・地域支え合い活動事業の推進
- ・福祉教育事業の実施
- ・赤い羽根共同募金運動の推進
- ・認知症サポーター養成講座の実施
- ・福祉活動団体等、地域福祉会等の活動支援

【めざす地域の姿】

子どもの頃から福祉の心を育み、誰もが相互に思いやる意識の醸成と福祉活動への関心が高まっています。

## 【活動方針】

### 1-(2) 地域で活躍する人材育成・ボランティア活動支援

## 【現状と課題】

- 少子高齢化による人口減少に伴い、地域活動の担い手が不足しています。
- 地域で実施している地域の茶の間やサロン、見守りなど高齢者に関わる活動に多くの市民が参加しています。
- 福祉のこころを持った人材の育成には、活動できる場の提供が重要です。
- 地域福祉を進めるうえでの主役は市民であり、地域における活動を充実させるには、中心的な役割を果たすリーダーやボランティア等の人材育成が必要です。
- ボランティア活動に興味を持ち、活動に携わりたいと思える情報の発信が不足しています。
- アンケート調査では、現在ボランティア活動に参加していない方が約7割となっており、ボランティア活動への意識の醸成が急務といえます。併せて、地域において福祉活動を担うリーダー及びNPOなど市民の自主活動の育成が求められています。

## 【市民の声】

- ・人材の育成が急務です。リーダーと実践者を増やしていき地域の誰もが自信をもって社会参加できる環境を整えるべきと思います。(60才・女性)
- ・ボランティアに興味がありますが、どのようなボランティアを必要としているかの情報がわかると行動に移しやすいと思います。LINEやSNSなどを活用したりするのも良いと思います。(30代・女性)
- ・地域単位で配食サービスボランティアを育成して欲しいと思います。(60代・女性)
- ・仕事を行っているので活動に参加することは難しいかもしれませんが、参加したい気持ちはあるので、気軽にできるボランティアや相談できる場があると良いです。(30代・女性)

## 【取り組み方針】

- ①人材・リーダーの発掘と育成
  - ・地域活動の力となり得る人材の発掘及び育成と支援
- ②ボランティア活動の支援と連携強化
  - ・ボランティア活動及び地域活動との連携
  - ・企業、関係機関との連携
  - ・ボランティアセンターによるコーディネート機能の充実

## ◆行政・社会福祉協議会が取り組むこと

### 取り組み内容（公助・共助）

#### 〔行政〕

- 福祉に興味を持ち、地域課題の解決に向けて活躍できる福祉の担い手の育成に努めます。
- ボランティア活動の活発化を図るため、企業や関係機関への協力要請に努めます。
- 民生委員・児童委員は、知識の習得と資質向上を目的とした研修会に積極的に参加します。
- 地域福祉活動に関する情報を発信します。
- 市職員も積極的にボランティア活動に参加します。

#### 〔社会福祉協議会〕

- ボランティアに関する相談や活動のコーディネートを行います。また、積極的に情報発信を行い、ボランティア登録や活動の推進に取り組みます。
- 新たなボランティアを発掘するため、セカンドライフ講座や学生向けボランティア体験事業を行います。
- 活動中のボランティアのモチベーションを高めるためのフォローアップ講座を開催します。
- 企業等と連携した社会貢献活動の創出に努めます。

## ◆市民・地域に期待される役割やできること

### 取り組み内容（自助・共助）

#### 〔市民〕

- 地域における身近な福祉活動に積極的に参加しましょう。
- 地域における生活課題について共通認識を持ち、ボランティアに関心を持ちましょう。
- 市や社会福祉協議会が実施する教室や講座等に積極的に参加しましょう。
- 地域の一員として、自分の知識や経験を地域で活かしましょう。

#### 〔地域など〕

- 人材の発掘や育成に取り組み、仲間づくりを行いましょう。
- 地域での学習会や勉強会等を開催しましょう。
- あらゆる世代が興味を持つよう、ボランティアに関する活動内容の情報発信や啓発を行いましょう。
- 企業や法人として、地域貢献活動に取り組みましょう。
- 事業所等は、ボランティア活動への理解を深め、ボランティア休暇制度等による参加しやすい環境づくりに努めましょう。
- ボランティア団体等は、人材の発掘と育成に取り組み仲間づくりを行いましょう。

## ○主な事業や取り組み

- ・ 民生委員児童委員活動の充実
- ・ ボランティア講座の開催
- ・ 認知症サポーター養成講座の開催〔再掲〕
- ・ ボランティアセンターの充実

### 【めざす地域の姿】

ボランティア活動への理解が深まり、地域活動への参加意識が向上していて  
関係機関と連携が取れています。

## 【活動方針】

### 1-(3) 子育てにやさしい地域づくり

## 【現状と課題】

- 人口減少、少子高齢化が進行しており、子育てや暮らしのあり方が多様化しています。
- すべての子どもが健やかに育つ地域社会の実現と、子育て世帯を孤立させないよう、家庭、地域、行政等が連携し温かく見守り支え合える地域づくりが必要です。
- 子育て世帯の支援のため、従来の保育サービスに加えて、仕事と子育てが両立できる働き方の仕組みづくりが求められています。
- アンケート調査では、自然の中でゆったりと子育てができる環境を好んでいる方が多くいます。一方で、子育て支援に関わる活動や環境の更なる充実が求められています。

## 【市民の声】

- ・異世代交流の場づくりを行って欲しい。地域は住民が守り育んでいく等の意識を醸成し、組織の向上を図ることが必要だと思います。(70才以上・男性)
- ・ひとり暮らし高齢者が多くなるので、子どもやその親世代の人との交流の場をつくり、少しでも楽しんで欲しいと思います。(30代・女性)
- ・地域で過ごす元気な高齢者との関りを持つきっかけとして、集落センター等を利用して昔遊びやクッキングなど、親世代の私たちから学べないことを学んで欲しいと思います。(30才代・女性)
- ・子ども食堂など、子どもが楽しめる場が増えると良いと思います。(30代・女性)

## 【取り組み方針】

### ①子育てサービスの充実

- ・地域や職場を含め、社会全体で子育てを支えるまちづくりの推進
- ・地域における子育て支援サービスの充実

### ②子育ての相談支援体制の充実

- ・子育て世帯が孤立することのない、安心して子育てができるような相談支援体制の充実
- ・子育てに関する情報の発信

## ◆行政・社会福祉協議会が取り組むこと

### 取り組み内容（公助・共助）

#### 〔行政〕

- 地域における子育て支援サービスの充実を図ります。
- 子育てに関する情報提供・相談支援体制の充実を図り、妊娠期からの切れ目のない子育て支援を実現します。
- 親子でふれあえる事業を開催し、親子、親同士、子ども同士が共に学び、仲間づくりができる事業を実施します。
- 共働きやひとり親家庭などの子どもが楽しく有意義に過ごせる放課後の生活の場を提供します。

#### 〔社会福祉協議会〕

- 子どもの食支援を行うとともに地域で子育てを行う地域性を育むため、地域の方々と一緒に食事をとる活動を支援します。
- 子ども達も地域の一員であることを理解し、地域全体で支え合う風土を作るため、地域でのボランティア活動体験を行います。

## ◆市民・地域に期待される役割やできること

### 取り組み内容（自助・共助）

#### 〔市民〕

- 子育て支援サービスを積極的に活用しましょう。
- 子育ての大変さを親だけで抱え込まずに、少しでも困ったことがあったら相談しましょう。
- 親子で地域行事に参加し、子育て中の方や子育ての先輩、地域の方々と顔見知りになりましょう。

#### 〔地域など〕

- 子育て中の親子が気軽に参加できる地域行事を開催しましょう。
- 大人たちが子どもを温かく見守り、「おはよう」「おかえり」と声をかけあえる地域をつくりましょう。
- 子育てをしながら働き続けられる、職場環境づくりに努めましょう。

### ○主な事業や取り組み

- ・ファミリーサポートセンターの充実
- ・子ども若者相談支援センターの充実
- ・世代間交流事業の実施
- ・子育て支援センターの充実
- ・親子ふれあい教室の実施

#### **【めざす地域の姿】**

地域全体が子育てへの理解と関心が高まっていて、子育て支援サービスの充実が図られています。

## 基本方針2 健やかな暮らしを支えるまちづくり



### 【活動方針】

#### 2-(1) 地域での見守り・声かけ体制づくり

### 【現状と課題】

- 少子高齢化や単身者の増加、核家族化などの要因により、地域コミュニティの希薄化が見られます。
- 地域において誰もが一人の人間としていきいきと暮らしていくためには、社会的に孤立しないようにすることが重要です。
- 地域ごとに人や団体が連携し、住民同士が支え合う仕組みが求められています。
- アンケート調査では、ご近所と親しい付き合いがある人は約3割となっていますが、地域との付き合いがほとんどない人が約1割います。なお、今後の福祉施策において重点におくべき事項として、地域住民同士が互いに助け合える仲間づくりへの支援や誰もが集える場の充実が求められています。

### 【市民の声】

- ・高齢者のみの世帯が多い中、行政だけの支援では不十分と思われ、地域での日々の見守り、声かけなどをできる範囲でやっていきたいと思います。(50才・女性)
- ・孤独孤立対策が急務です。そのための一つの方策として誰もが集える場所が必要だと思います。(60代・女性)
- ・地域を歩いていても、あいさつを交わせる地域、声をかけて返ってくる地域づくりからはじめて、それから助け合う地域、声をかけ合う地域ができると思います。(50代・女性)
- ・高齢者を取り巻く環境は厳しく変化し、暮らしにくくなってきています。ひとり暮らし、買い物難民、ひきこもり、老々介護そして孤独死と、自助だけでは対応しかねる状況です。地域住民で支え助け合うことの意識の高揚と組織づくりを行い、「お手伝いしましょうか」と言える地域に少しでも近づきたいと思います。(70才以上・男性)

### 【取り組み方針】

#### ①見守り・声かけ活動の推進

- ・民生委員・児童委員、地域、社会福祉協議会、市などの取り組みの連携
- ・ICTの活用等による見守り活動の推進
- ・地域福祉活動を担う人材の育成

#### ②誰もが集える居場所づくりの推進

- ・子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、みんなが集える場の創設

## ◆行政・社会福祉協議会が取り組むこと

### 取り組み内容（公助・共助）

#### 〔行政〕

- 企業等と連携し、地域で支え合うネットワークづくりの構築を図ります。
- 子どもから高齢者、障がいのある人もない人も、異世代間で互いに理解し合える誰もが集える居場所づくりを推進します。
- 地域の中で活動する、「気づき」や「見守り」のための人材育成を行います。
- 民生委員・児童委員が市民に身近な相談相手として、見守り活動に努めます。
- 認知症等の高齢者と家族が安心して地域で生活するために、地域住民への正しい知識の普及に努めます。

#### 〔社会福祉協議会〕

- 集落等に出向き地域福祉懇談会を実施し、福祉の情報提供や地域課題について話し合う場を提供します。併せて、地域の状況を可視化し、情報の共有を図ります。
- 地域課題やニーズを把握することで、解決に向けて方策を提案します。
- サロン・茶の間等の居場所づくりや見守り活動を創出します。また、現在実施している団体が継続して活動できるよう、支援に取り組みます。

## ◆市民・地域に期待される役割やできること

### 取り組み内容（自助・共助）

#### 〔市民〕

- 地域の茶の間など、誰もが集える居場所に積極的に参加し様々な世代の人たちと交流しましょう。
- 異変を感じたら、市の相談窓口や民生委員・児童委員などに知らせましょう。
- 積極的にあいさつや声かけ等を行い、隣近所との信頼関係をつくりましょう。
- 悩みがあったら抱え込まずに相談しましょう。

#### 〔地域など〕

- あいさつをする、声をかけるなど、普段からの近所づきあいを通してお互いに気づかう関係を築きましょう。
- 公民館等を利用した、誰もが気軽に集える居場所づくりを行いましょう。
- 地域の中に困った人や見守りが必要な人はいないか目を配りましょう。
- 必要時に連絡する相談窓口を把握しておきましょう。
- サービス事業者や企業は、サービス利用者や地域住民と一緒に楽しめる行事を企画・開催しましょう。

## ○主な事業や取り組み

- ・居場所づくり事業の充実
- ・認知症サポーター養成講座〔再掲〕
- ・ゲートキーパー養成研修会等の実施
- ・地域福祉懇談会の実施
- ・地域支え合い活動の実施〔再掲〕
- ・福祉教育事業の実施〔再掲〕
- ・支え合いマップづくり事業
- ・見守り活動の推進

**【めざす地域の姿】**

常に地域の中で自然なあいさつや声かけが交わされ、誰もが気軽に集える場があり顔の見える関係が構築されています。

## 【活動方針】

### 2-(2) 相談支援、情報提供体制の充実

## 【現状と課題】

- 子どもや子育て中の方、高齢者、障がい者、生活困窮者等の支援を必要としている方を早期に発見し支援することが重要です。
- 地域コミュニティが希薄化する中、虐待や孤独死等の家庭内の問題や、これらの相談に対応する体制の充実が必要です。
- 複雑化、複合化した様々な問題や課題、多様なニーズへ対応するため、重層的・包括的相談支援体制の整備が求められています。
- 福祉サービス等の必要な情報を得ることができずに、生活に困っている方がいます。
- アンケート調査では、今後の福祉施策において重点におくべき事項として、気軽に相談できる専門窓口の充実や身近な福祉サービスに関する利用者情報の提供が上位を占めています。

## 【市民の声】

- ・困ったことをなんでも相談できる窓口を設置して欲しいと思います。(60代・男性)
- ・高齢者世帯が増えているので、困ったことを相談できる窓口を開設し、相談内容によってはすぐに解決できるような体制を取ってもらいたいと思います。(60代・男性)
- ・相談窓口が平日開設だけでは利用しにくいので、土日に月1回でも開設されていると働いている人や学校に行っている人(ヤングケアラー)も相談しやすいと思います。(10代・女性)
- ・複雑化する個別課題や地域課題に対応するため、相談支援の充実が重要だと思います。(60代・女性)

## 【取り組み方針】

- ①重層的・包括的相談支援体制の充実
  - ・相談しやすい窓口の機能強化
  - ・官民一体となった多機関協働による重層的・包括的相談支援の推進
  - ・利用しやすい福祉サービスの提供
- ②生活困窮者自立支援事業の推進
  - ・生活困窮者自立支援事業に基づく自立相談、家計相談支援など各種支援事業の推進
- ③医療・介護・福祉の提供体制の確保、充実
  - ・医療・介護・福祉分野が連携し、人材確保、資源の有効活用
  - ・ICTの活用など持続可能なサービス提供体制の整備

## ◆行政・社会福祉協議会が取り組むことが取り組むこと

### 取り組み内容（公助・共助）

#### 〔行政〕

- 関係機関とのネットワークの機能強化を図り、重層的・包括的な相談支援の推進に努めます。
- 庁内の関係各課と連携し、様々な相談に対応し、ニーズに合った関係機関へつなぎます。
- サービス事業所や関係機関等との連携により、相談者が望む適切なサービスが受けられるようサービスの提供に努めます。
- 各相談窓口に関する情報の周知に努めます。
- 生活困窮者自立支援制度に基づき、関係機関と連携しきめ細かな支援を行います。
- 医療・介護・福祉分野が連携し、人材の確保と資源の有効活用を図ります。
- 佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会と連携し取り組みを推進します。
- ICTを活用したサービス提供体制の確保に努めます。

#### 〔社会福祉協議会〕

- 地域の様々な相談を受け止めるため、コミュニティソーシャルワーカー（福祉なんでも相談員）を配置します。
- 日常生活上の心配ごとに対して、「福祉なんでも相談窓口」を継続設置し、住民の生活安定に向けた支援を行います。
- あらゆる生活課題に対応するため他機関とのネットワークの構築を図ります。
- 経済的な困窮や社会的に孤立しているなど生活しづらさを抱える相談者の支援に取り組みます。
- 就労に困難を抱えている相談者について、行政や障がい者就業生活支援センター、ハローワーク等の関係機関・事業者と連携し、支援に努めます。

## ◆市民・地域に期待される役割やできること

### 取り組み内容（自助・共助）

#### 〔市民〕

- 身近な相談窓口に関する情報を収集しましょう。
- 家族や本人だけで悩まずに、気軽に相談しましょう。
- 孤立している人や困っている人をみかけたら、相談機関につなげましょう。
- サービスを利用した際は、サービスの質の向上につながるよう、感想や意見を伝えましょう。

#### 〔地域など〕

- 全ての方が地域に溶け込めるように、声かけなどを行いましょう。
- 誰一人取り残さないためにも、相談機関などと連携しましょう。
- 地域の福祉ニーズを把握し、サービス事業者や行政に伝えましょう。
- 事業者等は利用者を第一に考え、より良いサービス提供へつなぎましょう。

## ○主な事業や取り組み

- ・ 各種相談窓口の機能強化  
(総合福祉相談支援センター・地域包括支援センター・子ども若者センター・生活自立相談支援センター)
- ・ 福祉相談員の配置
- ・ 生活困窮者自立支援事業の実施    ※次ページ：生活困窮者自立支援推進の施策

### 【めざす地域の姿】

高齢者、障がい者、子どもや子育て世代、生活困窮者など、すべての人が必要なサービスや支援情報を得ることができ、誰でも気軽に相談できています。

## 【生活困窮者自立支援推進の施策】

### ○生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の段階で困窮する方の相談内容に応じ、自立相談支援事業や家計改善支援事業その他の支援により、就労やその他の自立のための支援を行います。

生活困窮者自立支援事業等を社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会へ委託し、専門員が各相談機関や民生委員、関係機関と連携をしながら、困窮者の方に寄り添った支援に努めています。

### 【各困窮者支援事業】

#### ①自立相談支援事業

生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として、様々な課題を抱える方に対して支援員と一緒に考え、具体的なプランを作成するなど寄り添いながら、自立に向けた支援を行います。

#### ②家計改善支援事業

家計収支などに課題がある方に対して、家計再建に向け公的制度の利用支援、家計表の作成等を行うほか、関係機関につなぐなど、早期の生活再生を目指しサポートを行います。

#### ③就労準備支援事業

直ちに就労が難しい方を対象に、一定期間、生活習慣形成のための指導・訓練、就労の前段階として必要な基礎的能力の習得等を行います。

#### ④学習支援事業

生活保護世帯等や養育環境に課題を抱えているひとり親世帯等の子どもを対象に学習支援をはじめ、子どもと保護者の双方に対して必要な支援を行います。

### ○自立相談支援事業実績

| 年 度 | 自立相談支援 |            |            | 家計改善支援 | 就労準備支援       | 学習支援 |
|-----|--------|------------|------------|--------|--------------|------|
|     | 相談件数   | プラン<br>作成数 | 相談援助<br>件数 | プラン作成数 | プログラム<br>作成数 | 利用者数 |
| 2 年 | 275    | 74         | 3,811      | 31     | 8            | 14   |
| 3 年 | 299    | 75         | 4,938      | 33     | 8            | 8    |
| 4 年 | 235    | 64         | 4,715      | 35     | 7            | 16   |

## 【活動方針】

### 2-(3) 健康・生きがいつくりの推進

## 【現状と課題】

- 高齢化が急速に進む中、医療や福祉分野のサービス需要は増加し、更なる社会保障費の増大が懸念されています。
- 総人口が減少する中、高齢者人口の減少は緩やかで相対的に高齢化が進行し、平均自立期間は全国及び県の平均を下回っています。
- 健康寿命の延伸を図るため、市民の健康づくり、介護予防を応援するための教室や講座などを実施しています。
- 活動しているメンバーの高齢化により、教室や健康づくり活動の継続や新規グループの結成が困難となっています。
- 週1回以上のスポーツ実施率が低いことから、誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、市民参加を促すことが必要です。
- それぞれのライフスタイルにあわせ、地域で生活するすべての人が生きがいをもって社会参加ができる仕組みづくりが大切です。
- アンケート調査では、今後の福祉施策において重点におくべき事項として、健康づくりや生きがいつくりに支援を求めている人が多いです。また、生きがいや健康づくりを満たせる活動に参加したいと思う人が半数います。

## 【市民の声】

- ・なるべく頼らずに生活するために、健康を維持していくための活動を増やして欲しいと思います。(50代・女性)
- ・健康づくりに力を入れて欲しいと思います。(30代・女性)
- ・「健康寿命の島さど」になるような健康・福祉のまちづくりを目指し、全島民を巻き込んだ事業ができれば良いと思います。(60代・女性)

## 【取り組み方針】

- ①健康づくりと介護予防の推進
  - ・市民協働の健康づくりの推進
  - ・保健事業と介護予防事業の一体的な推進
  - ・高齢者の健康状態の維持・改善・重症化予防の推進
- ②生きがいつくりと交流の促進
  - ・豊かな経験等を活かし活躍できる地域の推進
  - ・生きがいつくり、交流の場の取り組みの推進
  - ・生涯学習事業等の充実

## ◆行政・社会福祉協議会が取り組むこと

### 取り組み内容（公助・共助）

#### 〔行政〕

- 健康づくり実践グループの活動を支援します。
- 公民館講座などの多様な学びの場を提供し、生きがいを推進します。
- 自らが健康づくりに取り組めるように、専門的な知識を要する人材を派遣します。
- ライフステージに沿った健康づくりを推進し、健康で活力に満ちた暮らしができるように支援します。
- シルバー人材センターや障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携し、生きがいを創出するために、高齢者や障がいのある人の就労を支援します。

#### 〔社会福祉協議会〕

- 生きがいを持って社会参加する場を提供するため、居場所づくり活動やボランティア活動等の地域活動を行うスタッフの育成を図ります。
- ボランティア活動を行うスタッフが、モチベーションを高く持って活動を継続発展できるよう支援を行います。
- 介護予防事業等を実施し、健康・生きがいを創出する場を提供します。

## ◆市民・地域に期待される役割やできること

### 取り組み内容（自助・共助）

#### 〔市民〕

- 自らの健康は自ら管理する意識を持ちましょう。
- 定期的に健康診査を受診しましょう。
- 生涯学習や地域活動に参加しましょう。
- 健康を維持するために、体を動かすことやスポーツを行うことの必要性を認識し、習慣化に向けて取り組みましょう。

#### 〔地域など〕

- 地域行事に健康・生きがいを取り入れましょう。
- 多世代との交流や健康増進に取り組みましょう。
- 企業は高齢者や障がい者等の雇用について検討しましょう。

## ○主な事業や取り組み

- ・生活習慣病の重度化予防事業の実施
- ・健康スポーツ教室の開催
- ・健康づくりグループへの支援
- ・居場所づくり事業の実施〔再掲〕
- ・介護予防教室の開催
- ・健康学習会の開催
- ・ボランティア講座の開催〔再掲〕

### 【めざす地域の姿】

地域全体が健康に対する意識が向上しているとともに、誰もが生きがいを持ち、健康でいきいきと活動しています。

## 基本方針3 安全安心で住みやすいまちづくり



### 【活動方針】

#### 3-(1) 地域の防災・防犯体制づくり

### 【現状と課題】

- 住民の防災・減災に対する意識の低下や危機感の希薄化が懸念されています。
- 少子高齢化及び人口減少に伴い、自主防災会の活動の低調化が懸念されていることから、活動の中心を担う地域防災リーダーの人材育成や組織活動の維持が求められています。
- 自主防災会や集落ごとの防災計画である「地区防災計画」の策定率が低く、地域の実情に応じた体制整備が進んでいません。
- 犯罪を抑制するため、市民一人ひとりの防犯意識や地域社会の連帯意識を高める必要があります。
- アンケート調査では、防災時の安否確認や声かけなどの見守り、防災・防犯などの日常的な協力や住民同士の支援体制の充実が求められています。

### 【市民の声】

- ・災害があった時など地域で声のかけ合いができれば良いと思います。(30代・女性)
- ・行政や社会福祉協議会が主体だと「やらされている感じ」が出てしまうので、地域の自発的な組織を育成する仕組みをつくる必要があります。(50代・男性)
- ・夜間を含め要支援者宅や高齢者宅の声かけ、見守りを行うと良いと思います。(60代・女性)

### 【取り組み方針】

- ①防災意識の醸成と災害時の連携強化
  - ・減災への市民の意識醸成や自助・共助に向けた自主防災組織、関係機関との連携強化
  - ・避難行動要支援者等への支援体制の充実
  - ・見守り活動など地域防災力の向上
- ②安心して暮らせる地域活動の促進
  - ・地域の連帯による防災、防犯力の向上

## ◆行政・社会福祉協議会が取り組むこと

### 取り組み内容（公助・共助）

#### 【行政】

- 地域防災計画の見直しや地区防災マップの更新を行い、SNSやホームページ、冊子の配布により災害対策の周知を行います。
- 防災情報を迅速かつ正確に発信します。
- 自主防災組織の強化を図るとともに、防災リーダーの育成及び支援に努めます。
- 関係機関と連携し避難行動要支援者ごとの個別支援計画の策定に努めます。
- 自治会等による地区防災計画の策定を推進します。
- 窃盗や特殊詐欺などの犯罪、消費者被害に関する情報の提供を行います。
- 市民一人ひとりの防犯意識の向上に努めます。

#### 【社会福祉協議会】

- 災害時に困らないようため日頃からの備えについて、考える場をつくります。
- 災害時にボランティアとして活躍が出来るよう講座を開催します。
- 災害ボランティアセンターの設置訓練やスタッフの育成を行い、災害時にスムーズな運営が行えるよう基盤強化を図ります。
- 災害時の備えとして、関係機関とのネットワークの拡充を図ります。
- 地域との関わりにおいて、消費者被害防止等の啓発を図ります。

## ◆市民・地域に期待される役割やできること

### 取り組み内容（自助・共助）

#### 【市民】

- 防災や犯罪に巻き込まれない知識を身に付けましょう。
- 防災グッズや非常用の水や食べものを用意しておきましょう。
- 避難所や避難経路について家族で話し合いましょう。
- 地域での防災訓練や安全安心まちづくりの事業に参加し、防災及び防犯意識を高めましょう。
- 支援が必要な方は、積極的に避難行動要支援者名簿に登録しましょう。

#### 【地域など】

- 災害時に配慮が必要な方の把握に努めましょう。
- 「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づく自主防災組織の強化を図りましょう。
- 災害時の安否確認、避難誘導の体制づくりに努めましょう。
- 積極的に避難訓練等を実施しましょう。
- 避難所となる地域の公民館などの地域資源を活用して、交流の場をつくりましょう。
- 登下校時の見守り、誘導を行いましょう。
- 地域でボランティア活動やイベントを通じて、防犯意識を高めましょう。

## ○主な事業や取り組み

- ・ 防災意識の向上と防災教育の推進
- ・ 緊急情報伝達システムの普及促進
- ・ 防犯意識向上のための啓発活動
- ・ 災害ボランティアセンターの設置訓練の実施
- ・ 自主防災組織、自主防災リーダーの育成
- ・ 要援護者支援者台帳への登録推進
- ・ 災害ボランティア講座の開催

### 【めざす地域の姿】

災害時には地域住民が寄り添い、支援できる体制が構築されているとともに、全ての人が安全で安心して暮らすために地域と関係機関の連携が強化されています。

## 【活動方針】

### 3-(2) 暮らしやすい生活環境づくり

## 【現状と課題】

- 高齢者や障がい者等が一人でも安心して外出できる環境の整備が求められています。
- 高齢者世帯や障がい者世帯等における買い物や移動、ごみ捨てなどの在宅に日常生活を支える支援体制の整備が求められています。
- 高齢者の運転免許証の自主返納が増加傾向にあることから、返納後の移動手段の確保が課題となっています。
- バス路線から離れた地域の移動ニーズに対応する新たな交通手段の確保が求められています。
- 地域課題を解決するには担い手が不足しており、人材を確保することが必要です。
- アンケート調査では、通院や買い物などにおいて、自分自身が車かバイクを運転して外出している方は約9割となっており、困った時には、通院や買い物の支援などを希望している方が多くいます。

## 【市民の声】

- ・ひとり暮らし高齢者に対する支援（買い物や見守り等）を生きがいとして活動しています。（40代・女性）
- ・高齢者が増加するので、お年寄りをいかに元気にさせるかが大事です。車の使用が制限されその対応も大切です。住んでいて、住みやすい地域を目指して欲しいと思います。（70歳以上・男性）
- ・見守り活動の一環として、ごみ出し、買い物支援等地域ぐるみの支援を検討できるとよいと思います。（60代・女性）
- ・高齢化、地域での人口減少、日常の買い物が困難になる方が増えてくると思います。（60才・男性）

## 【取り組み方針】

### ①暮らしやすい基盤整備の充実

- ・自助・共助・公助が連携した要配慮世帯への支援体制の強化
- ・公共施設などのバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進

### ②生活交通の確保と生活支援の充実

- ・高齢者や障がい者など交通弱者の移動手段の確保
- ・地域住民、事業者、行政、社会福祉協議会など関係機関の連携による生活交通の利便性の向上
- ・買い物代行や配達注文支援、移動販売など、生活支援につながる取り組みの推進

## ◆行政・社会福祉協議会が取り組むこと

### 取り組み内容（公助・共助）

#### 〔行政〕

- 市民の日常生活に必要となる公共交通の実現を目指します。
- 公共交通を確保維持していくために、幅広い事業者と連携しながら公共交通を支えていく環境づくりを行います。
- 高齢者及び障がい者の外出支援として、福祉タクシー利用券や路線バス割引サービス等の助成を行います。
- 高齢者や障がい者のみの要配慮世帯で除雪が困難な場合には、要請があれば市道から自宅までの間の道路の除雪を支援します。
- 誰もが利用しやすい公共施設となるように、計画の段階からバリアフリー、ユニバーサルデザイン化を推進します。

#### 〔社会福祉協議会〕

- 高齢者等の日々生活の中での困りごとを地域の力で解決する仕組みを、有償ボランティアを活用して構築します。
- 居場所づくり事業や介護予防事業等の他事業と連携して買い物支援を行います。
- 新たな形の地域での支え合い活動を住民と一緒に考えながら創設につなげます。
- 地域での見守り活動の啓発を通して、子どもから高齢者まで安心して暮らすことができる地域の仕組みづくりの支援に努めます。

## ◆市民・地域に期待される役割やできること

### 取り組み内容（自助・共助）

#### 〔市民〕

- 点字ブロック上に自転車等を止めない、障がい者用駐車場には対象となる人以外は駐車しないなど、マナーを守りましょう。
- 積雪等で困っている高齢者や障がい者がいたら、可能な範囲で支援しましょう。
- 路線バス等の公共交通機関を積極的に利用しましょう。
- ボランティア活動に積極的に参加しましょう。

#### 〔地域など〕

- 地域ぐるみで生活支援ができる体制をつくりましょう。
- ボランティア団体等で高齢者や障がい者等の生活支援に取り組みましょう。
- 地域の中で主体的に、交通手段や買い物手段について話し合いましょう。
- 地域内で高齢者や障がい者が不便を感じる場所がないか確認し、可能な範囲で改善に取り組みましょう。

## ○主な事業や取り組み

- ・まちづくりと連携した地域交通ネットワークの構築
- ・オンデマンドでアクセスできる交通サービスの整備
- ・移送サービスの実施      ・生活支援ボランティア派遣事業の実施
- ・福祉タクシー利用券助成事業の実施      ・地域支え合い活動の実施〔再掲〕

### 【めざす地域の姿】

生活交通や買い物・移動支援サービスなどが充実しているとともに、誰もが安心して快適に暮らせる、やさしいまちとなっています。

## 【活動方針】

### 3-(3) 権利を守る環境づくり・成年後見制度の推進

## 【現状と課題】

- 認知症の方や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分で意思決定が困難な方への支援が求められています。
- 成年後見制度の利用を促進し、権利擁護支援に取り組むことが重要です。
- 成年後見制度の利用が増加しており、後見人の担い手の不足が課題となっています。
- 虐待に関する通報が増えており、未然の防止や早期発見等の対応が求められています。
- アンケート調査では、成年後見制度を理解している人は約3割、市民後見を理解している人は約2割に留まっているため、市民への周知を図ることが重要です。

## 【市民の声】

- ・高齢になり判断能力が低下してからの財産管理や福祉サービスの契約など、身寄りがいないので、将来が不安です。
- ・後見人が本人に代わって年金や通帳の管理してくれるので安心しています。
- ・本人の意思を十分に尊重し最善の利益につながるような判断をして欲しいです。
- ・成年後見制度を利用しているが、制度内容が分からないので、もっと啓発を行って欲しいです。

※社会福祉協議会のアンケートより

## 【取り組み方針】

### ①権利擁護の推進

- ・地域包括支援センターや相談機関が連携し権利擁護に関する取り組みの強化

### ②成年後見制度の利用促進と支援体制の確保

- ・成年後見制度利用促進による誰もが尊厳のある生活を維持し、安心して暮らせる体制づくりの推進
- ・中核機関である成年後見センターによる普及啓発、市民後見人養成など市民との協働及び後見活動の支援

## ◆行政・社会福祉協議会が取り組むこと

### 取り組み内容（公助・共助）

#### 〔行政〕

- 権利擁護に対する意識を高め、成年後見制度への理解を深めるための普及啓発活動を行います。
- 成年後見制度利用支援事業を実施します。
- 市民後見人を養成し、社会福祉協議会との連携強化を図ります。
- 親族等の申立てが難しい場合は、法律に基づき市長による申立てを行います。
- 成年後見センターを中核機関とし、地域における関係機関等との連携を図ります。
- 人権を尊重し、虐待のない地域をつくるために、虐待防止の意識啓発を行います。
- 関係機関と連携し、虐待の早期発見と迅速な対応を行います。

#### 〔社会福祉協議会〕

- 地域連携ネットワークを構築し、権利擁護支援について取り組みます。
- 成年後見セミナー等、権利擁護に関する普及啓発を行います。
- 法人後見の体制強化に努めます。また、市内の法人とも連携して法人後見の取り組みを推進します。
- 市民後見人の養成及び活動支援に努めます。
- 成年後見センター運営委員会及び受任調整会議を開催し、適切な運営に努めます。

## ◆市民・地域に期待される役割やできること

### 取り組み内容（自助・共助）

#### 〔市民〕

- 研修会に参加するなど、権利擁護の理解を深めましょう。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について理解を深めましょう。
- 虐待などに気づいたら、市や警察等に通報しましょう。
- 悩みは一人で抱え込まずに関係機関に相談しましょう。
- 身近な相談窓口に関する情報を収集しましょう。

#### 〔地域など〕

- 地域の見守り活動の中で、住民から連絡があった場合は、関係機関に連絡しましょう。
- 地域行事において、権利擁護を学ぶ機会をつくりましょう。
- 事業所等は関係機関との連携に努めましょう。

## ○主な事業や取り組み

- ・ 市民後見人養成講座の開催
- ・ 市民後見人へのサポート体制の強化
- ・ 成年後見センターの機能強化
- ・ 日常生活自立支援事業の実施
- ・ 成年後見制度利用促進支援事業の実施
- ・ 地域包括支援センターの機能強化〔再掲〕

### 【めざす地域の姿】

すべての人がお互いを尊重し合い、成年後見制度への理解が深まり、安心して自分らしい暮らしを送ることができています。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 施策の達成に向けて

#### (1) 進行管理体制について

「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、子どもの福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する上位計画として、関係各課等と連携して取り組むとともに、「地域福祉活動計画」を実践する佐渡市社会福祉協議会と相互に連携し、地域福祉の向上に取り組んでいきます。

#### (2) 成果指標について

地域福祉の向上について総合的に取り組んでいきますが、成果を確認する指標として、個別事業実施時には目標（達成指標）を作成します。

### 2 それぞれの役割

地域福祉を推進するにあたって、それぞれの主な役割をあらためて整理すると次のようになります。

#### (1) 市民の役割

市民一人ひとりが、地域のこと、地域福祉活動に関心を持ち、各自の役割や責務を理解したうえで、「今、自分にできること」を考え、地域福祉を担う一員として取り組んでいくことが大切です。

地域福祉活動に積極的かつ主体的に参加し、その活動を周囲全体に広めることによって、市民全体の支え合いや助け合いの機運が高まり、地域の活性化につながることを期待できます。

#### (2) 地域・行政区（町内会・自治会・PTA・老人クラブなど）の役割

行政区をはじめ地域で活動している関係機関は、あいさつや声かけなど、身近な活動をはじめとし、多くの人に地域活動への参加を呼びかけ、地域の連帯意識の高揚が求められます。

地域内の課題を解決していくための方策を話し合い、行政や福祉サービス事業所の支援につないだり、活動の実施と活動の場を提供するなど、団体間で協力して課題の解決に取り組むことが期待されます。

### （３）民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、様々な生活課題を抱える人にとって、身近な相談相手となり、その人が適切な福祉サービスを得られるよう情報提供を行うことが求められます。また、行政や関係機関・社会福祉協議会と連携・協力することで、課題の解決を支援する地域福祉活動に取り組むことが期待されます。

### （４）ボランティア・ＮＰＯの役割

ボランティア・ＮＰＯは、それぞれが明確な目的や専門性を持ち活動をしており、互助の精神にあふれた地域社会の構築に向けて大切なことのひとつである「人と人をつなぐ力」を持っています。地域福祉のリーダー役として多様な活動が期待されます。

### （５）学校等の役割

学校や教育機関は、地域福祉を支える人材育成に大きな役割を果たします。専門分野の人材育成だけでなく、リーダー的人材の育成やボランティアの育成など、地域福祉ニーズに応じた人材育成の役割が求められます。また、行政や関係機関と連携した事業を展開するなど、児童・生徒、教職員の力を結集し、市民と協働して課題の解決に取り組むことが期待されます。

### （６）福祉サービス事業所・企業の役割

事業所や企業は、自らの活動が市民の暮らしを支えることを認識し、多様なニーズに応えるとともに、適切なサービスの提供と、権利擁護への取り組みが求められます。

また、支援が必要な人へ生活関連サービスの提供を続けるとともに、市民との交流や、行政や関係機関との連携による活動などで地域社会へ貢献することが期待されます。

### （７）佐渡市社会福祉協議会の役割

佐渡市社会福祉協議会は、安全で、安心して暮らせるまちづくりに向けて、市民、関係機関など幅広い分野の参加と協力のもと、様々な活動を行っています。

地域福祉活動の支援や各種福祉サービス、ボランティア活動の推進などに取り組んでおり、佐渡市の地域福祉を推進する中核の機関です。そのため、市民が気軽に相談できる総合窓口としての役割が求められます。

地域福祉活動の調整役として、人材の発掘・育成や活動の拠点づくり、市民の要望をふまえた支援と関係機関との連携に取り組むことが期待されます。

### （８）佐渡市（行政）の役割

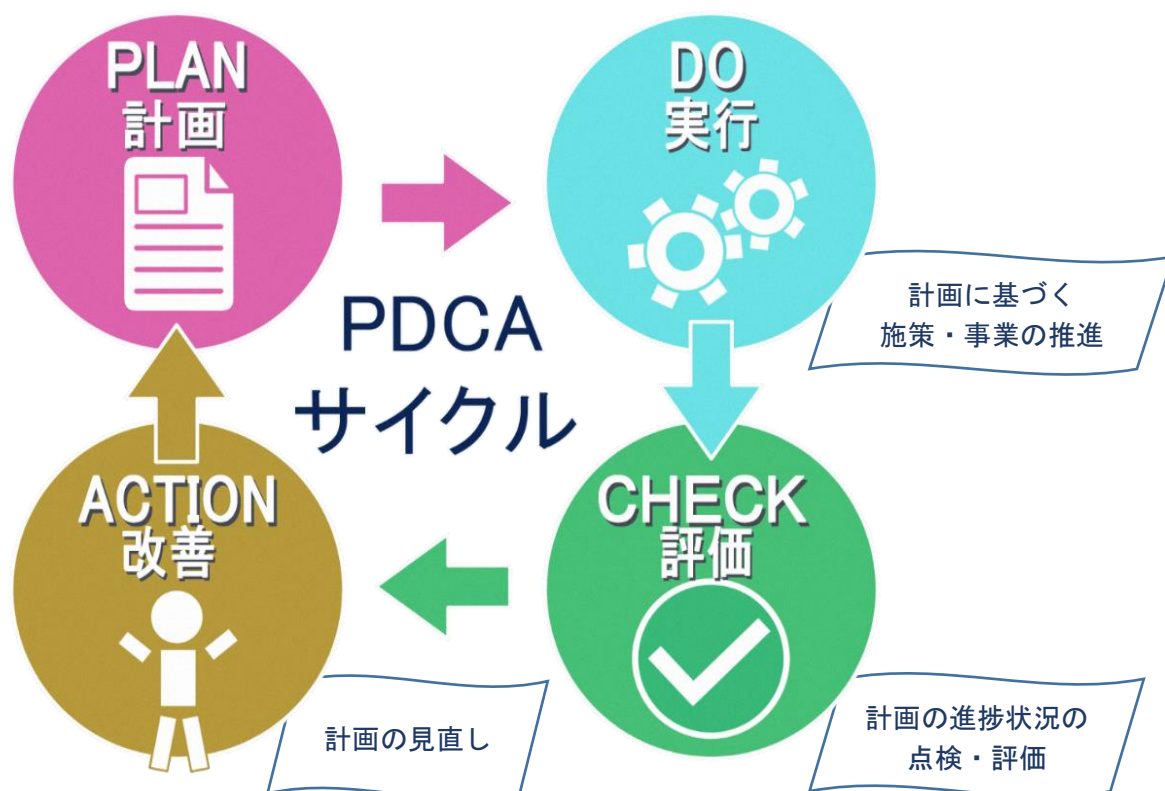
佐渡市（行政）は、公的福祉サービスの提供や行政権限に基づく対応や支援を、実態や市民ニーズに即して着実に推進を図っていくことが求められます。

市民や関係機関が地域福祉活動に取り組むにあたり、多様な参加機会や情報の提供、事例の収集・紹介など、市民が地域福祉活動に参加しやすい環境の整備や、必要な支援を行います。また、佐渡市社会福祉協議会と連携して市民主体の地域福祉活動を支援します。

## ３ 計画の進行管理と評価

本計画で掲げた各種施策・事業の着実な実施のため、「PDCA サイクル」（Plan=計画）→（Do=実行）→（Check=評価）→（Act=改善）の考え方を基に、「佐渡市地域福祉計画推進懇談会」において、実施状況を点検・評価し、必要な見直しを行いながら推進します。また、毎年度実施状況を調査するとともに、結果をホームページで公表します。

### ◆PDCAサイクルによる進行管理のイメージ◆



## 第6章 佐渡市成年後見制度利用促進基本計画

### 1 計画策定の趣旨

近年、高齢化の進行に伴い、認知症の高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の必要性がますます高まっています。また、日常生活で判断能力等に不安を抱える人へのサポート、障がい者の「親亡き後」の問題といった成年後見制度を取り巻く様々な課題も顕在化しています。

成年後見制度は、認知症や知的障がいのある人など、判断能力が不十分な人の権利や財産を守る制度として、平成12年にスタートしました。しかし、当該制度の利用者数は、認知症高齢者等の数などと比較すると著しく少ない状況にあり、権利擁護や成年後見制度に関する理解・活用が進む仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

そのような中、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村に対し、制度の利用を促進する体制として地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。成年後見制度についての施策を推進するにあたって、生活に密接に関わり、地域福祉とも関連が深いことから、本市では本計画と「佐渡市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に策定して取り組みます。

### 2 計画期間

本計画は佐渡市地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体的に連動して取り組むことから、計画期間は、~~佐渡市地域福祉計画・地域福祉活動計画に合わせ、~~令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

### 3 現状と課題

平成24年4月、佐渡市では社会福祉協議会に成年後見センターが立ち上がりました。当時、第三者後見人（弁護士等の専門職）の深刻な担い手不足から、市民後見人養成や法人後見機能も備えた成年後見センターの設置が求められていました。

これが契機となり、佐渡市では成年後見制度利用支援事業の拡充策など体制を整備してきました。さらに、新潟家庭裁判所佐渡支部との連携もきっかけとなり、平成26年10月、新潟県内では初めてとなる市民後見人が誕生しています。

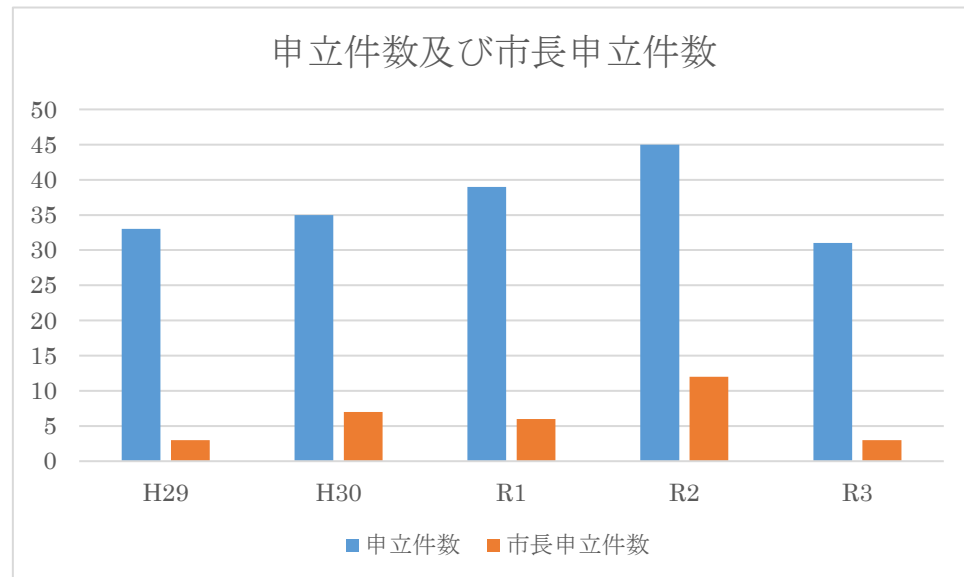
近年における成年後見制度の申立状況は、毎年平均して32件ほどとなっています。また、後見人との関係においては、約9割が専門職、法人後見、および市民後見人の第三者後見人が選任されている状況となっており、依然としてニーズの高い状況が続いています。

佐渡市では、令和3年4月、後見人の受任調整や制度の利用促進機能を充実させていくため、成年後見センターを中核機関として位置づけました。

成年後見制度の利用が必要な人は、自らSOSの声を上げることができない場

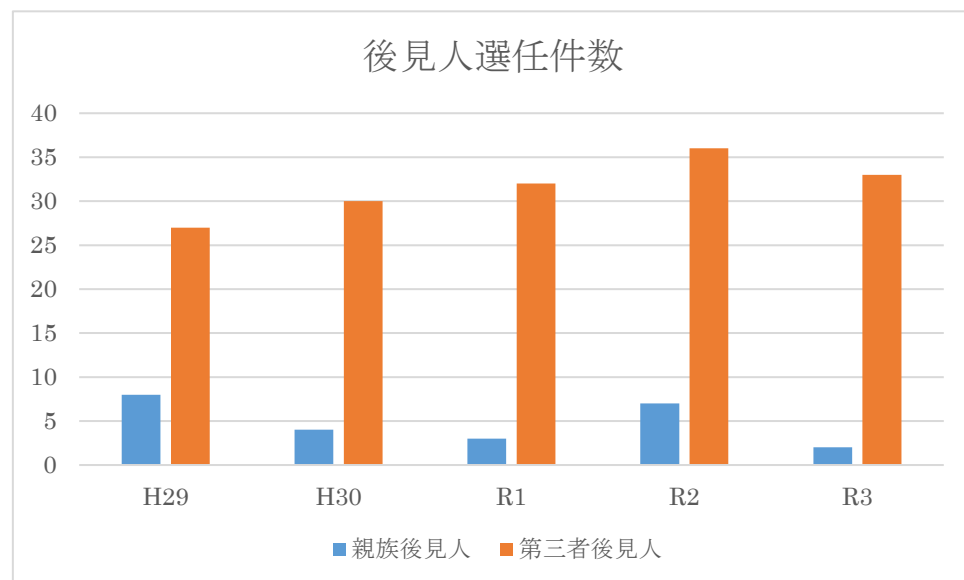
合も多く、抱える課題も身寄りの問題や意思決定等多岐にわたることもあります。また、障がいのある方の「親なき後」問題も切実な課題となります。そのため、専門職や関係機関等と連携して対応する必要があるため、全体的な仕組みづくりの中で、権利擁護の支援を捉えていく必要があります。

今後も予測される第三者後見人のニーズ対応も含め、佐渡市では成年後見制度にかかる基盤整備の支援を行います。



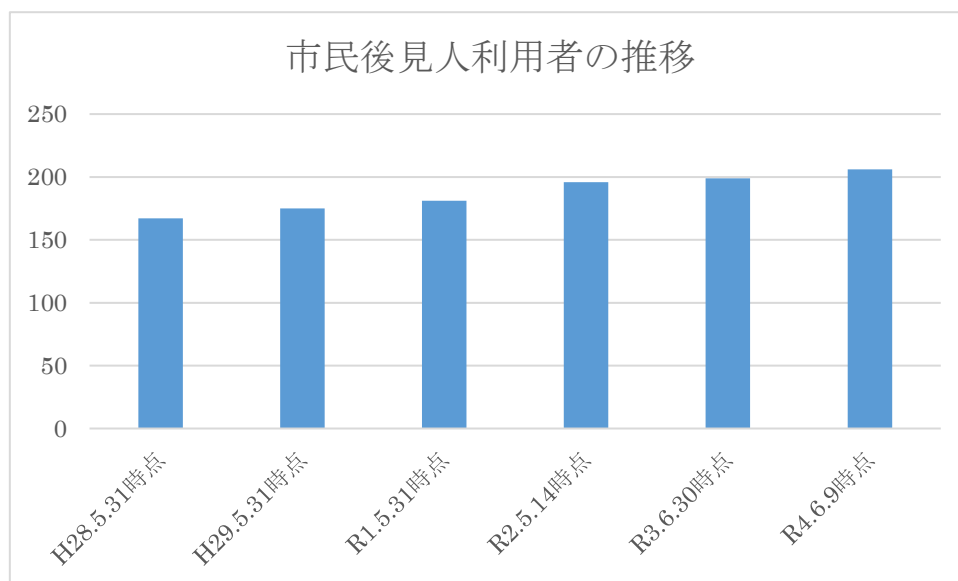
※新潟県社会福祉協議会調べ（新潟家庭裁判所佐渡支部管内における調査結果）

※各年1月から12月の数値（数値は概数である）

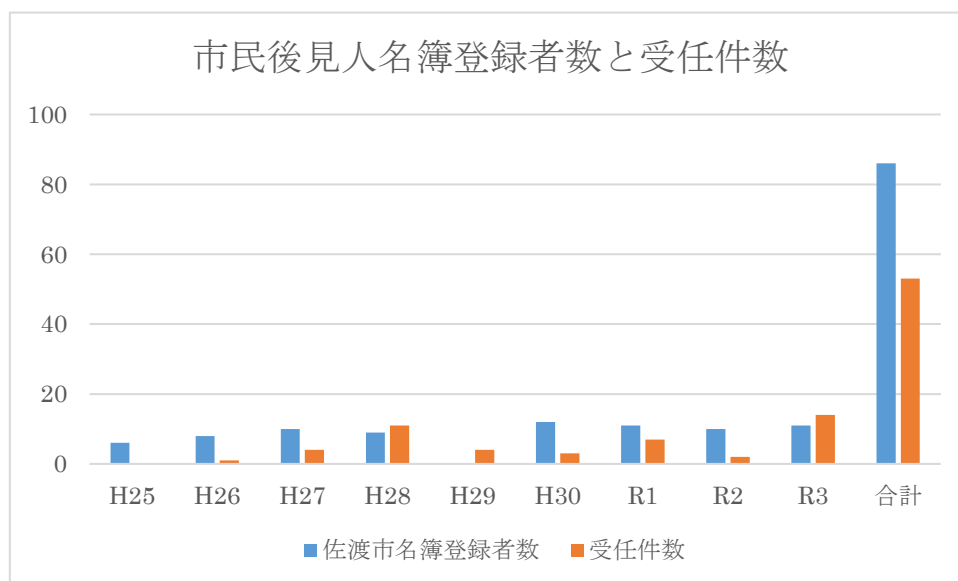


※新潟県社会福祉協議会調べ（新潟家庭裁判所佐渡支部管内における調査結果）

※各年1月から12月の数値（数値は概数である）



※新潟県社会福祉協議会調べ（新潟家庭裁判所佐渡支部管内における調査結果）



※新潟県社会福祉協議会調べ（新潟家庭裁判所佐渡支部管内における調査結果）

※各年1月から12月の数値（数値は概数である）

## 4 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、物事を判断する能力が不十分な方は、財産管理や身上保護などの法律行為をひとりで判断すること困難な場合があります。

ひとりで判断することに不安のある方を法的に保護し、本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行い、共に考えいく制度です。

### 〔法定後見制度〕

本人が物事を判断する能力が不十分になったとき、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。

本人の不安に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの種類（類型）が用意されています。

### ○法定後見制度の種類と内容

|                         | 後 見                              | 保 佐                                         | 補 助                                |
|-------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------|
| 対象となる人                  | 判断能力が常に欠けている人                    | 判断能力が著しく不十分な人                               | 判断能力が不十分な人                         |
| 申立てをすることができる人           | 本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など        |                                             |                                    |
| 成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為 | 日用品の購入など日常生活に関する行為を除く契約等に関する法律行為 | 日用品の購入など日常生活に関する行為を除き、借金、相続の承認など、民法で定められた行為 | 申立てにより裁判所が定める借金、相続の承認など、民法で定められた行為 |
| 成年後見人等が代理することができる行為     | 財産に関する全ての法律行為                    | 申立ての範囲内で裁判所が審判で定める特定の法律行為                   |                                    |

### ○成年後見人等に選任される人

本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。

本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。

### ○成年後見の申立てをする人がいない場合

身寄りがないなどの理由で、申立てをする人がいない認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護・支援を図るため、市町村長等に法定後見（後見・保佐・補助）の開始の審判の申立権が与えられています。

### 〔任意後見制度〕

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。

本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から効力が生じます。

任意後見監督人は、家庭裁判所によって選任されますが、本人の親族等ではなく、第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や法律、福祉に関わる法人など）が選ばれることが多くなっています。

## 5 成年後見制度推進の施策

### （１）基本的な考え方

人口減少や高齢化が進行する中、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを、地域社会全体で支え合うことが求められています。そのためには、判断能力が不十分となり、自分にとって必要なことを意思決定することが難しい状態になっても、安心して地域生活が送れるよう、地域での支え合い活動を推進し、多様な活動主体の連携を深め、必要な権利擁護支援につなげることができる地域づくりが大切です。

本計画は、佐渡市地域福祉計画の基本理念である「健やかでおもいやりのあふれる持続可能なまちづくり」で示された理念と方向性を共有しつつ、本市の成年後見制度の利用促進を推進していくための基本理念を定めます。

### （２）基本目標

権利を擁護するために支援が必要な人が、本人の意思や権利を尊重され地域で自分らしい生活を送るためには、地域住民や関係機関等の見守り等を通じての成年後見制度へのつなぎや、関係機関との連携による支援体制の構築が必要です。

本計画では、「権利擁護支援の地域連携の仕組みづくり」「制度の理解促進と普及啓発」「利用者が安心を実感できる制度運用」を軸として、権利を養護するために支援が必要な人を適切に制度につなぎ、市民が制度を知っていて、どこに相談するかがわかり、制度を利用したことにより安心した自分らしい暮らしを実感できる形となるように、本市の成年後見制度の利用促進に向けた基本目標を「成年後見制度による支援を適切に提供できる仕組みづくり」とします。

### （３）具体的な取り組み

#### ○成年後見制度の広報・啓発

成年後見制度、市民後見人及び成年後見制度に関する相談窓口の周知を図るとともに、権利擁護支援を必要とする方が支援を受けられるよう、積極的に周知・啓発活動を行います。

### ○権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化

佐渡市社会福祉協議会内の成年後見センターを中核機関とし成年後見制度の利用促進を図ります。

中核機関は、市や関係機関と連携の下、地域連携ネットワークの「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」及び「後見人支援機能」の強化に取り組みます。

### ○利用者が安心を実感できる制度の運用

認知症や障がいがあっても、本人らしい生活が送れるように、本人の意思を尊重し、財産のみならず身上保護も重視した制度の運用に努め、本人の状態に合わせた支援ができる体制の強化を行います。

### ○市民後見人の養成と活動支援の充実

市民後見人養成講座を実施し、成年後見制度の担い手の養成を引き続き行うとともに、修了者を対象としたフォローアップ研修の実施により、修了者が制度や法律の改正等の最新の情報を知り、より発展的な知識を習得できる機会をつくれます。また、家庭裁判所より審判を受けた市民後見人への活動支援として、成年後見センター職員による相談や弁護士、司法書士等による専門職相談の体制をとり、安心して後見活動ができるよう支援に努めます。

## 第7章 佐渡市再犯防止推進計画

### 1 計画策定の趣旨

犯罪や非行をした人は、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えることがあります。

本計画は、犯罪や非行をした人たちが社会的に孤立することなく、社会復帰できるよう、環境を整えることにより再犯を防止し、誰もが安心して暮らし続けられる社会を地域全体でつくることに取り組みます。

### 2 計画期間

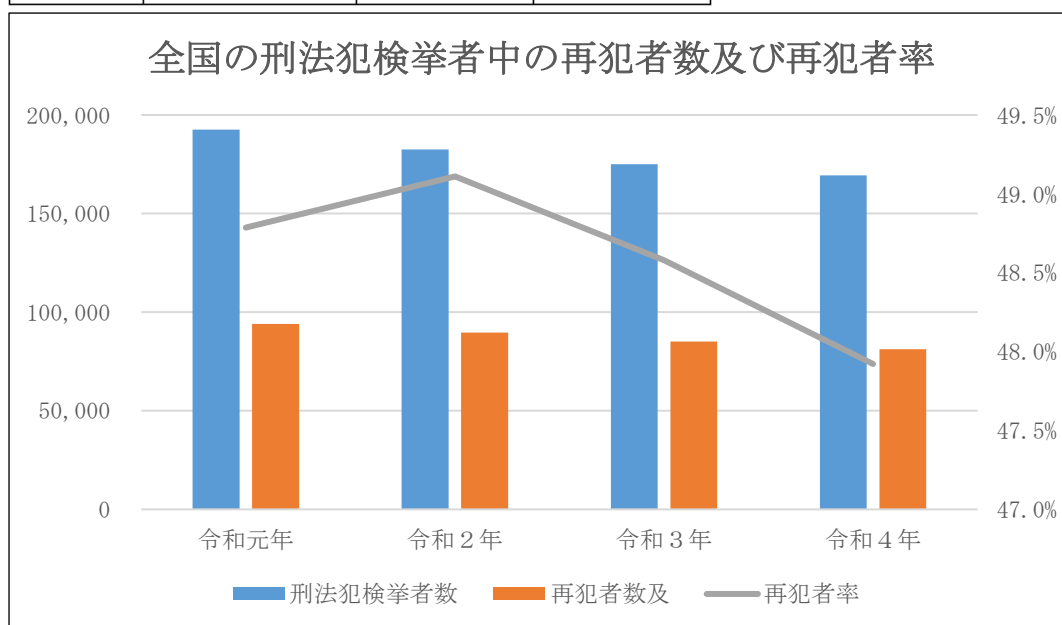
本計画の期間は、「第4次佐渡市地域福祉計画」に合わせ、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。なお、社会情勢や制度の見直し等、状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

### 3 再犯防止施策の対象者

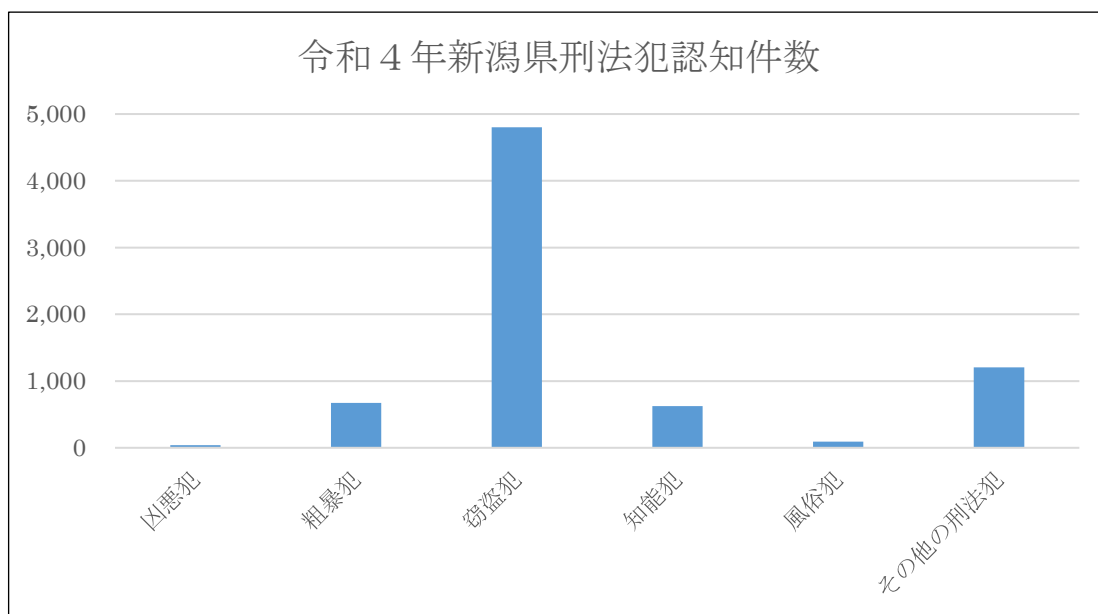
本計画において「犯罪をした者等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）もしくは非行少年であった人を指します。

### 4 犯罪情勢等について

|      | 刑法犯検挙者数  | うち再犯者数  | 再犯者率  |
|------|----------|---------|-------|
| 令和元年 | 192,607人 | 93,967人 | 48.8% |
| 令和2年 | 182,582人 | 89,667人 | 49.1% |
| 令和3年 | 175,041人 | 85,032人 | 48.6% |
| 令和4年 | 169,409人 | 81,183人 | 47.9% |



令和4年度版 再犯防止推進白書より



|      | 総認知件数  | 凶悪犯 | 粗暴犯  | 窃盗犯    | 知能犯  | 風俗犯 | その他刑法犯 |
|------|--------|-----|------|--------|------|-----|--------|
| 令和4年 | 7,433件 | 42件 | 672件 | 4,800件 | 623件 | 92件 | 1,204件 |

※令和4年における佐渡市の刑法犯認知件数は168件

令和4年中の新潟県の犯罪概況より

## 5 現状と課題

全国の刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、一方で再犯者率（刑法犯検挙者における再犯者の割合）は横ばい傾向にあります。

刑を終えた人、保護観察中の人が社会復帰後に、自分の力だけで住居や就労先を探すのは困難な場合が多くあり、保護司会や支援団体等による支援を受けても生活基盤となる住居や収入などが無くなることで再犯につながるケースがあります。また、偏見や差別により、さまざまな機会から排除され、生活することに困難を強いられることもあります。

保護司会や支援団体等による支援があるものの、支援期間が終了した後のつながりや生きづらさに対する適切な福祉的支援につながないなどの課題が見られます。

地域福祉に関するアンケート調査において、犯罪や非行をした人の立ち直りについて調査した結果、犯罪や非行をした人の立ち直りのためには、保護観察官や保護司の指導の充実、就学支援・就労支援、地域全体での立ち直りの見守りが上位を占めました。また、立ち直りに協力したいと思う人が約17%だったのに対し、わからないと回答した人が約60%となっています。

## 6 基本方針

犯罪をした者等が地域で孤立することなく、地域の一員として暮らせる「誰一人取り残さない社会」の実現に向け、地域における再犯防止の認識を深めるとともに、再犯防止の視点を各種施策等に反映して推進し、支援体制の構築に取り組めます。

## 7 再犯防止推進の取り組み

### (1) 再犯防止に関する啓発と関係機関との連携強化

- ①犯罪をした者等の社会復帰を、関係機関が協力して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安心して暮らせる社会の実現を図るため、再犯防止に関する広報・啓発を行います。
- ②犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について、地域で理解を深めることができるよう、佐渡地区保護司会や佐渡地区更生保護女性会などの関係機関と連携して「社会を明るくする運動」の行事や周知活動等を実施します。
- ③保護司による地域の教育・防犯・社会福祉関係機関との連携、犯罪・非行の予防活動、更生保護関係の情報提供、市民からの犯罪・非行に関する相談受付などの取り組みを推進するため、佐渡地区更生保護サポートセンターの運営支援を行います。
- ④市及び関係機関の相談窓口や地域での見守り活動等について広報し、周知を図ります。

### 【主な取り組み】

#### ○社会を明るくする運動強化月間等における啓発活動の推進

毎年7月の社会を明るくする運動強化月間をはじめ、様々な機会を活用して、再犯防止に関して地域住民が正しい理解を深め、協力を得られるように啓発活動を推進します。

#### ○佐渡地区佐渡地区保護司会等の活動の支援

佐渡地区保護司会等の活動について周知を図るとともに、活動を支援する。また、更生保護関係団体が実施する活動を支援します。

#### ○相談窓口等の周知

佐渡地区更生保護サポートセンターをはじめ、市及び県の関係機関等の相談窓口について広報し、周知を行います。

#### ○薬物依存、薬物乱用防止等に関する啓発

市民の健康づくり支援活動や思春期保健対策等で、薬物依存、薬物乱用防止等に関する啓発を行います。

## (2) 保健福祉サービス等支援施策の活用促進

- ①地域での見守り活動を通じて、地域や社会からの孤立を防ぎ、つながりのある地域づくりを支援します。
- ②支援が必要な人に適切な支援が届くように、関係課及び関係機関と連携して相談支援をはじめ、各種保健・福祉・医療等のサービス利用を促進します。
- ③様々な課題に対応した支援を効果的に行うために、福祉、保健・医療、矯正などの多様な分野の強みを活かして連携・協働するとともに、支援協力者の確保を支援します。

### 【主な取り組み内容】

#### ○地域での見守り活動

日頃からの地域の安全や孤立予防などの地域の見守り活動を推進します。

#### ○相談支援と各種保健・福祉・医療サービス等の利用促進

必要なサービスを利用して地域で自立した生活を送れるように、各種保健福祉サービスについて周知を図るとともに、相談支援につながる取り組みを推進します。

#### ○支援体制の確立

相談から必要な支援につながるように、各種保健福祉サービスの利用促進・調整に努めるとともに、支援のネットワークの確保に取り組みます。

## (3) 生活基盤の確立支援

- ①ハローワーク、保護観察所、協力雇用主など関係機関と連携しながら、犯罪をした者等の就労に向けた相談や各種支援の充実を図ります。
- ②犯罪をした者等の生活再建に向けて庁内連携や関係機関との協働による活動の支援を行います。新潟県地域定着支援センターなどの支援機関と連携し、安心・安全に地域生活を送れるように支援します。

### 【主な取り組み内容】

#### ○就労に向けた相談支援

生活困窮者自立支援事業、就労を希望する人への就労支援、就労支援制度の周知などを行います。

#### ○住居の確保に向けた支援

公営住宅での受け入れ等、居住について相談と支援をします。

## 【資料編】

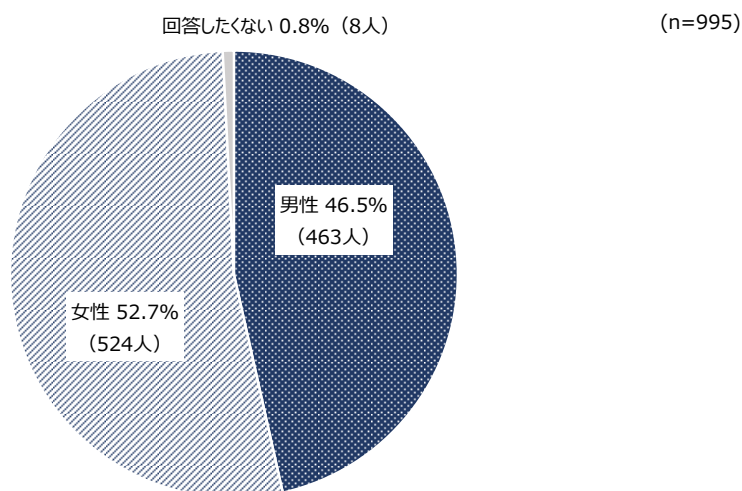
# 市民アンケート調査結果（主要結果の抜粋掲載）

## 1. 調査の概要

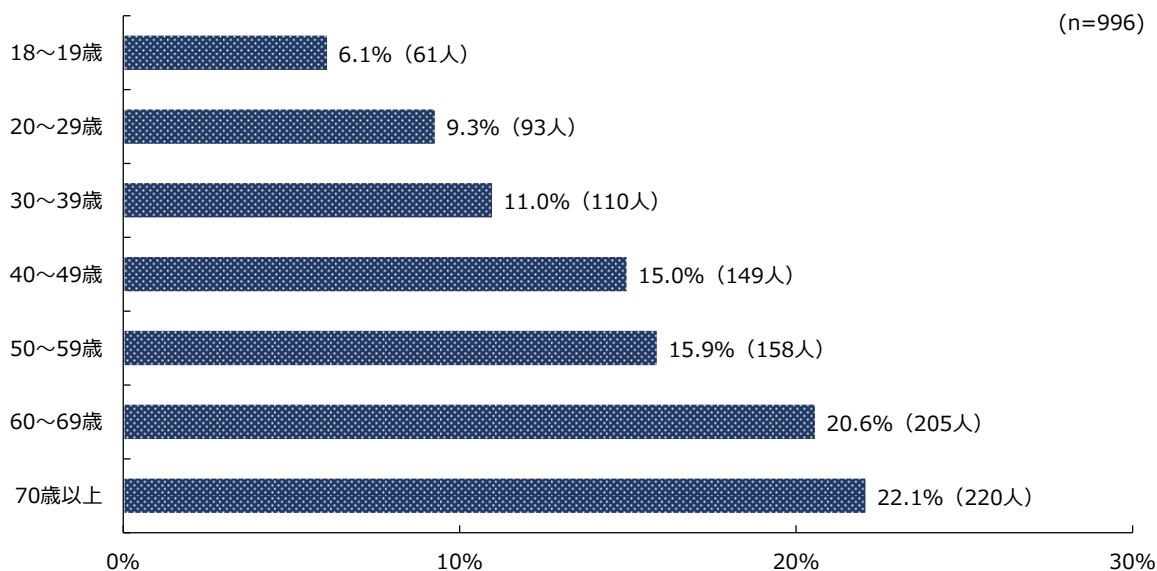
調査対象：佐渡市内に居住する 18 歳以上の 2,000 人  
調査期間：令和 5 年 2 月 3 日～令和 5 年 2 月 17 日  
調査方法：郵送法および Web 調査  
回収結果：有効回答数（回答率）1,000 票（50.0%）

## 2. 回答者の基本特性

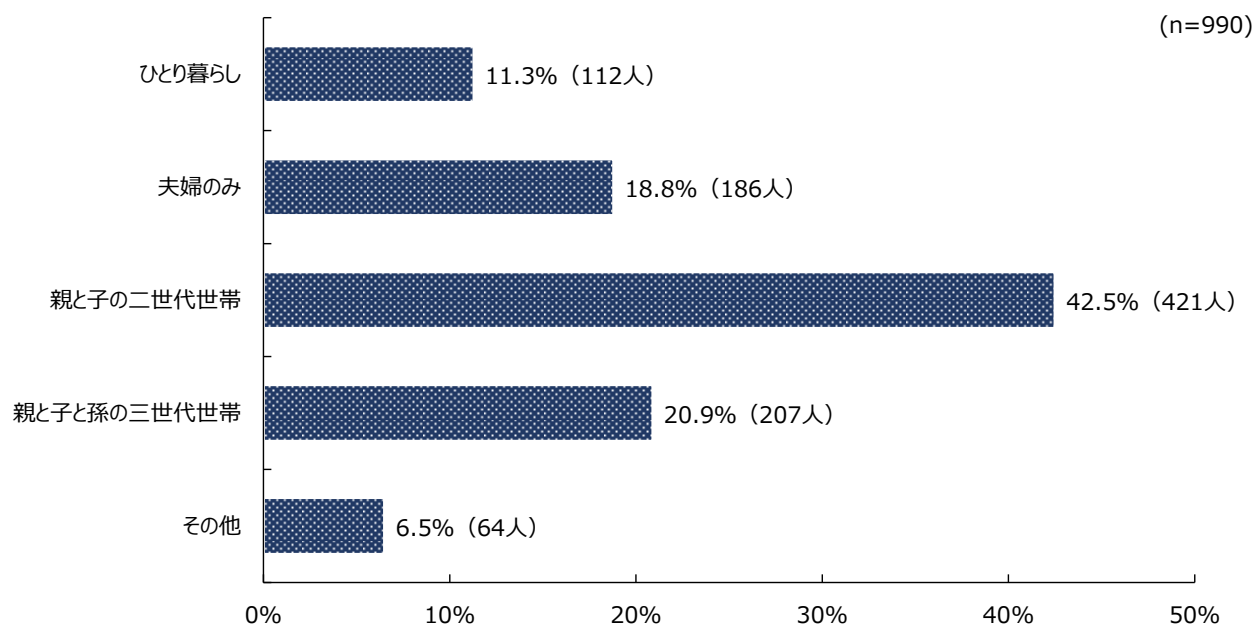
### ①性別



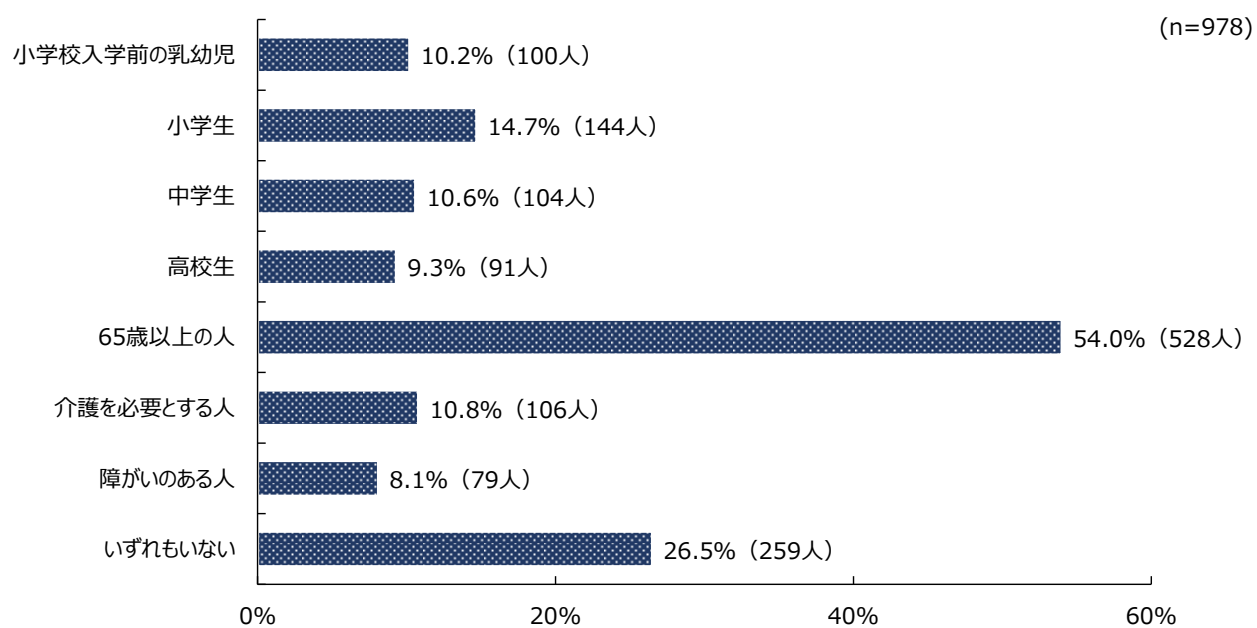
### ②回答者の年齢別



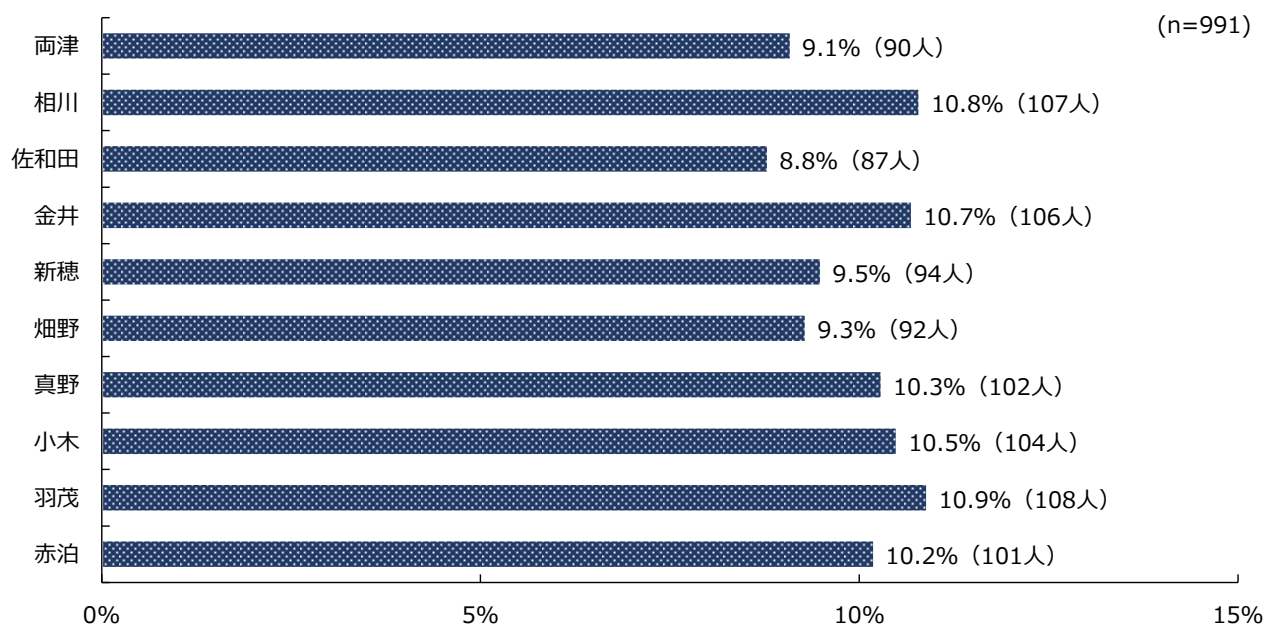
### ③家族構成別



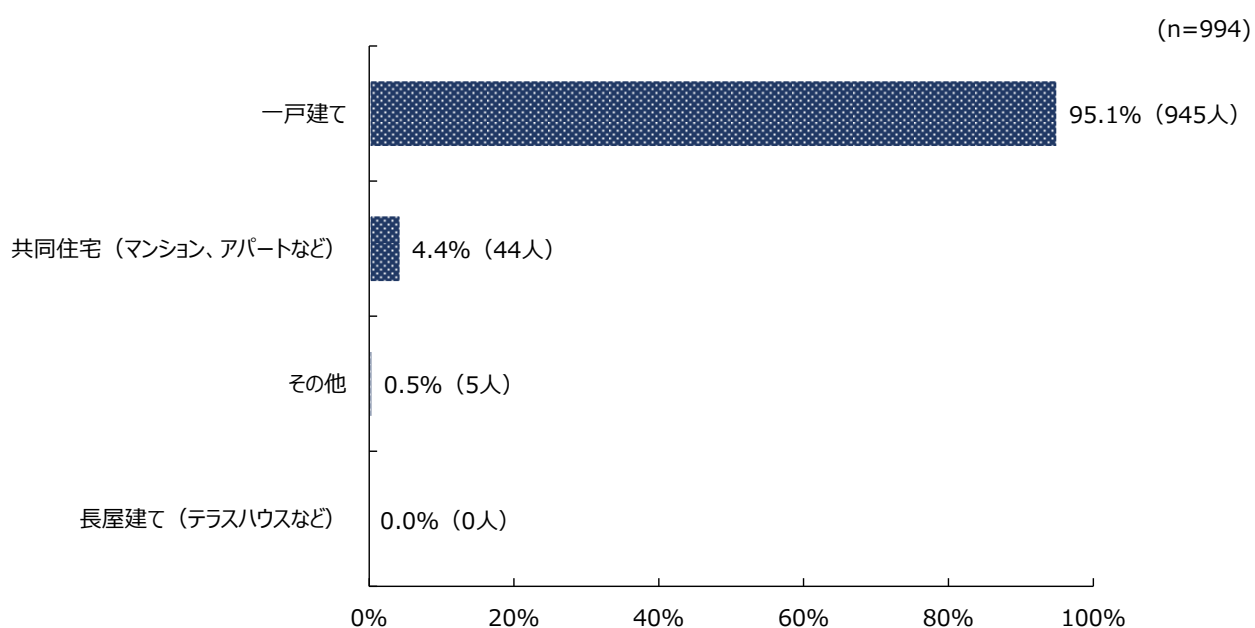
### ④同居家族構成別



## ⑤居住地区別



## ⑥住居形態

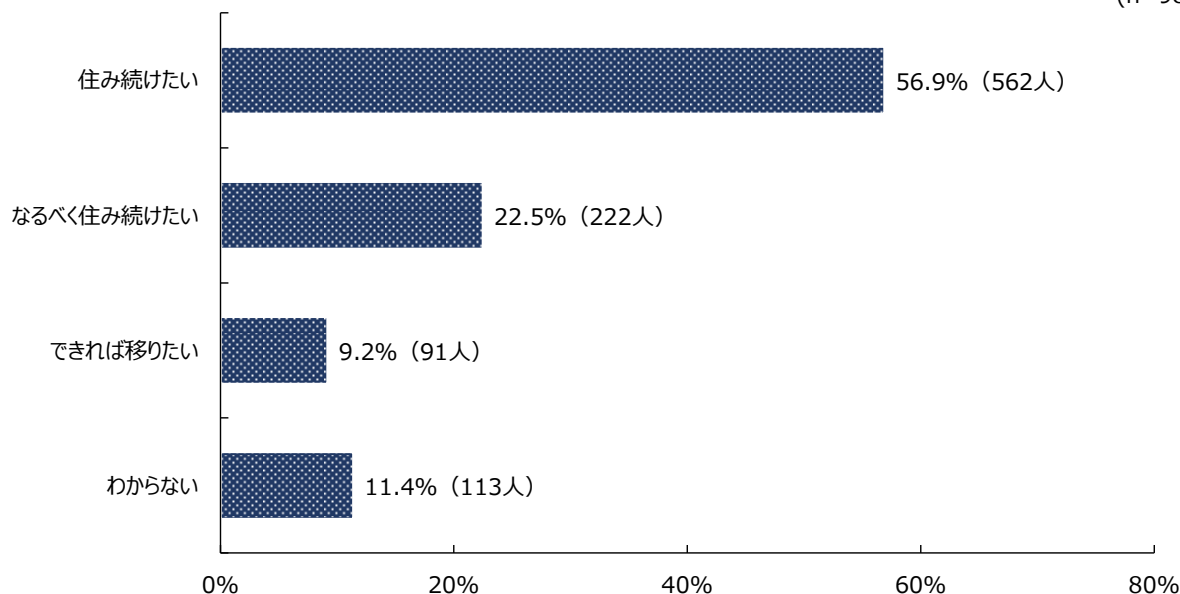


### 3. 調査結果

#### ①日常生活等に関する結果について

##### ■今後も佐渡市に住み続けたいと思うか

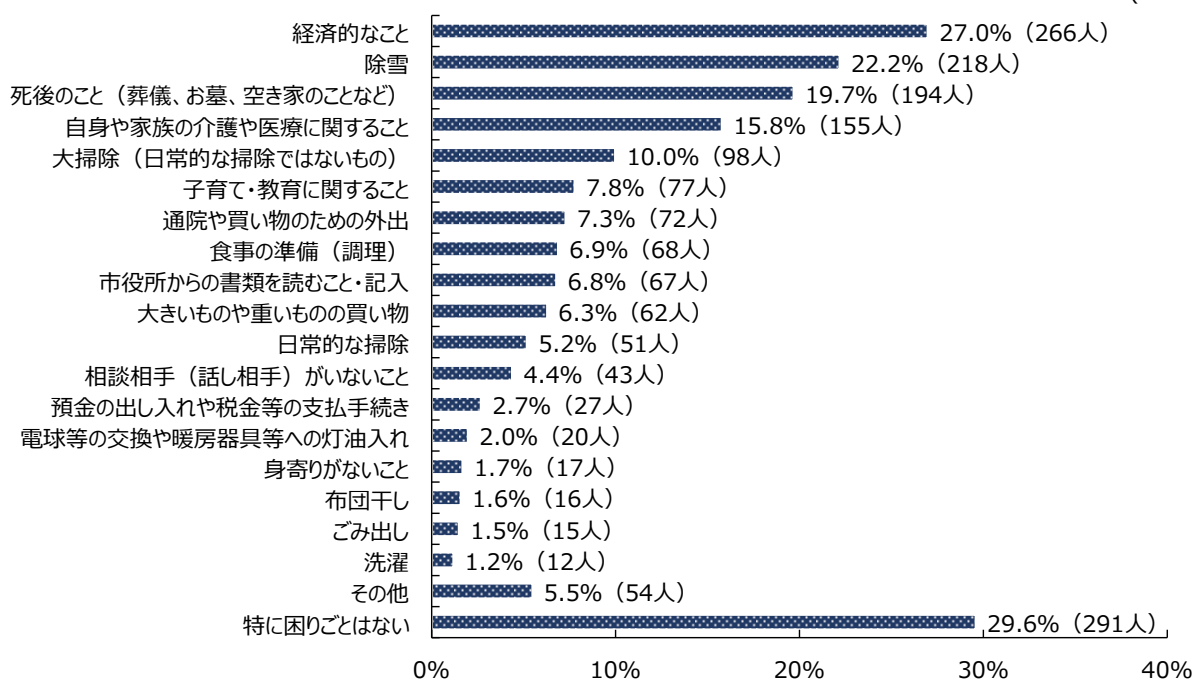
(n=988)



今後も佐渡市に住み続けたいと思うか尋ねたところ、「住み続けたい」方が過半数を占めています。

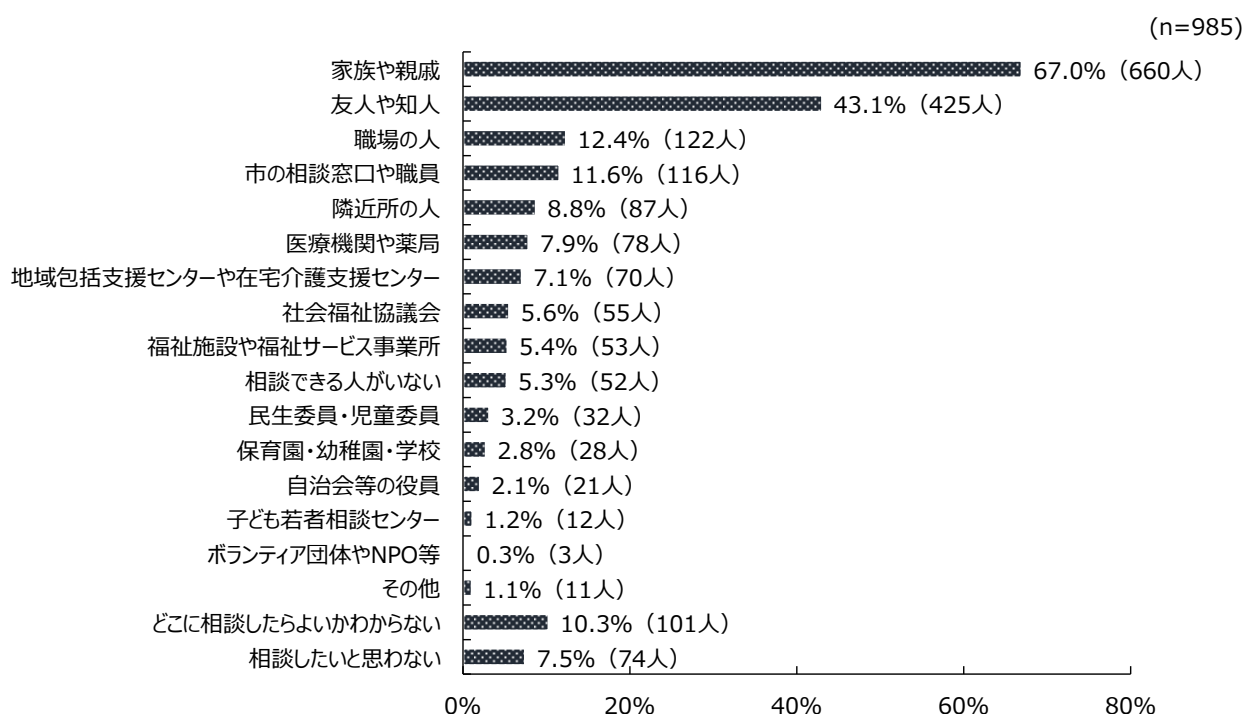
##### ■日常生活を送るうえでの困りごと

(n=984)



「経済的なこと」、「除雪」、「死後のこと」が上位にあがっています。

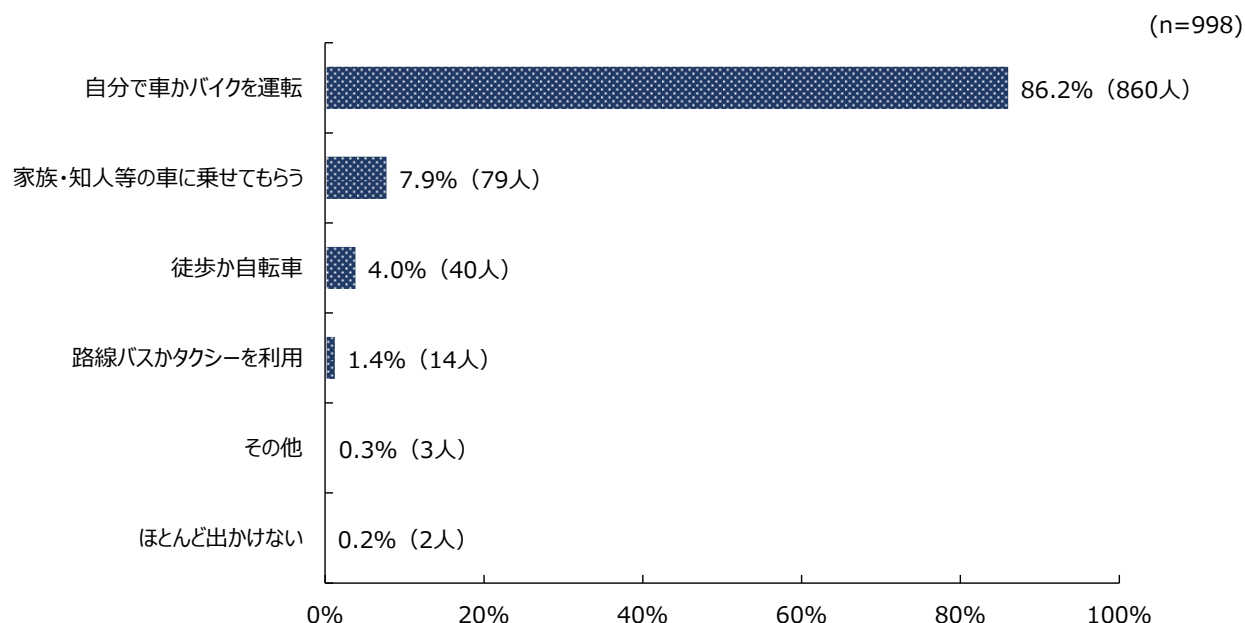
## ■悩みや不安の相談先



生活上の悩みや不安について、3人に2人が最も身近な人である「家族や親戚」に相談しています。これに比べると、行政等や地域の人、他に相談する人はかなり少なくなります。

また、「どこに相談したらよいかわからない」人も1割いる点に留意が必要です。

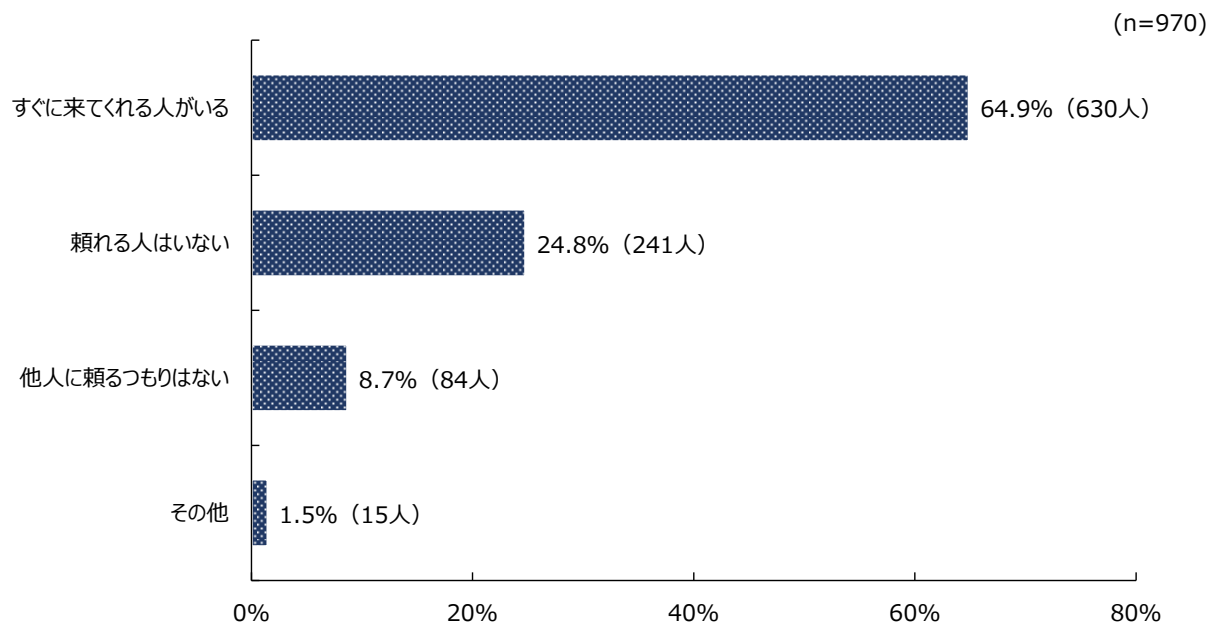
## ■通院や買い物時の交通手段



大多数は、自家用車やバイク等のオートモビリティを使用しています。高齢や身体的な影響により自分で運転できなくなった際の代替手段の確保が伺える結果でした。

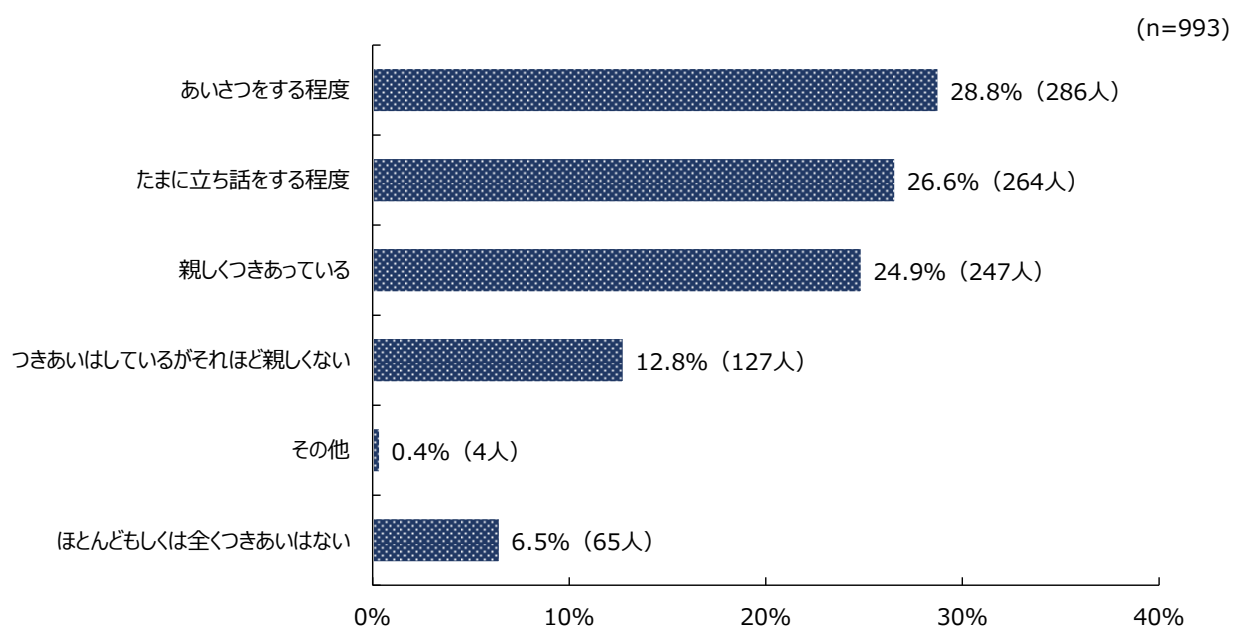
## ②地域との関わり方等の結果について

### ■近所で頼れる人



3人に2人は「すぐに来てくれる人がいる」としていますが、一方で、「頼れる人がいない」人も4人に1人います。

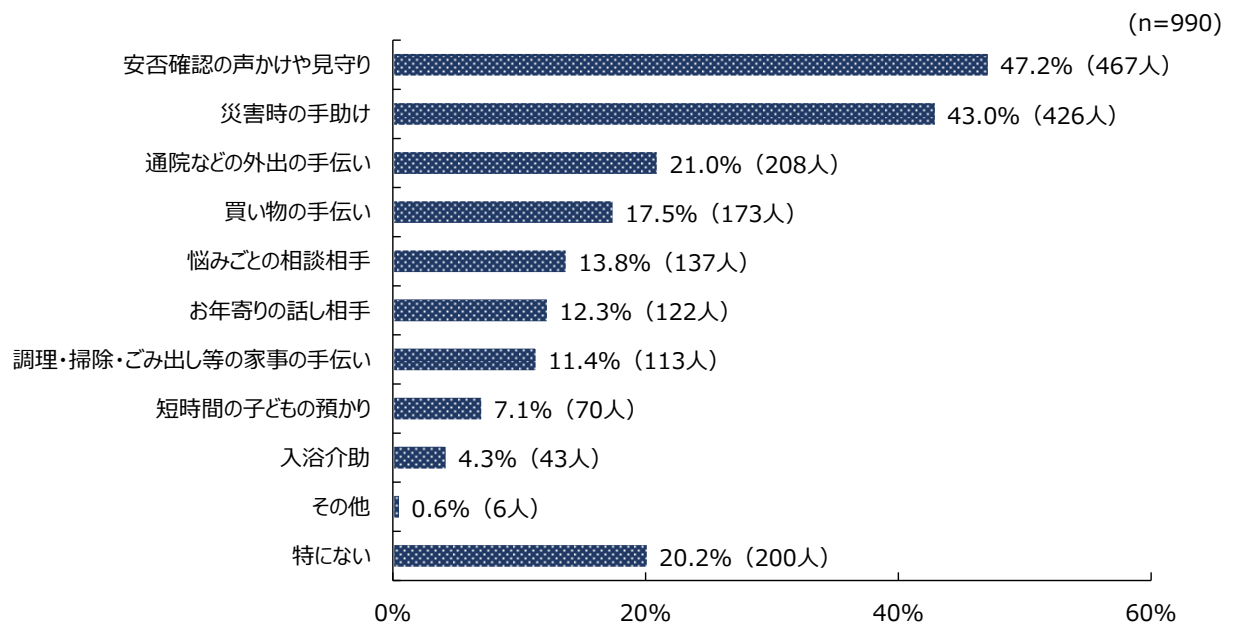
### ■近所との付き合い方



地域の風土差によるものと思われ、回答は「あいさつをする程度」、「たまに立ち話をする程度」、「親しくつきあっている」と分散しています。

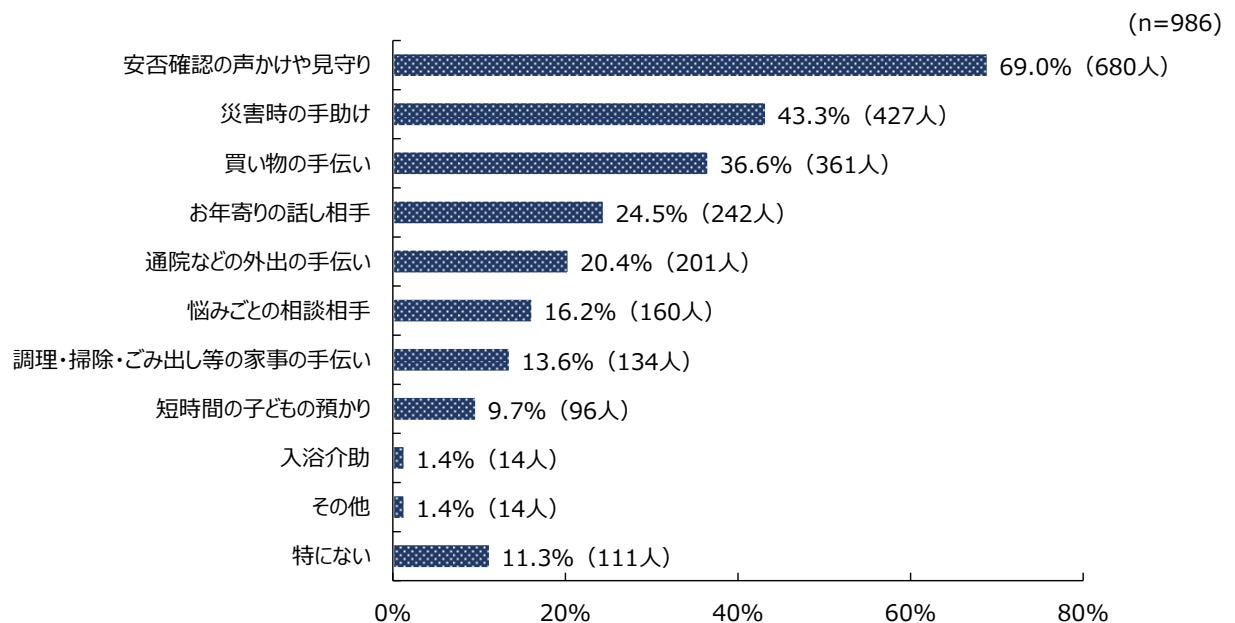
一方で、「ほとんどもしくは全くつきあいはない」孤立している人も皆無でない点に留意が必要です。

## ■地域の人にしてほしい手助け



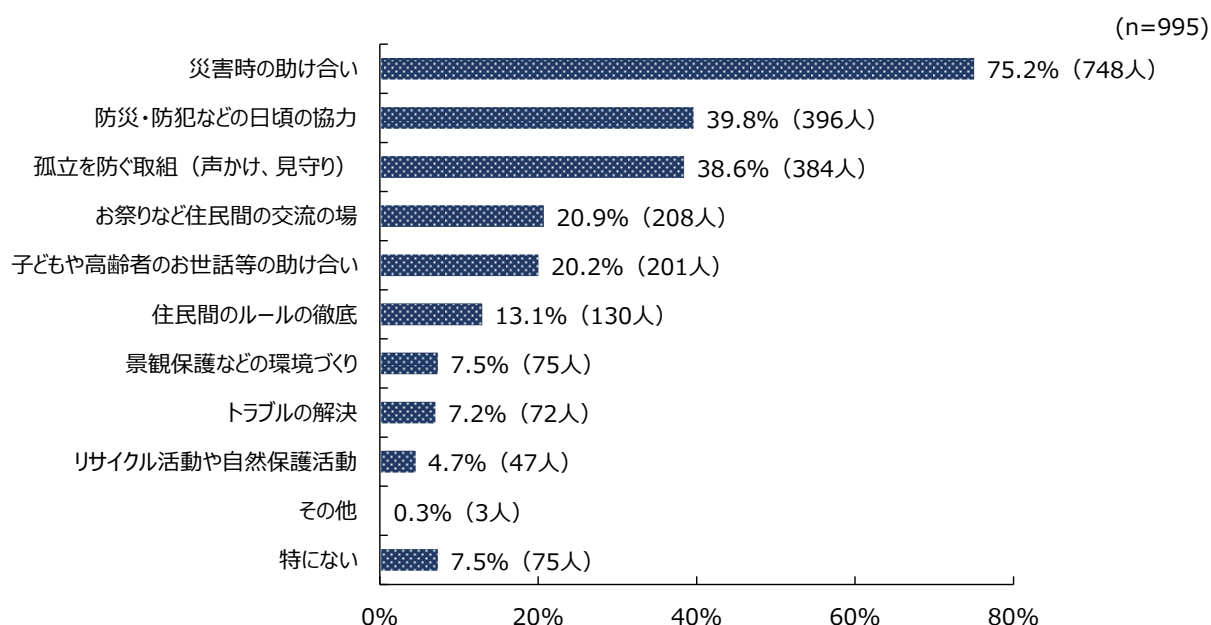
「安否確認の声かけや見守り」や「災害時の手助け」を4割以上の方が望んでいます。

## ■自身ができる手助け（自助）



自身が望む手助け同様に「安否確認の声かけや見守り」や「災害時の手助け」の回答が多くなっています。互助の考えが一定数以上根付いていることがうかがえる結果でした。

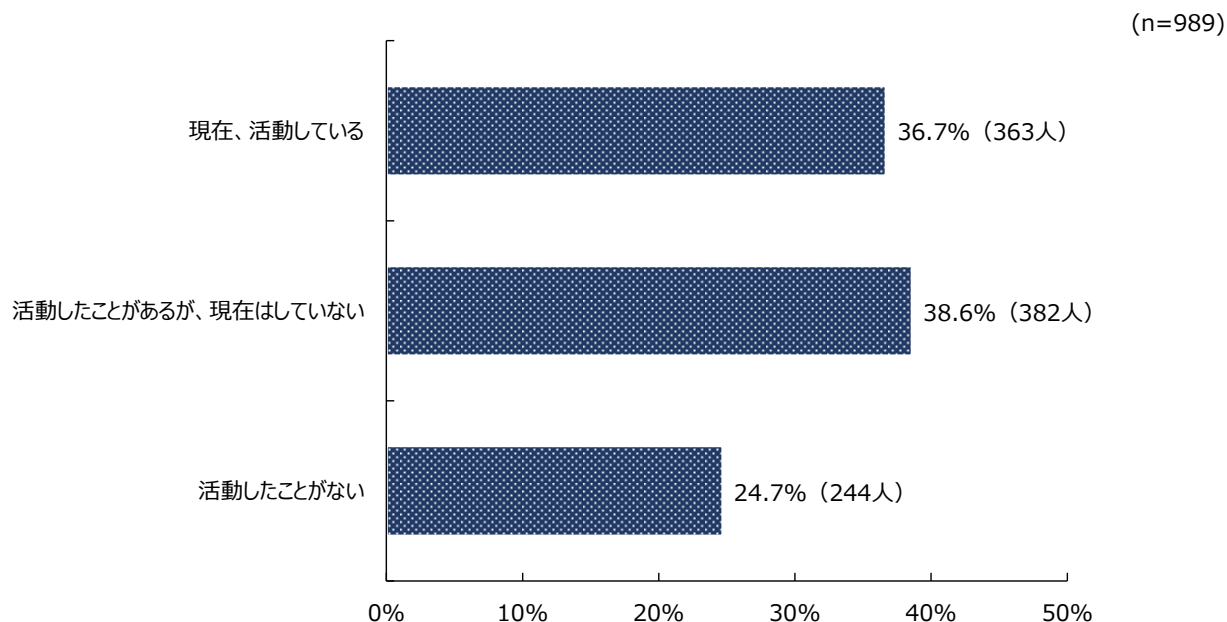
## ■地域社会へ期待する役割



「災害時の助け合い」への期待がとりわけ高く、「防災・防犯などの日頃の協力」や「孤立を防ぐ取組（声かけ、見守り）」も3人に2人以上が期待しています。

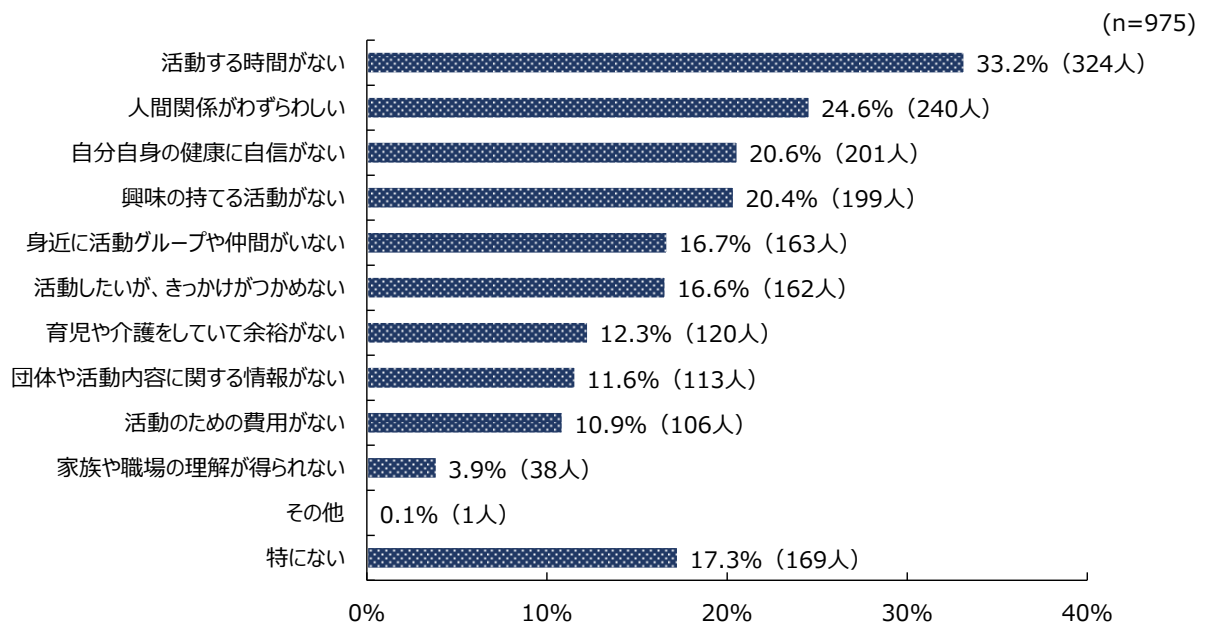
## ③地域活動やボランティア活動等に関する結果について

### ■地域の行事や地域活動の経験



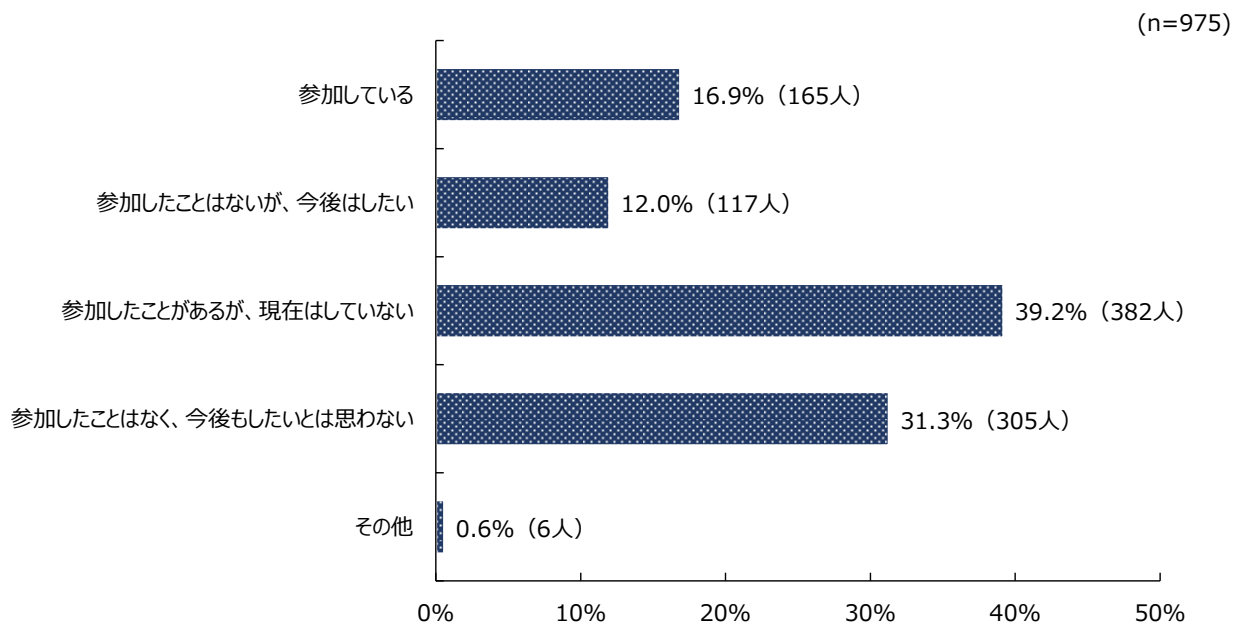
多くの人は、活動中または活動経験のある人ですが、これまでに『地域の行事や地域活動』に一度も参加したことが無い人も4人に1人います。

## ■地域活動参加への支障について



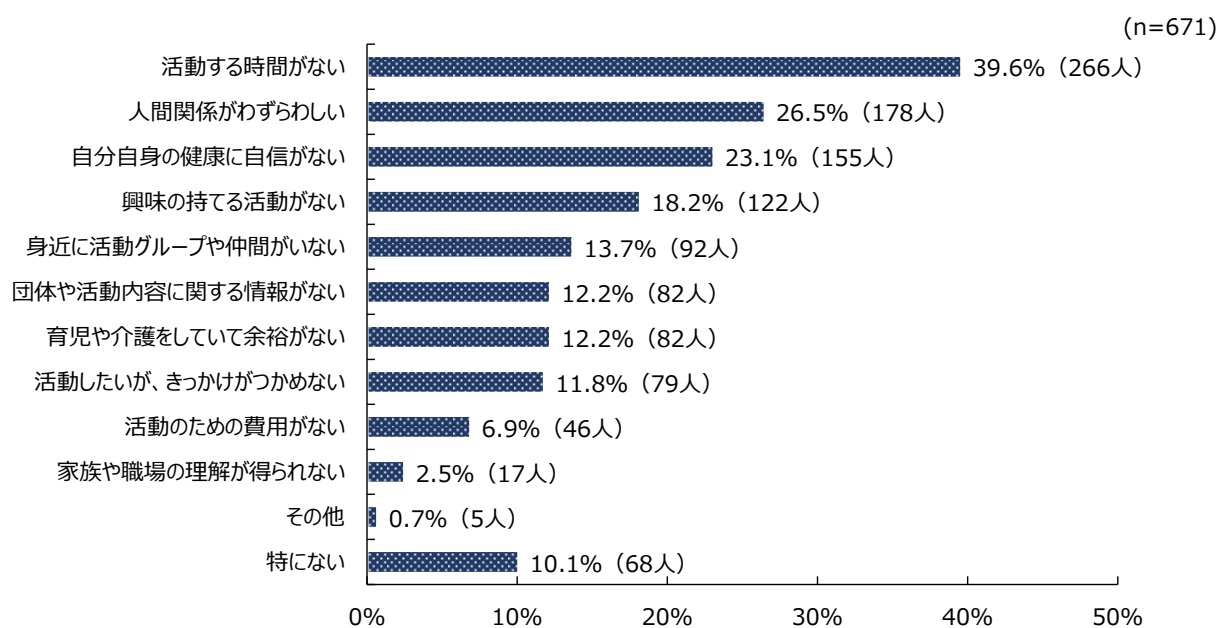
3人に1人は時間的な制約をあげています。

## ■ボランティアへの参加



現在参加中の方も含めて参加経験者が過半数いる一方で、参加に消極的な未経験者も3割程度います。今後は、参加経験はないが、参加意向を有している1割以上の人の育成や実際の参加へ結びつける掘り起しが重要となることがうかがえます。

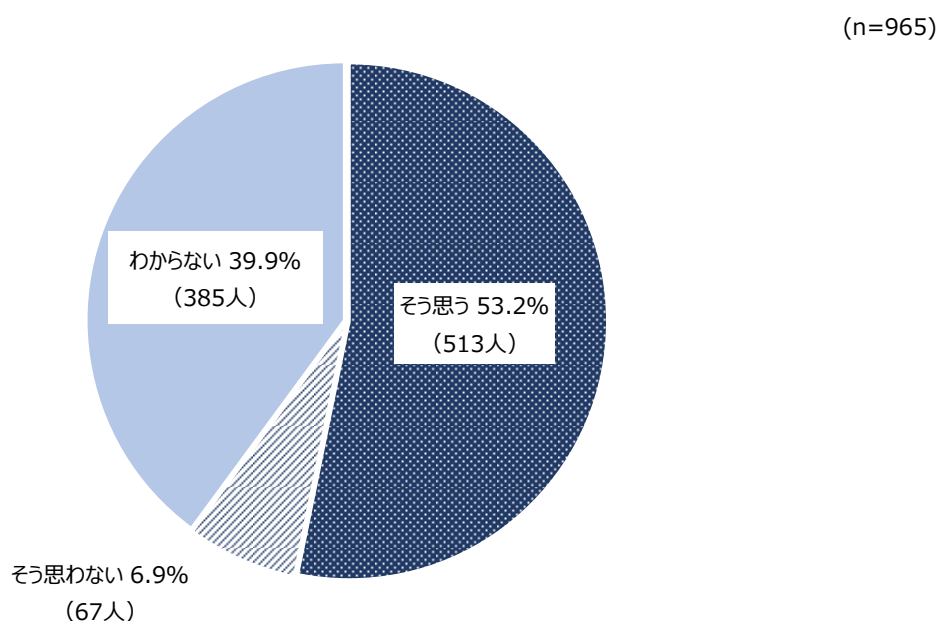
## ■ ボランティア活動参加への支障について



前出の地域活動と同様に時間的な制約が大きな課題となっています。

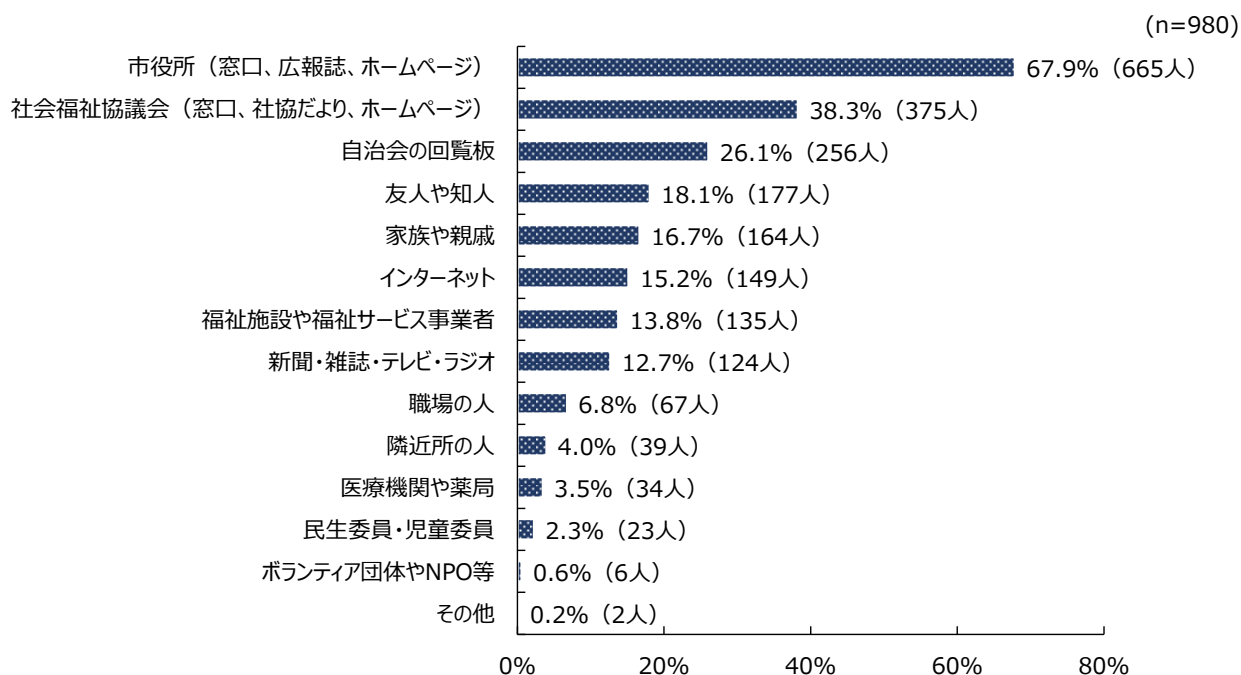
## ④ 地域福祉に関する結果について

### ■ 住民参加による福祉活動の必要性への認識



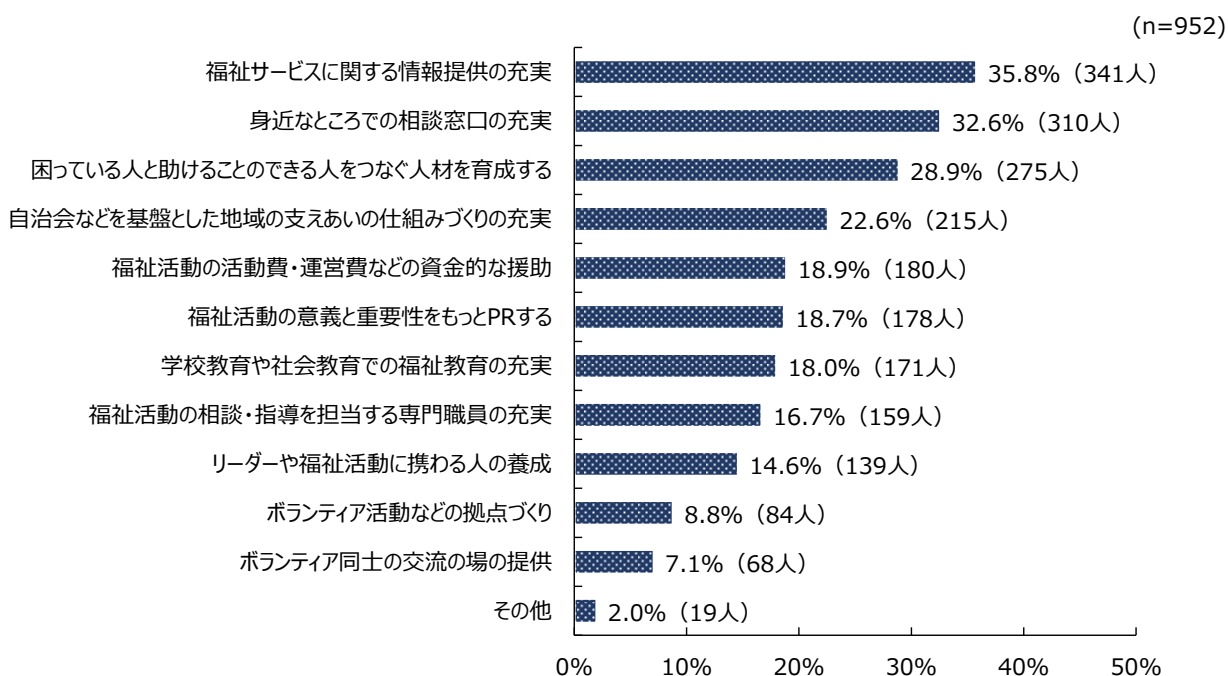
必要と思う人が過半数を占めています。

## ■福祉サービスに関する情報の入手経路



「市役所（窓口、広報誌、ホームページ）」や「社会福祉協議会（窓口、社協だより、ホームページ）」が抜き出て多くなっています。

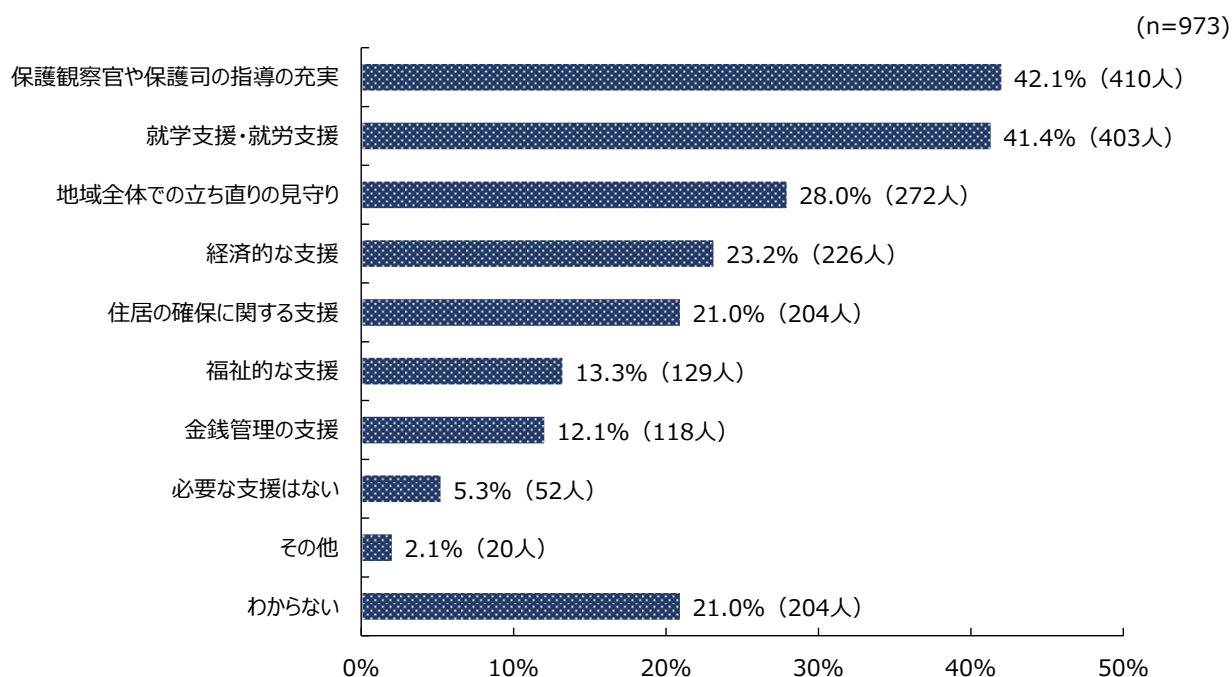
## ■地域での助けあいを活発にするために重要なこと



「福祉サービスに関する情報提供の充実」や「身近なところでの相談窓口の充実」、「困っている人と助けることのできる人をつなぐ人材を育成する」ことが特に重要視されています。

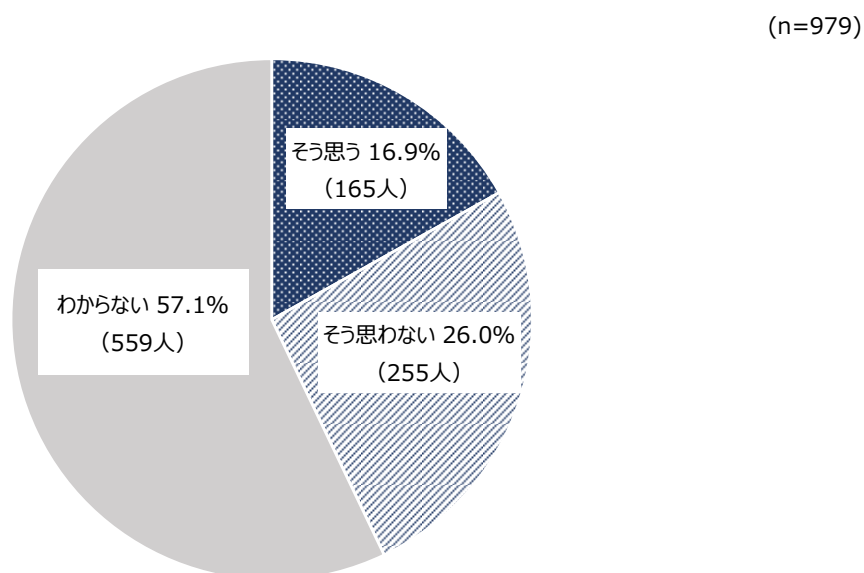
## ⑤非行や犯罪をした人の立ち直りに関する結果について

### ■立ち直りのために必要なこと



「保護観察官や保護司の指導の充実」と「就学支援・就労支援」の必要性を訴える人が特に多くなっています。

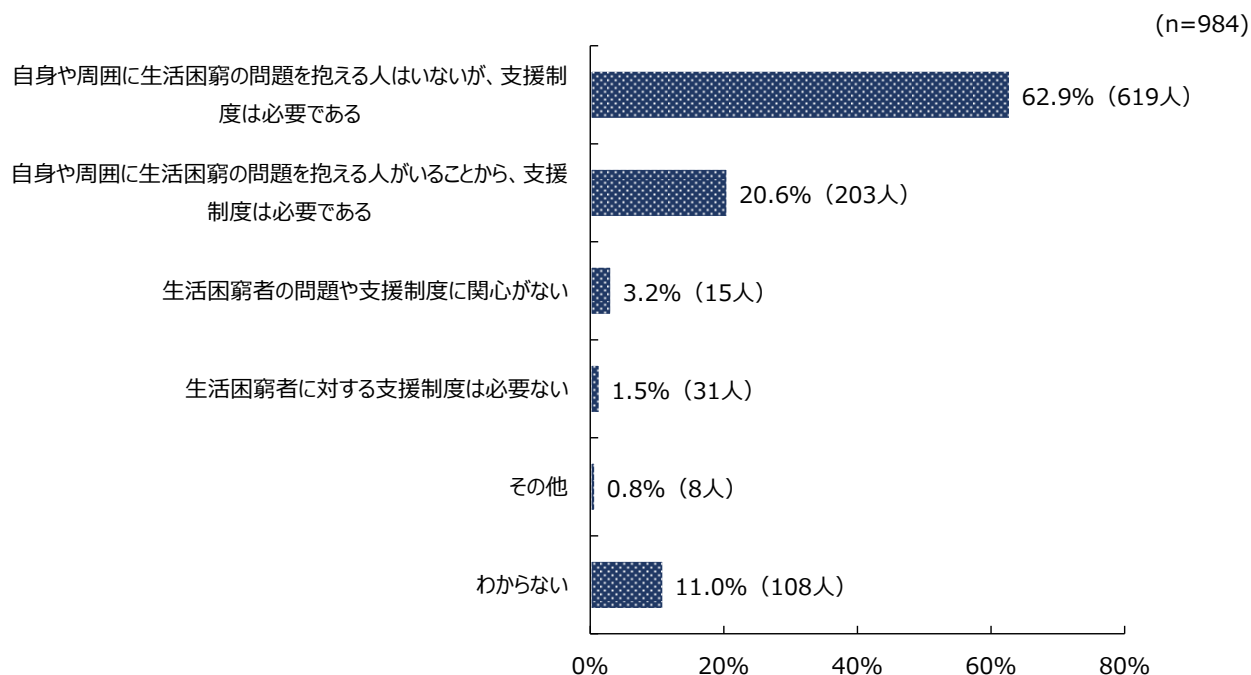
### ■立ち直りへの協力意向



8割以上の方が「そう思わない」または「わからない」と態度を保留しており、非行や犯罪をした人たちの立ち直りへの協力に関しては、消極的な傾向が浮き彫りになりました。

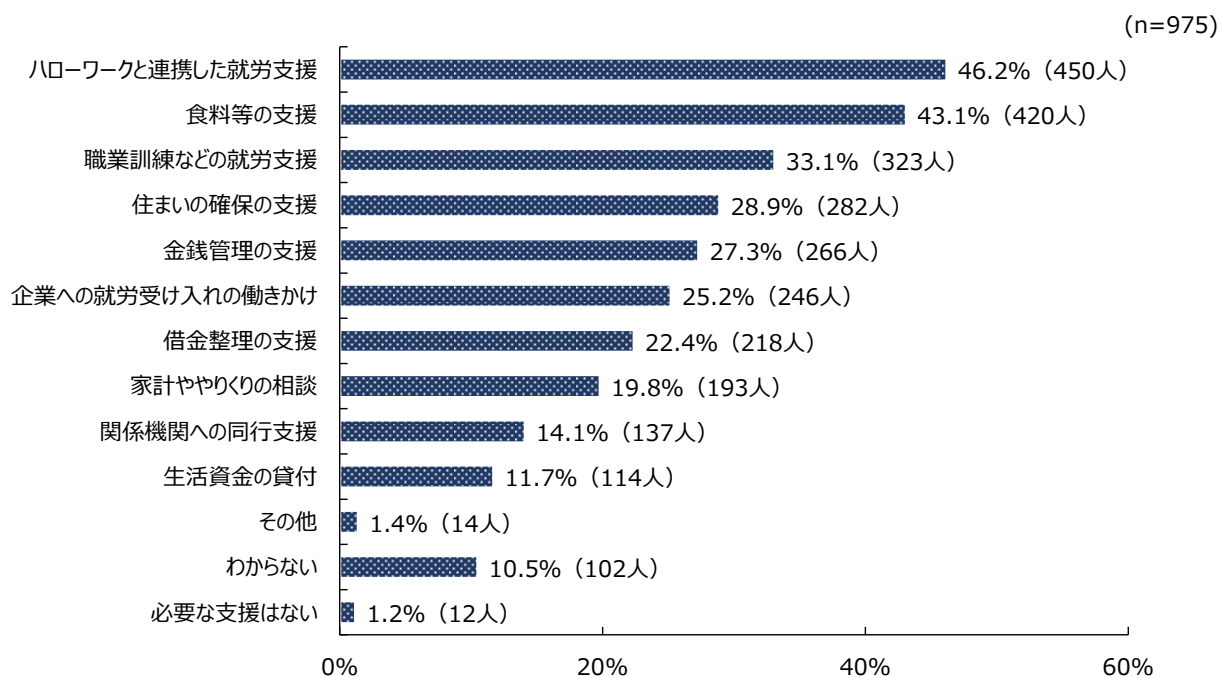
## ⑥生活困窮者への支援に関する結果について

### ■生活困窮者を支援する制度への考え方



8割以上の方が、身近などに該当する人がいる、いないにかかわらず、「必要である」としています。

### ■生活困窮者の自立支援に向けて必要なこと

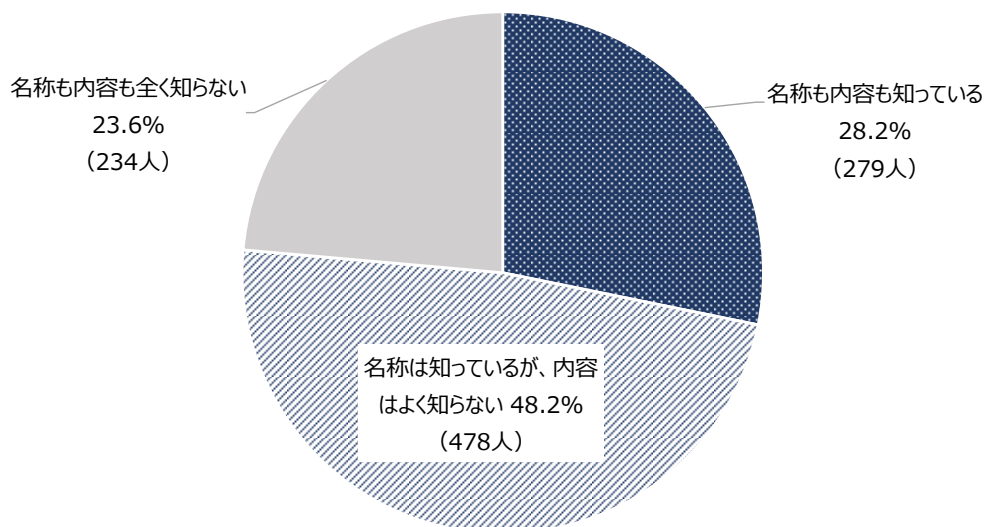


「ハローワークと連携した就労支援」と「食料等の支援」の必要性を訴える人が特に多くなっています。

## ⑦成年後見制度などの権利擁護に関する結果について

### ■成年後見制度の認知状況

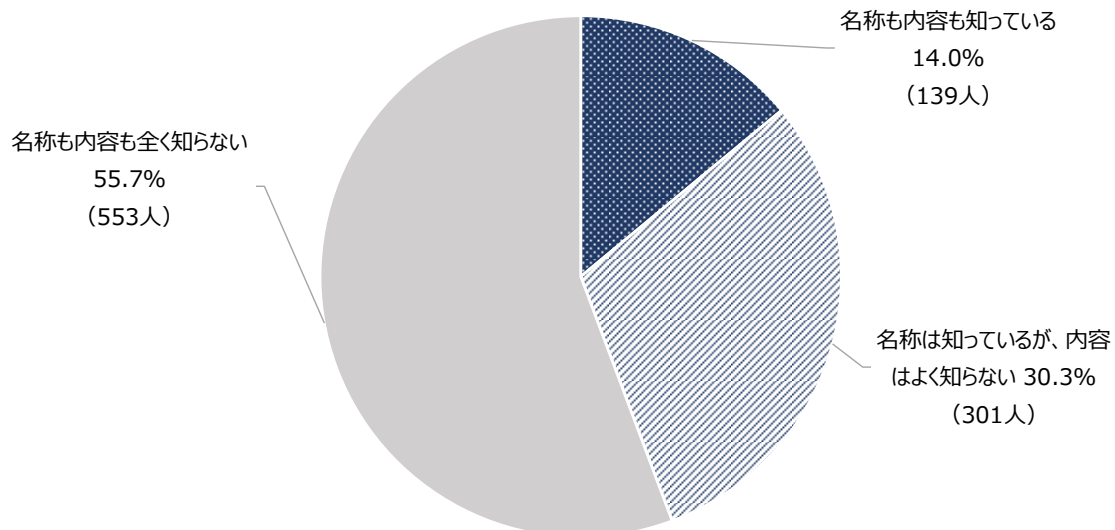
(n=991)



4人に3人以上は制度の名称を認知していますが、内容までを知っている人は限定されます。

### ■市民後見人の認知状況

(n=993)

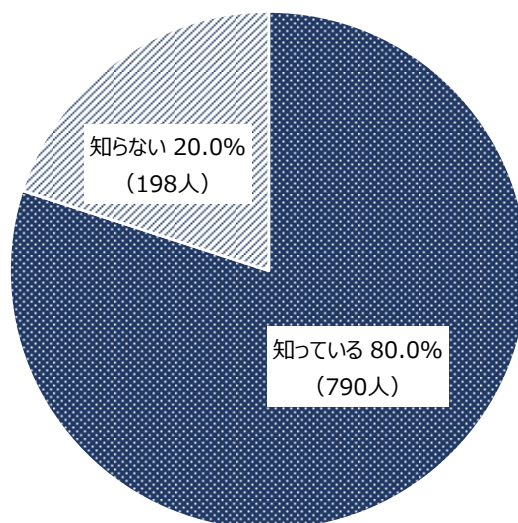


「名称も内容も全く知らない人が過半数を占め、成年後見制度に比べると認知度は低下します。」

## ⑧福祉施策全般に関する結果について

### ■民生委員・児童委員の認知状況

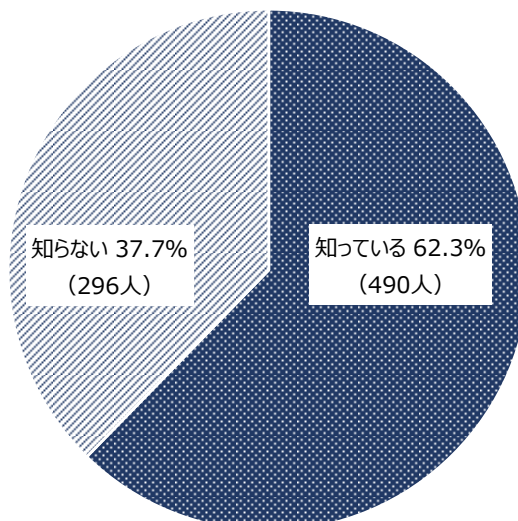
(n=988)



8割の人が民生委員や児童委員の存在や役割を知っています。

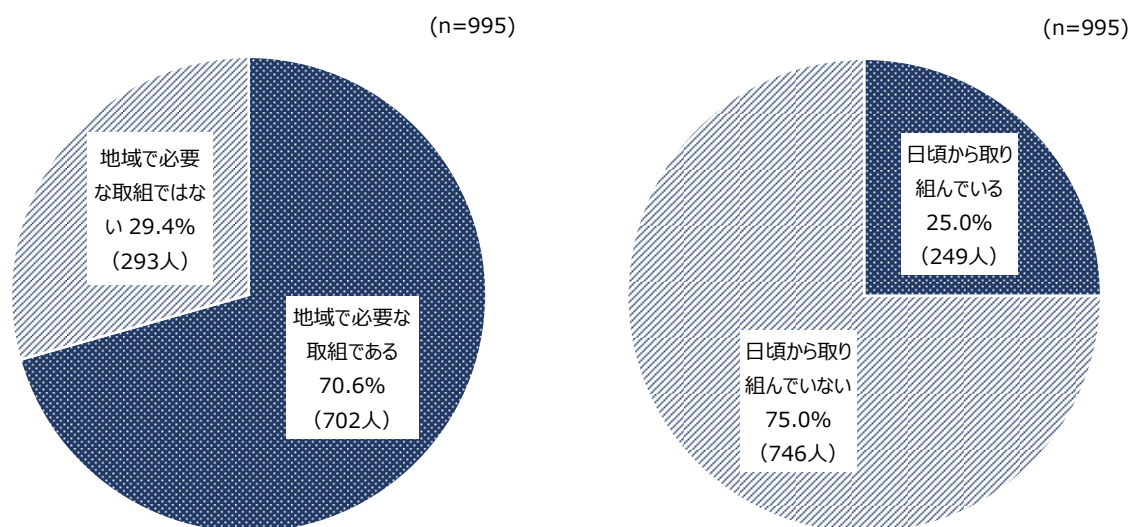
### ■身近な民生委員・児童委員の認知状況

(n=786)



身近な民生委員や児童委員の認知は6割台まで低下します。

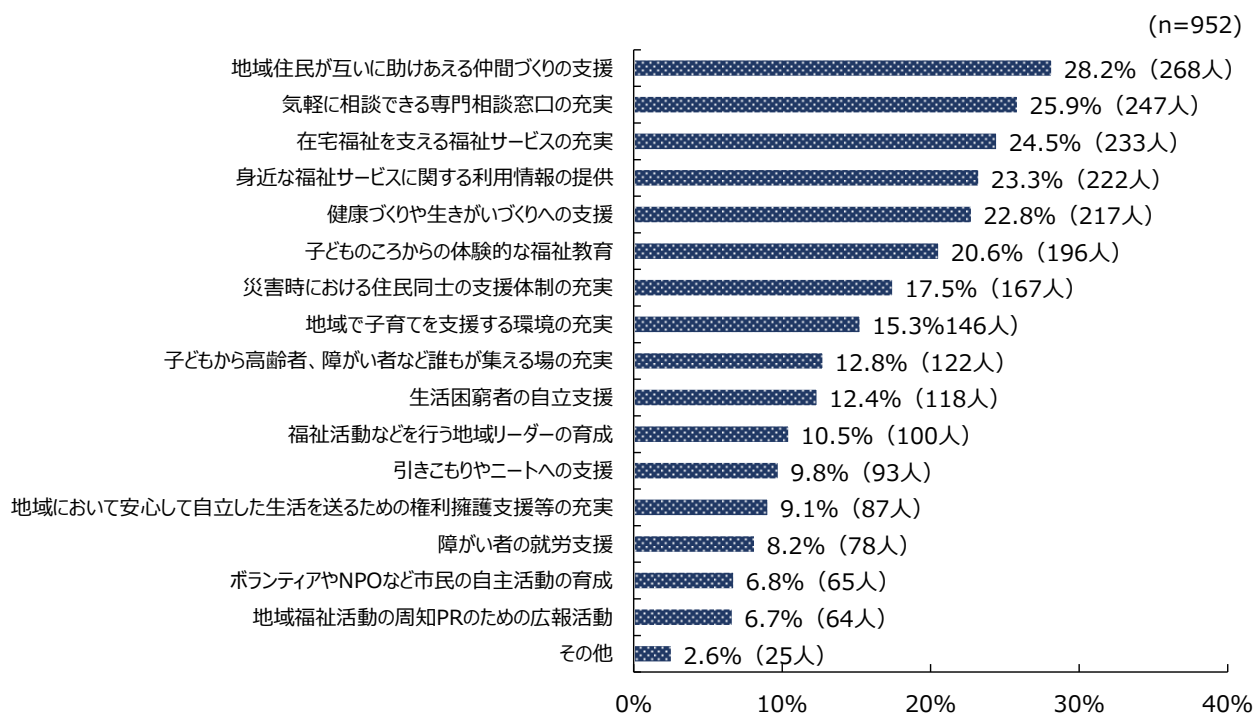
## ■地域の要配慮者について



7割の人は「必要な取組である」としていますが、実際に取り組んでいる人は4人に1人です。

## ⑨これからのまちづくりに関する結果について

### ■市の福祉において重点にすべき事柄



「地域住民が互いに助けあえる仲間づくりの支援」が最も重要視されています。